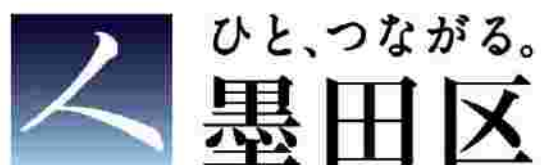


(仮称)

墨田区移動等円滑化促進方針及び

墨田区バリアフリー基本構想

(案)



令和●年●月

墨田区

目 次

第1章 バリアフリー基本構想等策定の趣旨	1
1 策定の経緯・目的	1
2 マスタープラン及び基本構想の位置付け.....	1
3 計画期間.....	2
4 策定体制.....	2
第2章 墨田区の現況とバリアフリーの課題	3
1 区の現況.....	3
2 バリアフリーに関する取組.....	6
3 墨田区交通バリアフリー基本構想等の取組状況	13
4 区民参加と意見反映の取組（基礎調査）	15
5 バリアフリーに関する課題.....	17
第3章 マスタープラン（移動等円滑化促進方針）	19
1 基本理念と基本方針	19
2 移動等円滑化促進地区の考え方	30
第4章 重点整備地区の選定（バリアフリー基本構想）	33
1 検討対象地区の整理	33
2 各地区の現況等	35
3 重点整備地区の選定	49
第5章 バリアフリー事業の方針及び特定事業	69
1 区全体で取り組む事項	69
2 押上駅・錦糸町駅周辺地区.....	71
3 曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区.....	75
第6章 バリアフリー事業の進行管理等.....	79
資料編.....	81



第 1 章 バリアフリー基本構想等策定の趣旨

1 策定の経緯・目的

本区では「交通バリアフリー法」に基づき、平成 16 年 6 月に「墨田区交通バリアフリー基本構想」、平成 17 年 3 月と平成 27 年 6 月に「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定し、区内のバリアフリー化を推進してきました。

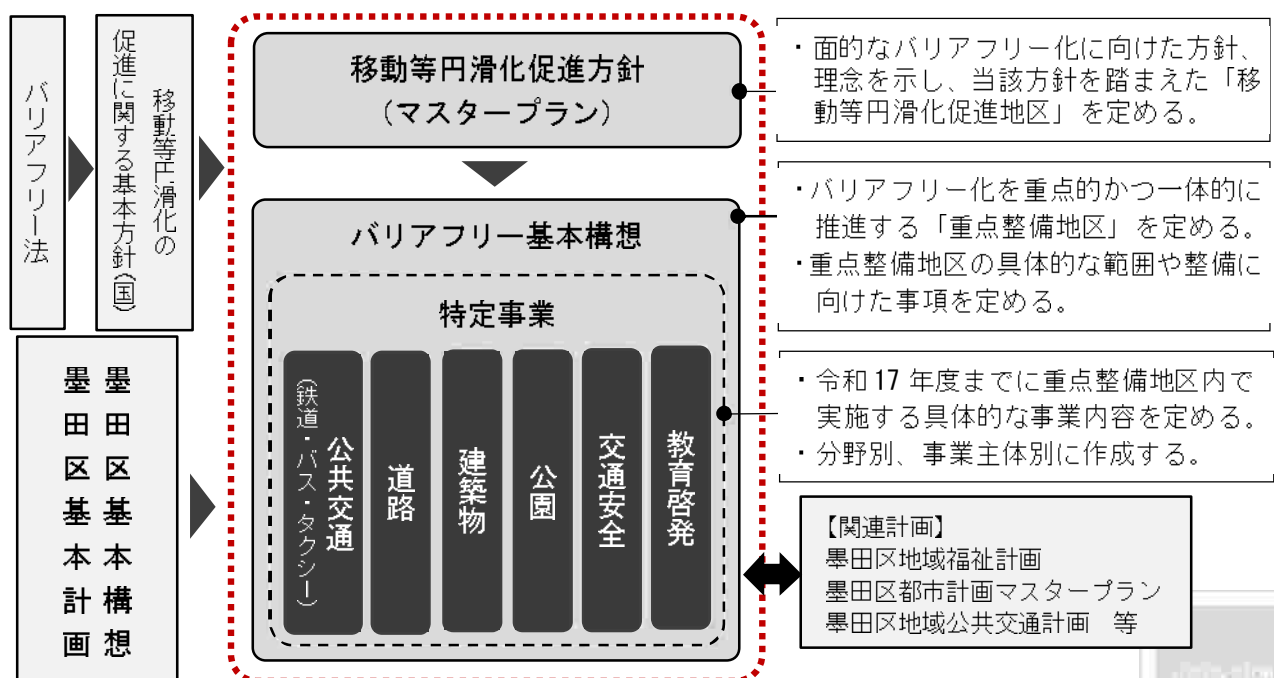
この間、鉄道駅や道路のバリアフリー化が進み、基本構想策定時とは状況が大きく変化するとともに、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」の拡充・統合により「バリアフリー法」が施行され、建物や道路の連続性を確保した「面的、一体的なバリアフリー化の方針」や具体的な事業計画の策定が努力義務となりました。

区全体のバリアフリー化の方針を示し、バリアフリーに関する考え方を共有するとともに、事業者や区民との連携・協力のもと、効果的な施策を展開するため、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化促進方針」（以下「マスタープラン」という。）及び「バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定します。

2 マスタープラン及び基本構想の位置付け

「バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、バリアフリーに関する総合的な方針等を示すものです。

また、区の上位計画である「墨田区基本構想・墨田区基本計画」、関連計画である「墨田区地域福祉計画」、「墨田区都市計画マスタープラン」、「墨田区地域公共交通計画」等との整合を図りながら、区のバリアフリー施策を推進するものです。



3 計画期間

計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度の10年間とします。

なお、各事業や上位関連計画の進捗状況、経済社会情勢の変化等を踏まえて、中間年で見直しを予定しています。

	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17		~
墨田区基本構想												
墨田区地域福祉計画												
墨田区都市計画 マスタープラン												
墨田区地域公共交通計画												
墨田区移動等円滑化促進方針 及び墨田区バリアフリー基本構想												

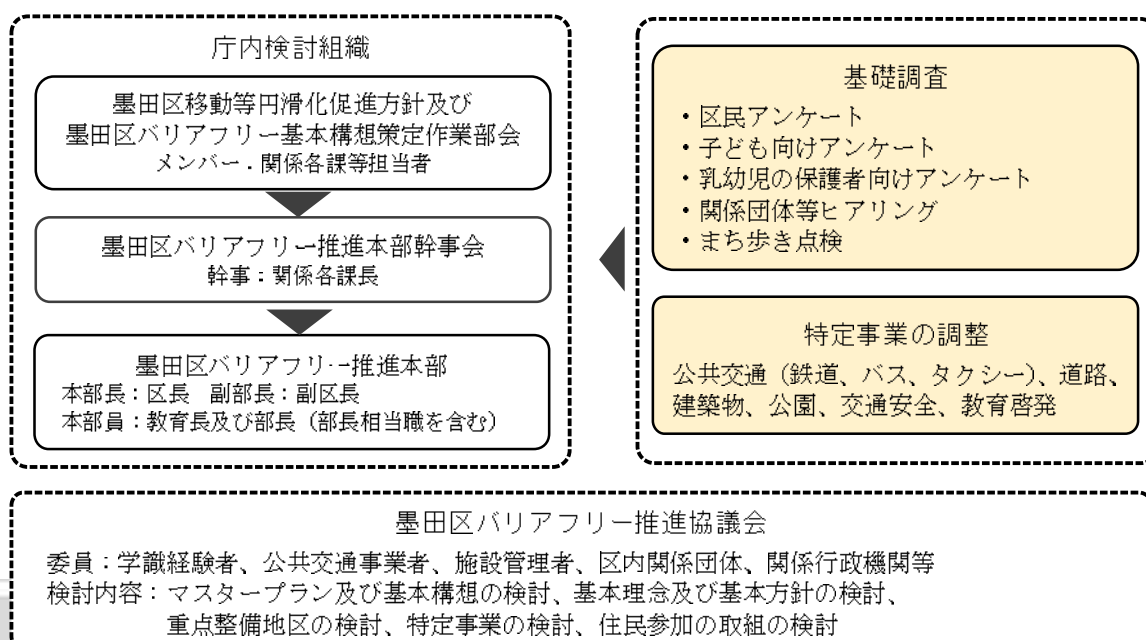
見直し

4 策定体制

マスタープラン及び基本構想の策定は、公共交通事業者や施設管理者、関係団体等から構成される「墨田区バリアフリー推進協議会」でご意見等をいただきながら進めました。

また、庁内においては、関係部署で構成される「墨田区バリアフリー推進本部」、「墨田区バリアフリー推進本部幹事会」、「墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会」を設置し、関係部署間の連絡調整を図りました。

さらに、区民及び乳幼児の保護者等へのアンケートの実施や関係団体等へのヒアリング、まち歩き点検を実施し、区民の意見の反映に努めました。



第2章 墨田区の現況とバリアフリーの課題

1 区の現況

(1) 上位・関連計画等

①墨田区基本構想・基本計画

墨田区がめざす未来のまちの姿を描き、まちづくりの方向性を示す「基本構想」と、将来の姿を区民、事業者、区の協働によって実現するため、区の最上位の総合計画として「基本計画」を策定しています。

第1章 2035年のすみだ「人がつながり 夢をカタチに 墨田区」

第2章 まちづくりの基本理念

- 「人が主役であること」
- 「つながり」を活かすこと
- 「まちの個性」を磨き続けること

第3章 それぞれの視点から見た未来像

- 基本目標1 豊かな感性が磨かれる
- 基本目標2 あたたかいおせっかいがめぐる
- 基本目標3 安全で心地よい暮らしがある

②墨田区地域福祉計画

地域住民等の参加を得て、地域の様々な課題を明らかにするとともに、その解決に向けたしくみをつくる計画です。「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉推進のしくみづくりのため、区民、地域の関係団体・機関、区が、どのような役割を果たすべきか、どのような取組をしていけばいいのか、という方向性を示す目的を持っています。

個々に課題を抱えている区民への支援と、墨田区社会福祉協議会が進めてきた地域づくりとの連携を深め、さらに強化し、「プラットフォームによる地域福祉」という視点を持って、地域福祉を推進していくための包括的な支援体制を整備していくことを目指しています。

〈基本理念〉 互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる

〈基本目標〉

- 基本目標1 包括的に支援するしくみを強化する
- 基本目標2 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

〈バリアフリーや障害者等への理解促進に関連する事業〉

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| ・デジタルデバイドの解消 | ・区立図書館の障害者サービス事業 |
| ・障害者差別解消法普及啓発事業 | ・手話、点訳、音訳、要約筆記等のボランティア育成プログラム |
| ・すみだスマイル♡フェスティバルの開催 | ・交通バリアフリー事業の推進 |
| ・ヘルプカード等の配布事業 | ・福祉のまちづくり施設整備への助成 |
| ・認知症普及啓発 | ・道路等の適正利用の確保 |
| ・幅広い世代への「福祉教育」プログラムの実施 | ・道路バリアフリー整備事業 |
| ・あんしんバリアフリーマップの運営 | |

③墨田区都市計画マスタープラン

都市計画法における市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）であり、東京都の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、墨田区の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を示すものです。

本計画では、商業機能、交流機能、業務機能など多様な都市機能により墨田区の魅力やにぎわいを創出する地区として錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区、押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区を広域総合拠点に位置付けています。また、拠点間で都市機能の分担・連携を図り、人・もの・情報の活発な交流を誘導する拠点連携軸の内、区南北軸については、四ツ目通り、タワービュー通り、曳舟川通りを背骨として区内の交通や人々の移動のしやすさの更なる向上や多様な都市機能の集積を図るものとして位置付けています。

〈まちづくりの目標〉

下町文化にふれあい 人とつながり『すみだらしさ』を次世代に継承するまちへ

〈分野別構想の内、バリアフリーに関連する事項〉

- ・安全で快適に歩ける空間づくり
- ・交通結節点のバリアフリー化の推進
- ・無電柱化の推進
- ・道路・駅の交通安全対策の推進

④墨田区地域公共交通計画

誰もが安全・快適で使いやすい持続可能な交通ネットワークを形成するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域公共交通に関する考え方や方向性を示すものです。

〈目指すべき将来像〉

地域で支える多様な交通ネットワーク

～誰にでもやさしく 快適に移動できるまちの実現～

〈目標〉

- 目標 1 多様な交通ネットワークをつくる
- 目標 2 安全・安心で快適に移動できるまちにする
- 目標 3 誰にでもやさしい交通をつくる
- 目標 4 公共交通を地域で支える
- 目標 5 環境に配慮した交通に転換する

〈バリアフリーに関連する施策〉

- ・乗り継ぎしやすい環境づくり
- ・ユニバーサルデザイン*に配慮した公共交通の実現



(2) 人口等の状況

①人口の状況

墨田区の人口は、平成25年以降、微増傾向で推移しており、令和7年4月1日時点では287,766人となっています。

将来人口推計では、令和17(2035)年に307,526人でピークを迎え、令和37(2055)年には271,175人になると推計されています。

②高齢者等の状況

墨田区の高齢者人口は、令和元年以降、微減傾向で推移しており、令和7年4月1日時点では59,109人となっています。平成30年以降、前期高齢者(65～74歳)は減少傾向ですが、後期高齢者(75歳以上)は増加しています。なお、高齢者の人口の将来推計では、今後数年はほぼ横ばいで推移することが見込まれているものの、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には65,176人、さらに団塊ジュニア世代が75歳以上となる令和32(2050)年には69,975人になると推計されています。

③障害者等の状況

令和6年度末時点の身体障害者手帳所持者*は7,459人、愛の手帳*所持者は1,903人、精神障害者保健福祉手帳*の所持者は2,316人となっています。近年の身体障害者手帳所持者数は微減、愛の手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は微増となっています。

④外国人等の状況

住民基本台帳に基づく外国人の人口は、令和元年から令和4年までは約12,000人でしたが、令和5年以降増加傾向にあり、令和7年4月1日時点では17,035人となっています。

⑤未就学児の状況

平成25年以降の未就学児(0歳から5歳まで)の推移をみると、平成31年に12,855人でピークを迎え、その後減少傾向に転じ、令和7年4月1日時点では10,677人となっています。ベビーカーの使用が想定される0歳から2歳までの人口は平成30年に6,959人でピークを迎え、令和7年4月1日時点では5,520人となっています。なお、こどもの人口の将来推計では、未就学児の人口は緩やかに増加傾向に転じ、令和11(2029)年には12,013人と推計されています。



2 バリアフリーに関する取組

(1) 鉄道駅

- ・錦糸町駅（JR 東日本、東京メトロ）と押上駅（都営地下鉄、東京メトロ、京成電鉄、東武鉄道）では、1 日当たり乗降者数が 20 万人を超えています。
- ・鉄道駅の 1 以上のバリアフリールート整備は概ね完了しているものの、小村井駅では片側ホームで階段昇降機*が必要です。
- ・ホームドア*の整備は、事業者間で整備状況に違いがあり、更なる整備が求められる路線もあります。

鉄道駅のバリアフリー整備の状況

事業者	路線	駅名	1日あたり乗降者数※ ¹	バリアフリールート整備	ホームドア	バリアフリートイレ
JR 東日本	総武線	両国	69,019	○	○	○
		錦糸町	188,345	○	△	○
都営地下鉄	大江戸線	両国	32,093	○	○	○
	浅草線	本所吾妻橋	20,405	○	○	○
		押上	214,236	○	○	○
	新宿線	菊川	23,203	○	○	○
東京メトロ	半蔵門線	錦糸町	100,315	○	○	○
		押上※ ²	175,342	○	○	○
京成電鉄	押上線	押上	210,000	○	○	○
		京成曳舟	18,871	○	×	○
		八広	13,301	○	×	○
東武鉄道	伊勢崎線	とうきょうスカイツリー	115,682	○	×	○
		曳舟	23,356	○	×	○
		東向島	18,205	○	×	○
		鐘ヶ淵	12,332	○	×	○
	亀戸線	曳舟	5,030	○	×	○
		小村井	10,795	△※ ³	×	○
		東あずま	7,523	○	×	○

出典：[乗降者数] 東京都統計年鑑（令和5年）、[その他] 各社ホームページ

凡例：○整備済み △一部整備 ×未整備

※1：乗換者数を含む。JR は乗車人員のみ算出のため、1 日あたり乗降者数は乗車人員を 2 倍して算出

※2：相互直通運転を行う東武鉄道押上駅は、東京メトロ押上駅に計上

※3：小村井駅は、階段昇降機の設置

(2) バス

- ・区内を運行するバスは、3事業者合計で約30系統、延べ2,000本以上となっています。
- ・バス事業者では、ノンステップバス*の導入やスマホアプリのバス接近情報サービス等の提供が進められています。

バス車両のバリアフリー化の状況

項目	令和6年4月時点
総車両数	1,501台
ノンステップバス	1,501台 (100%)

バス停のバリアフリー化の状況

項目	令和6年4月時点
バス停総数	287か所
上屋整備	88か所 (30.6%)
ベンチ整備	94か所 (32.7%)
視覚障害者誘導用 ブロック整備	283か所 (98.6%)

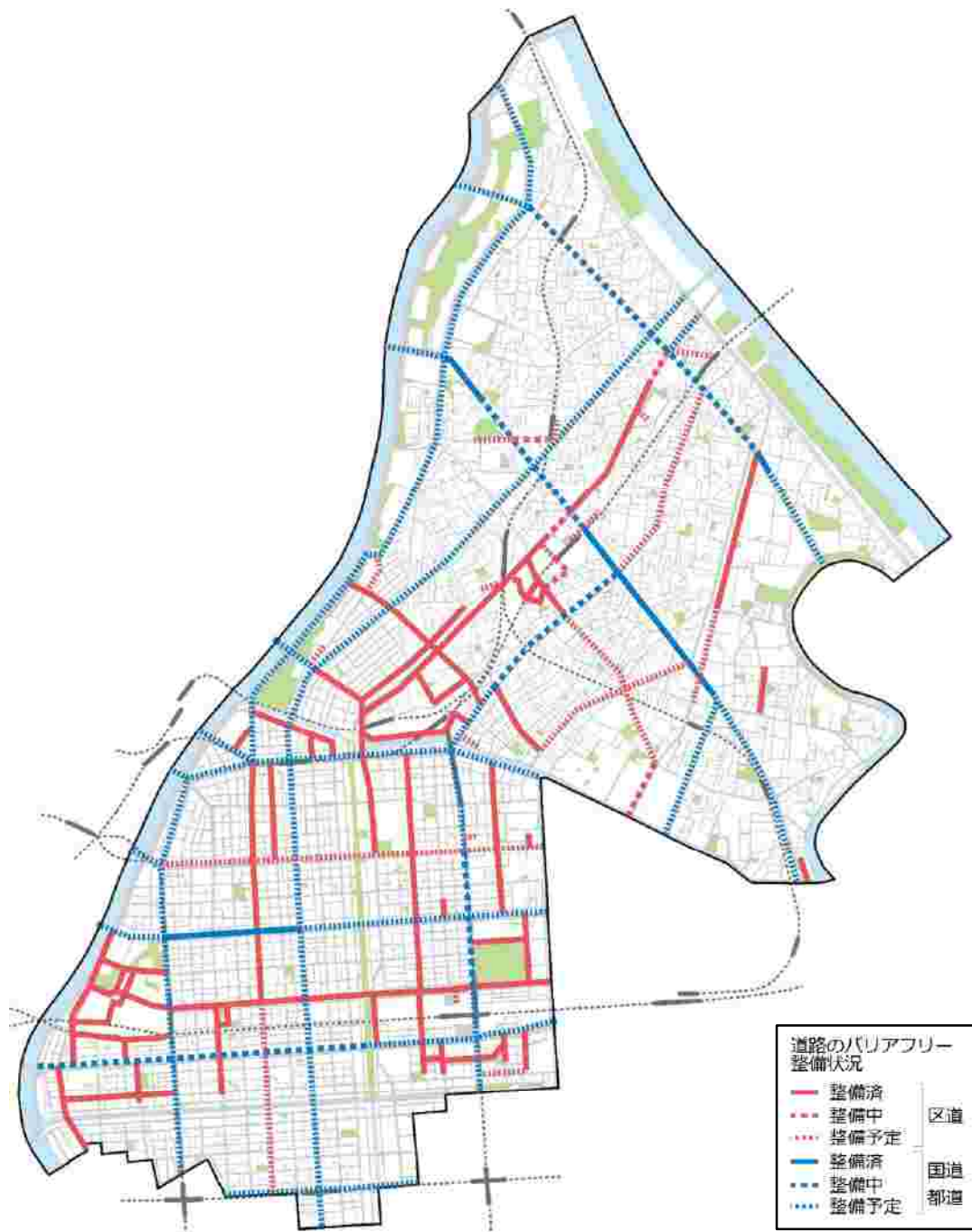
区内のバス停留所・バスルート状況



出典：国土数値情報データ、墨田区資料等より作成（令和6年11月時点）

(3) 道路

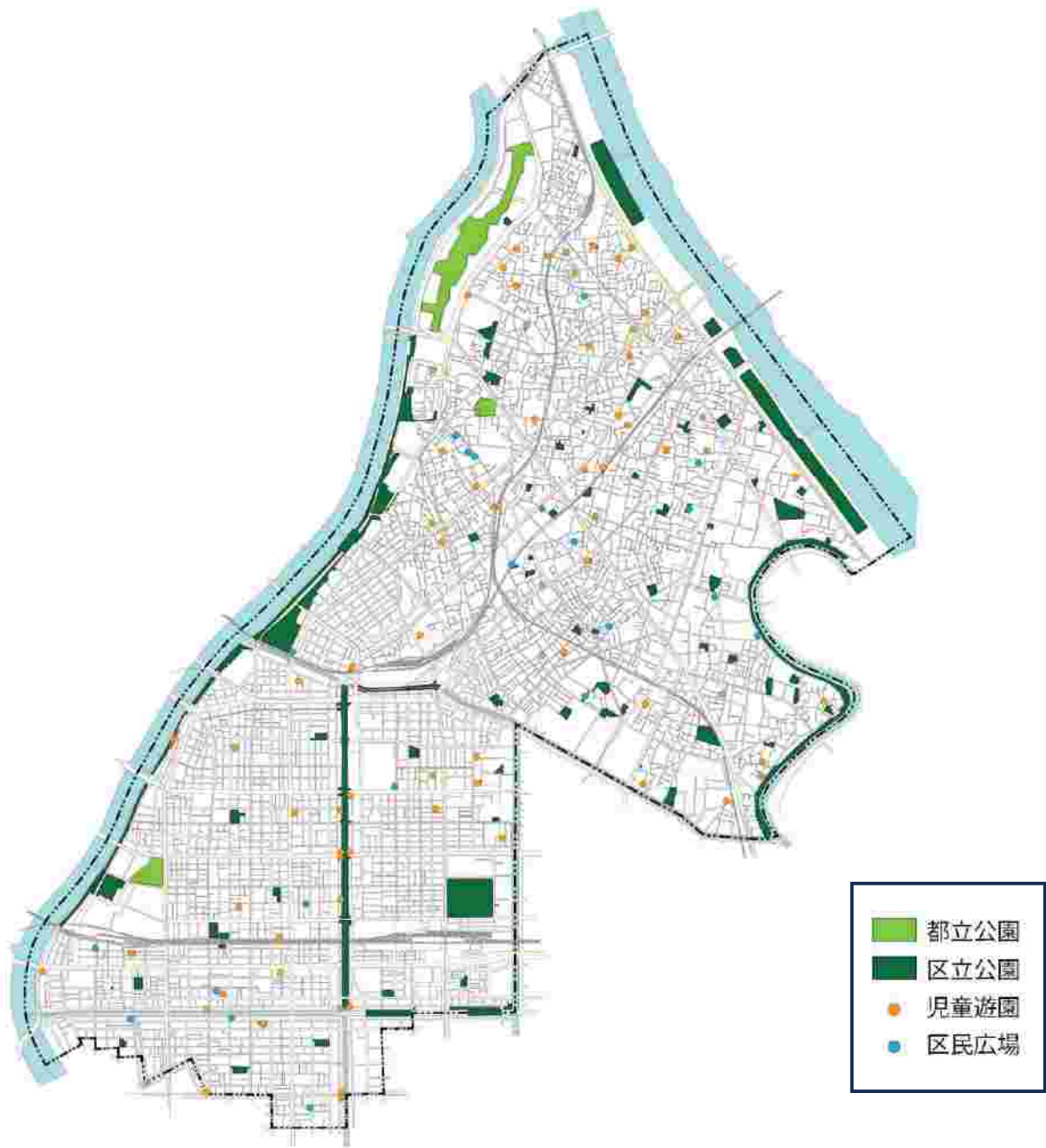
- 区内の道路は、令和6年4月1日現在、総延長で約287km（首都高速道路を除く。）あり、このうち特別区道は約88%を占めています。
- 区では、安全で快適な道路環境を目指して、道路のバリアフリー整備や電線類地中化整備、道幅が4mに満たない細街路の拡幅整備、ガードレール等の交通安全施設の整備等の施策を進めています。



出典：墨田区資料

(4) 都市公園

- ・区内には約 160 か所の公園・児童遊園・区民広場があり、約 4 割が 500 ㎡以下です。
- ・公園等のトイレの約半数はバリアフリートイレ*の整備が完了しており、園路や案内設備等のバリアフリー化も順次進めています。



出典：墨田区公園マスタープラン 公園の分布（令和6年4月策定）

(5) 建築物

- ・区では、令和6年11月に「すみだ保健子育て総合センター」を開館しました。整備にあたっては、障害当事者等を含む区民参加による検討やアンケート調査結果による意見を踏まえて、検討を進めてきました。
- ・既存の公共施設については、墨田区公共施設等総合管理計画、墨田区公共施設マネジメント実行計画等に基づき、計画的な維持管理、修繕、更新等を行っています。その中で、大規模修繕等に併せて、バリアフリーへの対応が不十分な公共施設等については順次対応を図っています。

(6) 交通安全

- ・曳舟駅、京成曳舟駅の周辺では、交通安全特定事業計画が策定され、取組が進められています。
- ・区内では音響式信号機*が90か所整備されています。(令和7年3月時点)
- ・音響式信号機の設置場所は、国道6号(水戸街道)、墨119号路線(曳舟川通り)、都道306号(明治通り)等の幹線道路に集中しています。

路線	実施すべき事業	実施時期
都道306号線(明治通り) (水戸街道～八広中央)	・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保) ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置	平成17～21年度 平成18～19年度
区道119号線(曳舟川通り) (済生会向島病院～曳舟駅)	・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置	平成18～19年度
特例都道465号線(四ツ目通り) (明治通り～曳舟たから通り)	・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保) ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置	平成17～21年度 平成18～19年度
全路道路区間共通	・道路標識及び道路標示の設置 ▶道路標識の超高輝度化 ▶道路標示の適切な補修・高輝度化	継続
	・違法駐車行為の防止のための事業 ▶横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施 ▶墨田区による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック*上の放置二輪車等の指導・取締りの実施 ▶区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施	継続
その他配慮すべき事項	・関係機関との連携の強化 ・周辺の交通規制等との整合性の確保 ・違法駐車行為の防止のための事業の実施	継続



音響式信号機の整備状況・位置図



出典：警視庁ホームページより作成（令和7年3月時点）

(7) ソフト面のバリアフリー及び心のバリアフリーの取組

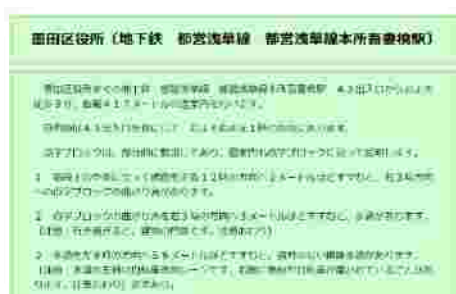
①あんしんバリアフリーマップ

- ・高齢者、障害者、乳幼児を連れた方などが安心して外出し、行動範囲を広げられるよう、公共施設等のバリアフリーに関する情報提供を行うマップを作成、公開しています。
- ・「バリアフリー協力店」等の基準を満たす民間施設も掲載しています。



②視覚障害者のための、ことばの道案内

- ・最寄り駅やバス停留所から、区内の公共施設までの歩くルートのことばで道案内しています。
- ・各施設のルートは、NPO 法人「ことばの道案内」が作成したホームページ（ウォーキングナビ）で公開しています。



③遠隔手話通訳サービス

- ・区役所窓口において手話通訳を必要とする方のために、タブレット端末から手話通訳オペレーターにテレビ電話をつなぐ「遠隔手話通訳サービス」を実施しています。



④冊子「すみダックといっしょに『心のバリアフリー探検ツアー』」の発行

- ・啓発キャラクター「すみダック」「すみピヨ」が、まち中のバリアフリーを見つけるために探検し、心のバリアフリー*を学ぶための小学生向け副教材を作成しています。
- ・学校や区の施設等で配布し、バリアフリーや施設について学ぶ機会に役立てています。



⑤心のバリアフリー応援隊

- ・墨田区内で心のバリアフリーにつながる取組を行う事業者、店舗、NPO 法人、ボランティア団体及びサークル等を「心のバリアフリー応援隊」として認定しています。認定団体の主な取組は、意思疎通の支援、建物のバリアフリー化等の環境整備、心のバリアフリーの情報発信の協力等です。



【認定状況】 7 件（令和 7 年 10 月時点）



3 墨田区交通バリアフリー基本構想等の取組状況

(1) 計画の概要

〔策 定〕平成16年6月

〔計画期間〕平成16年～平成22年

〔附属計画〕「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定（平成17年3月）

「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定（平成27年6月）

〈基本理念〉

だれもが移動しやすく、安全で安心な、ふれあいのあるバリアフリーのまちづくり

〈基本方向〉

- ①ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の推進
- ②区民や当事者等の参加・協働により、身近に感じられるバリアフリー化の推進
- ③墨田区民の優しさがあふれるバリアフリー化の推進

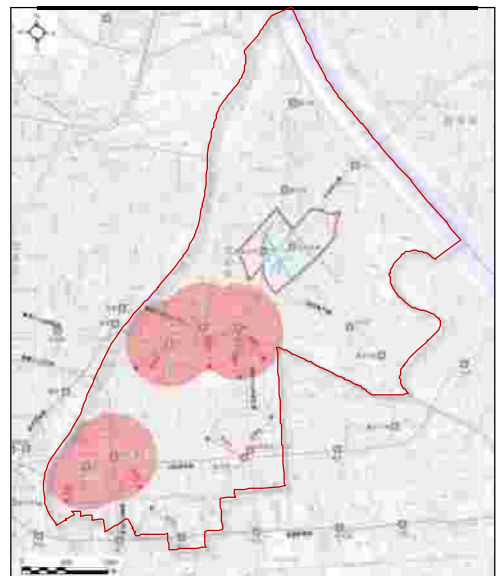
(2) 重点整備地区等の設定

〔重点整備地区〕

- 曳舟駅周辺地区

〔優先整備地区〕

- とうきょうスカイツリー・押上・本所吾妻橋駅周辺地区
- 両国駅周辺地区



(3) 曳舟駅周辺地区における特定事業

公共交通特定事業として、曳舟駅ではエレベーターや触知案内板、音声案内の整備が進められ、京成曳舟駅ではエレベーターやエスカレーター、バリアフリースイレ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備が進められました。

道路特定事業計画として、駅から主要な公共施設に至る特定経路のバリアフリー化が進められました。なお、一部区間については曳舟駅周辺地区の再開発事業等に併せて整備するものとしています。

交通安全特定事業では、交通安全教育の推進や道路標識の高輝度化、音響式信号機の設置が進められました。



(4) 墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画（平成 27 年 6 月策定）

項目	路線	整備等の状況
とうきょう スカイツリー・ 押上・本所吾妻橋駅 周辺優先整備地区	①墨 26 号路線（小梅通り：言問通り～桜橋通り）	済
	②墨 49 号路線（浅草通り～業平四丁目 10 番先）	済
	③墨 111 号路線（浅草通り～横川一丁目 16 番先）	済
	④墨 29 号路線（見番通り：水戸街道～すみだ郷土文化資料館）	未整備
	⑤墨 112 号路線（四ツ目通り～健生堂病院）	未整備
両国駅周辺 優先整備地区	⑥墨 6 号路線（国技通り～京葉道路）	済
	⑦墨 10 号路線（清澄通り～国技館通り）	済
	⑧墨 107 号路線（北斎通り～京葉道路）	済
	⑨墨 7 号路線（両国四丁目 37 番先～清澄通り）	済
	⑩亀沢 2001、2002、2018 号路線（緑町公園周辺）	済
ネットワーク路線	㉖墨 109 号路線（区役所通り：浅草通り～新大橋通り）	一部整備済
	㉗墨 46 号路線（タワービュー通り：浅草通り～北斎通り）	済
	㉘墨 105 号路線（春日通り：清澄通り～四ツ目通り）	未整備
	㉙墨 104 号路線（北斎通り：清澄通り～四ツ目通り）	済
	㉚墨 111 号路線（京葉道路～新大橋通り）	未整備



4 区民参加と意見反映の取組（基礎調査）

（１）区民等へのアンケート調査

区民や子ども、乳幼児の保護者を対象に、バリアフリーに関する関心や意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査では、「施設の利用のしやすさ」、「障害者差別解消法と心のバリアフリー」、「支援を必要としている方への手助けの経験」及び「区の取組」等について尋ねました。

【主な内容】

- ・歩道に関する課題としては、「歩道を通行する自転車」、「歩道の幅員や勾配」、「横断歩道で止まらない車両」及び「歩道と車道の段差や勾配」が多く挙げられていました。また、自由意見では歩道を通行する自転車や電動キックボードがスピードを出していて危ないことが特に挙げられていました。そのほか、施設等のエレベーターやトイレ、ベビーカーや車いすスペースについて、利用しにくいとの回答も一定数ありました。
- ・障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮*の提供」の認知度は約5割～6割であり、その内「言葉も意味も知っている」との回答は約3割～4割でした。
- ・「心のバリアフリー」の認知度は、区民及び乳幼児の保護者向けアンケートでは約3割でした。啓発に必要な取組として、「SNSを利用した情報発信」を約5割の方が選びました。
- ・支援を必要としている方への手助けの経験については、区民及び子ども向けアンケートともに約8割の方が「経験がある」と回答しており、特に「電車やバスで席を譲った」との回答が多いです。一方で、支援を必要としている方への手助けをためらった理由として「何を手助けしたらよいか分からなかった」との回答が2割以上ありました。
- ・子ども向けアンケートでは、バリアフリーに関するマーク、サインの認知度の調査を行った結果、「マタニティマーク」、「ヘルプマーク」及び「障害のある人のためのシンボルマーク」の認知度は7割以上ありましたが、「オストメイト*」、「白杖 SOS シグナル」、「手話マークや筆談マーク」等の認知度は低い結果となりました。

（２）関係団体等ヒアリング

障害者や高齢者など、バリアフリーを必要とする当事者の支援や区と連携した取組を行っている団体や事業者等を対象に、取組の意向や区との連携方法等を把握するため、ヒアリングを実施しました。

【主な内容】

- ・誰かを頼らないと外出できないことを前提として、あきらめがちになってしまうが、一人で外出してやりたいことを実現でき、楽しくいきいきと暮らせると良い。
- ・支援を必要とする方が地域にいることを知り、互いにコミュニケーションが増えることで心のバリアフリーの意識醸成につながる。
- ・外出前に施設やルートの情報を事前に調べることが多い。
- ・道路や施設の管轄、境界によってバリアフリールートが寸断される。
- ・聴覚障害者は音声案内が聴こえないため、電車の遅延や災害時も含めて文字情報があると良い。
- ・高齢者や視覚障害者にとっては歩きスマホやスピードを出して歩道を走る自転車や傘をさした自転車との接触が怖い。
- ・歩道と車道の段差を解消してほしいという意見と視覚障害者は2cmの段差があることで歩道と車道の境界を認識できるので段差がなくなると困るという意見がある。
- ・イベントのチラシ等に会場内のソフト面のバリアフリーの取組が記載されていると、ハード面で対応ができていなくても、障害者や乳幼児の保護者等にとってはイベントに参加しやすくなる。
- ・盲導犬や聴導犬の周知啓発、店内でのソフト面の取組がされてくると、店舗等の利用がしやすくなる。

(3) まち歩き点検

高齢者、障害者、ベビーカー利用者等と公共交通施設や道路、公園等を現地で確認することで、各施設における課題や特徴、好事例等を共有しました。

点検後の意見交換会では、日常の困りごとやバリアが生じている箇所への工夫に関する意見がありました。また、施設整備は限られた条件の中で行うため、設計段階から当事者参画が必要であるといった意見もありました。

①実施概要

日時・天候	令和7年5月27日（火） 天候：曇り 【まち歩き】午後1時30分から午後2時30分まで 【意見交換】午後2時40分から午後3時45分まで
点検経路	【Aルート】押上駅B3出口 → 押上駅前バス停（都営バス） → 四ツ目通り → 区道 → くるみ児童遊園 → すみだ保健子育て総合センター（区内循環バス停留所含む） 【Bルート】錦糸町駅北口 → 四ツ目通り → 錦糸公園 → ひがしんアリーナ → 四ツ目通り → 横川三丁目バス停（都営バス） → 区道 → すみだ保健子育て総合センター
参加者	高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、手話通訳者、車いす利用者、介助者、ベビーカー利用者、区施設管理者等、公共交通施設管理者、警察、墨田区バリアフリー推進協議会会長、墨田区障害者団体連合会会長

②まち歩き点検の様子



5 バリアフリーに関する課題

経済社会情勢や法制度の変化、バリアフリー事業の状況や基礎調査の結果を踏まえ、バリアフリーに関する課題を以下のとおり整理しました。

課題① ハード面・ソフト面の一体的なバリアフリーの推進

区内では、鉄道駅やバス停、道路、公園等、建築物等におけるハード面のバリアフリー整備が行われてきました。引き続き、バリアフリー整備済みの施設等を含めて、現在の基準に適合した整備や見直し等を進める必要があります。一方で、基礎調査の結果では、物理的なバリアに関する意見だけではなく、音声や文字情報の提供、事前の情報収集、エレベーターや優先スペース等の利用、歩道を通行する自転車等に関する意見も多くみられています。

ハード面のバリアフリー整備には時間と費用がかかることから、高齢者や障害者等の移動や利用に資する情報提供、バリアフリー施設の利用案内、区民への交通ルールの周知啓発といったソフト面のバリアフリーも併せて実施していく必要があります。

課題② 障害者差別解消法や心のバリアフリーの更なる周知

区民アンケートの結果では、困っている方等に対する手助けは約9割の方が経験をしている一方で、障害者差別解消法で義務化されている「不当な差別的取扱いの禁止」と「行政機関等及び事業者における合理的配慮の提供」の両項目に対する認知度は3割弱と低く、「心のバリアフリー」の普及啓発とともに、一層の周知啓発が必要であると考えられます。

これまで、パンフレットやチラシ、動画による周知啓発や学校教育における取組が進められていますが、今後は周知啓発内容の充実や区民への理解促進を効果的に実施するため、関係機関等の連携が必要であると考えられます。

課題③ 区民、関係団体、事業者との連携によるバリアフリーの推進

障害者や高齢者、乳幼児の保護者、外国人など、バリアフリーが必要な区民は多岐にわたるため、施設整備や施策の実施にあたっては、様々な意見を反映させる必要があります。

これまでも区内では様々なバリアフリー事業が進められてきましたが、区民アンケートや関係団体等へのヒアリング、まち歩き点検では、日常生活における課題、施設利用時の困りごと、利便性の向上に関する意見等がありました。

今後は、墨田区バリアフリー推進協議会を活用した区民、関係団体、事業者によるバリアフリー推進体制を構築し、実施主体別の進捗状況を把握するとともに、当事者参画の視点を重視しながら区全体のバリアフリーを推進していく必要があります。





第3章 マスタープラン（移動等円滑化促進方針）

1 基本理念と基本方針

マスタープランの基本理念及び基本方針は、区の関連計画や基礎調査の結果を踏まえて、以下のとおり設定し取り組むものとします。

基本理念には、高齢者や障害者、子育て世代など、すべての区民が安心して外出し、安全に移動できるまちづくりを目指す思いが込められています。基本理念の実現のためには、物理的なバリアの解消だけでなく、心のバリアフリーの推進が不可欠です。区民一人ひとりが相手の立場を理解し、助けあいと思いやりの心を育むことで、だれもが尊重しあい、支えあう社会の実現を目指します。

〈基本理念〉

だれもが自由に出かけられ、互いに助けあい思いやるまち

〈基本方針〉

- ①区民の心のバリアフリーの推進
- ②ソフト面のバリアフリーの推進
- ③ハード面のバリアフリーの推進

当事者参画の視点

①区民の心のバリアフリーの推進

バリアフリー施策の推進にあたっては、ハード面・ソフト面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーの意識醸成が大切です。区民等でのアンケート結果では、8割の方が手助けの経験がある一方で、何を手助けしてよいか分からなかったという回答もありました。聴覚障害や内部障害、精神障害、発達障害、認知症など、外見では障害があることが分かりにくい人がいることや、重複障害を含め、様々な種類や程度があることを区民、事業者、行政機関の方々に周知し、相互理解を進めていくことで心のバリアフリーの推進を図ります。

心のバリアフリーを体現するための3つのポイント

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

—ユニバーサルデザイン 2020 行動計画—

具体的な取組事例	実施主体
・高齢者や障害者など、支援を必要とする方々との交流機会の創出、相互理解やコミュニケーションの重要性の周知 ・区報やホームページ、ポスター、動画、冊子等による意識啓発 ・教育関連事業と連携した体験学習や特別支援学校との副籍交流事業*の継続によるバリアフリーに関する理解の促進	区

◆マンガでわかる！すみダックと学ぼう みんなで支え合う 心のバリアフリー（墨田区発行）

墨田区では、障害のある人の困りごとや基本的なコミュニケーション方法、サポートする時の注意事項等を紹介した冊子を作成しています。



知ってほしいな

きつおんのこと

言いたいことが頭に浮かんでいるのに、その言葉がスムーズに出せない症状を、「**吃音**」といいます。

き・き・き・き・うね しゃべり遅発 言葉の一部をくりかえす 外から見える症状	き——のうね しゃべり伸発 言葉の一部を伸ばす	……っぎのうね しゃべり難発 力が入り、つまって声が出づらい
---	---	--

話しづらさ・吃音への嫌な思い

言葉くりかえしたり伸ばしたりして話すことは、本人の意思ではありません。このような話し方をからかわれると、自分の話し方に自信を失い、話す前に不安を感じてさらに話しづらくなってしまう場合があります。

また、吃音のある人は必ずしも焦っているわけではありません。「ゆっくり」「落ち着いて」などと良かれと思って言ってしまうがちですが、このような声かけは効果がなかったり、プレッシャーとなる場合もあります。

話し方ではなく、相手の話す内容に耳を傾けて、最後までゆっくり聞くことが大切なんだね

②ソフト面のバリアフリーの推進

バリアフリー法に基づき、各施設において高齢者や障害者等の移動等円滑化に必要な支援や情報提供、施設等職員の教育、高齢者や障害者等設備の利用に関する周知啓発が行われています。

だれもが安心して暮らせる社会をつくるために、様々な方が移動、利用等がしやすくなるような情報発信の工夫やコミュニケーションツールの導入等といったソフト面のバリアフリーを推進します。また、災害時を想定した適切な情報伝達や要配慮者の避難支援も推進します。

なお、区民アンケート結果では、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」の認知度が低いことから、引き続き周知啓発に取り組んでいきます。

具体的な取組事例	実施主体
・「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」に関する周知啓発	区
・公共交通機関における発車時刻や案内表示等の情報の充実	公共交通事業者
・職員対応等の接遇向上によるソフト施策の充実 ・優先席、ベビーカーや車いすスペース、エレベーター等の利用しやすさの向上 ・施設内のバリアフリー情報の内容の充実、コミュニケーションツールの導入	区 公共交通事業者 施設管理者
・歩行者、自転車等の利用者に向けた交通ルールの周知啓発	道路管理者 交通管理者

◆障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について

□不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、サービスなどの提供に当たって場所や時間帯を制限したりするなど、障害のない人と異なる取扱いをして障害のある人を不利に扱うことは禁止されています。

また、正当な理由がある場合は、障害のある人にその理由を説明して理解を得るよう努める必要があります。

□合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除いてほしいとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で、その障害者本人にあった対応をすることです。

合理的配慮の提供では、障害のある人と事業者等が対話を重ね、お互いに理解しあいながら、ともに対応案を検討する建設的対話が重要です。また、双方が持っている情報を伝えあい、建設的対話に努めることで、目的に応じた適切な手段を見つけていくことができます。

合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

- 「前例がありません」：合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。
- 「特別扱いできません」：合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。
- 「〇〇障害のある人は」：同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なるため、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。

③ハード面のバリアフリーの推進

移動や施設利用時のバリアを取り除くため、公共交通事業者や施設管理者等と連携し、ハード面のバリアフリー化を進めていきます。また、バリアフリー化を優先的に進める必要のある地区や面的・一体的なバリアフリー整備を進める地区を選定しながら、効果的なバリアフリー整備を進めていきます。

さらに、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や段差解消など、施設管理者間で調整・協議を行いながら、連続性のあるバリアフリー事業に取り組んでいきます。

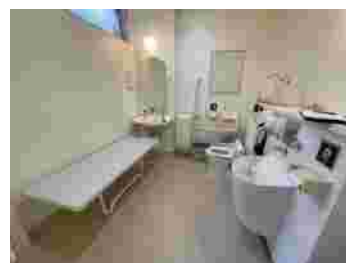
具体的な取組事例	実施主体
・関係機関等（公共交通事業者、道路管理者、公共施設等の管理者）の連携によるバリアフリールートの確保 ・段差の解消、階段や廊下等への手すりの設置、エレベーターの整備、バリアフリースイール（オストメイト対応、ユニバーサルシート、ベビーチェア、オムツ交換台）の整備、ベンチの整備、視覚障害者向けの音声誘導設備の導入	区 公共交通事業者 道路管理者 施設管理者
・公共交通機関や公共施設のバリアフリー化	公共交通事業者 施設管理者
・歩道の拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、音響式信号機、エスコートゾーン*の整備等	道路管理者 交通管理者 施設管理者
・道路整備事業や無電柱化事業等に合せた歩道の整備や拡幅、自転車走行空間の確保 ・道路や各施設における定期的な点検や補修の実施	道路管理者 施設管理者



横断歩道上のエスコートゾーン



自転車ナビマーク



バリアフリースイール



【当事者参画の視点】

マスタープラン及び基本構想の策定にあたっては高齢者や障害者、子育て世帯、子ども等の意見を収集し、内容や事業等への反映に努めました。今後の各事業の実施や見直しにあたっては、計画から整備に至るまで当事者の意見を尊重しながら進めることとします。

また、施設管理者等は所管する施設の新設・改修・見直し等にあたっては、原則として当事者参画の場を設け、意見を取り入れながら検討を進める必要があります。さらに、実施後は企画・運営内容や意見収集方法の振り返りを行うとともに、墨田区バリアフリー推進協議会等の場を活用して関係者で実施結果を共有することで、効果的な当事者参画の実施に向けた知見を蓄積します。

具体的な取組事例	実施主体
・施設の計画、設計、施工段階における当事者参画の実施 ・維持管理や運営時における当事者参画による点検等の実施や窓口対応の確認、改善点の確認 ・当事者参画の実施結果の共有及び蓄積	区 道路管理者 施設管理者 公共交通事業者 交通管理者

◆当事者参画の考え方

施設や設備等の整備後により利用しやすくなるように改善を図ることは、物理的な制約やコスト等により、対応が難しい場合があります。また、各ガイドライン通りに整備をしても、実際には多様な利用者にとって利用しづらいケースもあります。

そのため、施設管理者が施設等の新設・改修・見直し等を行う際、高齢者や障害者等の利用者に計画・立案の段階から参画を求め、幅広く意見収集や意見交換を行い、現状や課題の抽出、必要な整備等を把握したうえで整備を進めることが重要です。また、多様な当事者の参画により、整備後の評価を行い、以後の計画や事業に反映していくことが重要です。

◆当事者参画の効果

①多様なニーズの理解

当事者参画を実施することで、様々な当事者の施設利用時の困りごとや今まで気付かなかったニーズを把握する機会となります。また、当事者が、法令の基準や技術的にできること、できないことを学ぶ機会、他の当事者のニーズに気付く機会にもなります。

②当事者を含むすべての人にとって、より使いやすい施設に近づく

施設の状況により、様々な条件や制約が異なるため、基準やマニュアル通りに整備するとしても、計画・設計等で具体的な仕様や配置をどのように行えばよいか、判断に迷う場合があります。また、スペースに限りがあり、何を優先すべきか選択が必要な場合もあります。

当事者参画を実施することで様々な視点が加わり、ニーズに適った対応が困難な場合の代替案やより有効な整備に結び付き、すべての人にとって、使いやすい施設づくりにつながります。



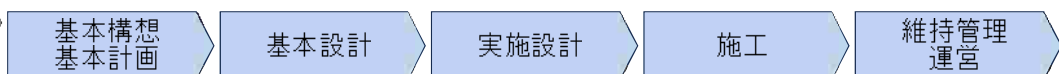
当事者参画の実施方法

1. 対象とする当事者と実施段階の例

〈対象とする当事者の例〉

○高齢者 ○車いす使用者 ○肢体不自由者 ○視覚障害者 ○聴覚障害者
○知的障害者 ○精神障害者 ○発達障害者 ○認知症の人 ○外国人
○乳幼児連れの保護者 ○小・中学生等 ○心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含む）のある人

〈実施段階の例〉



2. 当事者参画を実施する際の留意事項

①障害特性の十分な理解

当事者目線での施設整備を行うためには障害特性を十分に理解することが必要です。障害の特性によって移動上の困難さや情報伝達の方法が様々であり、個別のニーズを理解することが重要です。

設備によっては当事者間で相反するニーズや意見が生じることもあるため、建設的対話を通じて相互理解が得られるよう進めることも重要です。

②実施時の情報保障等

関係団体等へのヒアリング、まち歩き点検、説明会では、情報保障として当事者に必要な配慮をあらかじめ確認した上で、音声の読み上げや手話通訳、触れる図面や素材のサンプル等を準備する必要があります。

まち歩き点検では、実施に適した季節や安全なルートを選定、肢体不自由者や視覚障害者、乳幼児連れの保護者への移動支援、各施設のバリアフリー設備の事前確認が必要です。また、まち歩き点検実施中とは異なる荒天時や別の時間帯の状況についても意見を聞くことで、より多くの視点で情報収集することができます。さらに、意見の取りこぼしがないように、移動中の発言等を記録する体制を整えるほか、意見を言い忘れてしまうケースや意見がまとまらず発言に至らなかったケースについて、後日フォローを行う等の工夫も必要です。

これらの準備を行う際にも、随時、継続的に必要とされる当事者から意見を聞きながら進めることが重要です。また、下記の④で得られる企画・運営の振り返りや課題についてのノウハウの蓄積も、ここで活用することが効果的です。

③多様な当事者の参画と意見の取扱い

当事者参画の実施にあたっては、できるだけ多様な当事者が参画できるようにすることが望ましく、事業者等の都合により、参画を求める団体と求めない団体を区別することのないようにします。併せて、参画の機会がないその他の当事者からも意見が表明できる機会を付与することで、検討内容が深まることが期待されます。

なお、当事者間、当事者と事業者等との間で意見が一致しないことも考えられますが、物理的制約や予算上の制約、ニーズのトレードオフを関係者が認識した上で、実現性の高い解決策を検討することが重要です。

また、収集した意見については、どのような意見が出てきているのか、当該意見に対する実施の可否や対応できない場合はその理由を明らかにすることが望ましいです。

④実施後の記録・振り返り

当事者参画で得られた意見は、施設や分野等に整理し、記録をとりまとめるとともに、施設設置管理者等へ適切に共有し、計画への反映や改善につなげることが重要です。

また、企画・運営の振り返りや課題についてもノウハウを蓄積し、関係者に共有することで、より効果的な当事者参画の実施につながることが期待されます。

3. 当事者参画の方法

当事者参画はアンケート調査、関係団体等へのヒアリング、まち歩き点検、説明会、パブリックコメント等の様々な方法があります。各方法を組み合わせながら実施することで、より幅広く意見を収集することができ、当事者参画の効果が高まります。

手法	概要	段階
①アンケート調査	・ 書面や Web により広範囲に調査を行うことで、意見を効率的に収集することができます。 ・ 不特定多数を対象に実施する場合は、クロス集計により、高齢者、障害者、子育て世帯等ごとに回答内容の違いを分析することができます。 ・ なお、回答者の個人的な意見が中心となることや設問数に限りがあることから、関係団体等へのヒアリングを併せて実施することで、個別のニーズの確認や深堀りを行うことができます。	計画・企画 基本設計 管理運営
②関係団体等へのヒアリング	・ 当事者団体等を通じて、当事者の意見や要望を収集する方法です。 ・ 当事者からの意見等について、その場で深堀りすることや、代替案、普段利用する施設の好事例等の情報を収集することもできます。	計画・企画 基本設計 実施設計 管理運営
③まち歩き点検	・ エリアとルートを設定し、現地で設備等の状況を確認する方法です。 ・ 当事者は体験や実感をもとに具体的な提案ができ、施設管理者等は同行することで意見の趣旨を確認することができるため、誤解の少ない正確な意見を収集できます。 ・ 公共交通、道路、公園、建築物など、複数分野にわたり点検を行うため、面的なバリアフリーの状況を確認することもできます。	実施設計 施工 管理運営
④ワークショップ・意見交換会	・ 地図や図面、模型等を用いて机上で意見交換する方法です。他の参加者の意見を視覚化することで、アイデアの創発や議論の発展、合意形成が期待できます。 ・ 管理者のほか、設計者等も参加することで、具体的に詳細な意見交換を行うことができます。 ・ 時間に限りがあることや、他の参加者の前で意見が言いにくい場合も考えられるため、意見書やアンケートを併用することで、より多くの意見を収集することができます。	計画・企画 基本設計 実施設計 管理運営
⑤説明会	・ 計画段階の概要資料と図面等を用いて説明し、参加者から意見や質問を受け付ける方法です。当事者を含めた地域住民が参加し、その場で意見を収集することができます。 ・ 時間に限りがあることや、他の参加者の前で意見が言いにくい場合も考えられるため、意見書やアンケートを併用することで、より多くの意見を収集することができます。	計画・企画 基本設計 管理運営
⑥パブリックコメント	・ 計画・整備内容等に対する意見を募集し、回答を行う方法です。 ・ ホームページや広報紙による周知のほか、SNSでの発信、当事者が利用する施設へのチラシの掲示等により、幅広く意見を収集する工夫が必要です。	計画・企画 基本設計 管理運営



◆認知症基本法と区の実践等について

□共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行）

認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会である共生社会の実現の推進を目的としています。基本的施策には、「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」、「認知症の人の社会参加の機会の確保等」が掲げられていることから、区の認知症普及啓発事業や認知症サポーター養成講座等の取組に加えて、バリアフリー事業実施の際は認知症に関する視点も考慮していくことが必要です。

オレンジカフェすみだ（認知症カフェ）

認知症の人とその家族、地域住民のほか認知症サポーターや、医療・介護・福祉の専門家などすべての人が気軽に集い、共に時間を過ごすことのできる場所です。情報交換や気分転換、相談の場としてご利用いただいています。



希望をかなえるヘルプカード

自分が望んでいること（やりたいことや続けたことなど）を安心してスムーズにできるために使うカードです。周りの人に自分が望むことやちょっとわかってほしいこと、お願いしたいことを書いておき、必要な時にだけ見せて使います。



認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、地域の認知症の人や家族を見守る応援者です。認知症サポーター養成講座は、区内8か所の高齢者みまもり相談室で開催しており、認知症のことやご本人のお気持ちについて、テキストやDVDを使って学び、認知症の人への接し方や認知症とともに生きることについて考えます。



□バ隊長
「認知症サポーターキャラバン」の
マスコット

◆様々なバリアフリー設備やシンボルマークについて

①ユニバーサルシート

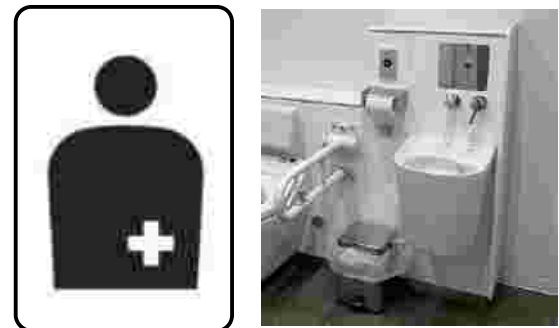
介助の必要な方のおむつ交換や医療的ケアなどで利用される設備です。ユニバーサルシートの設置は、設置スペースや管理上の課題等がありますが、障害者や高齢者等の社会参加を支援するうえで重要であることから、施設の新設や改修時などに設置を検討していく必要があります。



バリアフリートイレ内のユニバーサルシート

②オストメイト用設備/オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマークは、オストメイトのための設備があること及びオストメイトであることを表しています。



バリアフリートイレ内のオストメイト用設備

③カームダウン・クールダウンスペース

周囲の音や光など外部からの刺激が苦手な障害者等にとって、人混みや照明などが社会的バリアとなります。これらが原因で感情やストレスが高まった時に、外部から光や音などの情報を遮ることで、気分を落ち着かせる空間が、カームダウン・クールダウンスペースです。

国内では、空港、スポーツ施設、美術館、区役所、学校、図書館等で導入が進んでおり、独立した部屋のタイプやパーテーション等を活用した簡易的に設置するタイプがあります。



カームダウン・クールダウンスペース
Calm down, cool down space

この場所は、気持ちを静めるためのスペースです。みなさまのご配慮をお願いします。

④バリアフリーに関するシンボルマーク

□障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のマークです。

※すべての障害者を対象としたマークで、車いすを利用する障害者を限定するものではありません。



□盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備などに付けられます。信号機や国際点字郵便物・書籍などに付けられています。



□白杖 SOS シグナル普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50 cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚障害者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというマークです。

このシグナルを出していなくても、本人が困っている様子や周辺を往復している様子等があった場合は声をかけることが大切です。



※支援する際は次のことに留意してください。

- ①まず、正面から「どうかありませんか。」などと声をかけてください。
- ②お困りごとの内容により、ご自身の肩やひじなどに手をかけてもらい、ゆっくり誘導するなどの支援をしてください。
- ③白杖を持つ手にふれないようにしてください。

白杖 SOS シグナルについて

白杖とは、視覚障害者（全盲や弱視）が、歩行の際に路面や周囲の情報を得て、障害物などから安全を確保するために使用する白い杖で、安心して生活をおくる上で大変重要なものです。「白杖 SOS シグナル」は、岐阜市が平成 27 年 3 月に制定したシンボルマークです。



落とし物などをして困っている視覚障害者を見かけたら、正面から声をかけて何に困っているのか、何を探したらよいのかを聞いて、サポートしましょう。



駅のホームと車両の隙間に落ちたりしないように、自分のひじなどに手をかけてもらい誘導しましょう。また、駅のホームから転落しそうな白杖を携えた視覚障害者を見かけたら、サポートしましょう。

ポスター作成：岐阜県岐阜市、一般社団法人岐阜県視覚障害者福祉協会、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

□ヘルプマーク

外出時にバッグ等につけて、配慮が必要であることを周囲の方に知らせるためのマークです。



□ヘルプカード

障害のある方が災害時や緊急時に周囲の方に示して、手助けしてほしいことを伝えるために使うカードです。



□ヘルプシール

障害のある方が、周囲に理解をしてほしいことや、配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、身に着けるものに貼って使用します。

※ヘルプマーク、ヘルプカード、ヘルプシールは区役所等で配布しています。



※ヘルプシールの例

□耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。



□筆談マーク・手話マーク

区役所、公共施設、交通機関の窓口及び店舗等で筆談や手話言語による対応ができることが提示しています。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブス等に提示することもできます。



□マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。



□授乳室・搾乳マーク

授乳のためのスペースを示すマークです。

出産した女性には、赤ちゃんが入院している、出産後に復職した等、様々な理由から搾乳を必要とする場合があります。授乳室に搾乳マークを併せて掲示し、社会全体で搾乳に対する知識・理解を深めるとともに安心して搾乳できるような環境を整えていくことが重要です。



2 移動等円滑化促進地区の考え方

移動等円滑化促進地区の要件は、バリアフリー法第2条第23号で以下のとおり定められています。

- 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

墨田区は、都心部に位置し、鉄道が8路線13駅位置しているほか、路線バス、コミュニティバスの公共交通網も充実しており、区内の概ね全域が公共交通利用圏域に位置しています。また、幹線道路等、広域道路ネットワークも整備されています。

こうした状況を踏まえるとともに、移動等円滑化促進地区の要件に鑑み、区内全体の移動等円滑化を面的・一体的に進める必要があることから、**区全域を移動等円滑化促進地区に設定**します。

また、バリアフリー法及び「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に示す生活関連施設の分類に基づき、以下の施設を生活関連施設とします。なお、生活関連経路は道路バリアフリー整備の状況やまちづくりの動き等を踏まえて今後検討していきます。

区分	墨田区で対象とする生活関連施設
旅客施設	乗降客数3,000人/日以上 の鉄道駅
官公庁等	区役所、出張所、拠点郵便局、警察署、裁判所、公証役場、コミュニティ会館、集会施設等、都税事務所、税務署
教育・文化施設等	区立図書館、区立文化施設及び資料館、区立小・中学校、都立高等学校、大学
保健・医療・福祉・子育て施設	区立保健・福祉・子育て施設、墨田区地域防災計画に示す災害拠点病院、災害拠点連携病院等
商業施設	店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗
公園	都市公園（500㎡以上）
スポーツ施設等	区立体育館、スポーツ施設等



移動等円滑化促進地区の図





第4章 重点整備地区の選定（バリアフリー基本構想）

1 検討対象地区の整理

（1）重点整備地区選定の考え方

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第24号において、次のように定められています。
この定義に沿って評価項目を設定し、地区別の状況を整理します。

【重点整備地区の要件】

【配置要件】生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

【課題要件】生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

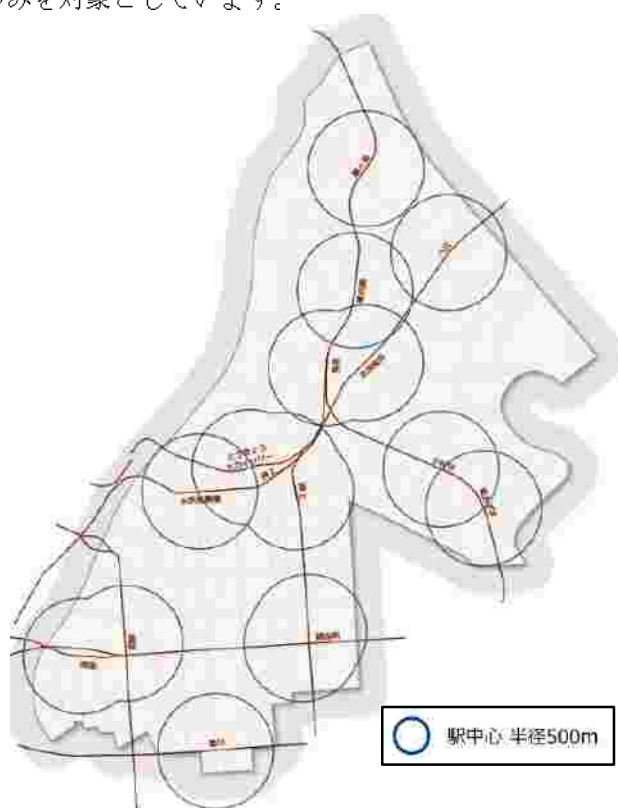
【効果要件】当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

（2）地区の設定方法

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を参考に鉄道駅を中心とした半径500mの範囲を検討対象地区に設定しました。なお、一部の鉄道駅については、駅間を考慮して一体的な地区として設定しました。半径500mを越えた位置にある生活関連施設については、施設利用者の特性等を考慮した上で、地区の評価に含めていきます。

また、区民の日常生活を勘案すると、隣接区の駅も多く利用していることが考えられますが、区単位での基本構想等の策定であることから、区内の駅のみを対象としています。

地区	対象駅
1 両国駅周辺地区	両国駅（JR・都営地下鉄）
2 錦糸町駅周辺地区	錦糸町駅（JR・東京メトロ）
3 本所吾妻橋駅周辺地区	本所吾妻橋駅
4 押上駅周辺地区	押上駅（京成電鉄・都営地下鉄・東京メトロ・東武鉄道） とうきょうスカイツリー駅
5 菊川駅周辺地区	菊川駅
6 曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区	京成曳舟駅 曳舟駅
7 八広駅周辺地区	八広駅
8 東向島駅周辺地区	東向島駅
9 鐘ヶ淵駅周辺地区	鐘ヶ淵駅
10 小村井駅周辺地区	小村井駅
11 東あずま駅周辺	東あずま駅



(3) 評価項目の設定

重点整備地区の各要件について、下表のとおり評価項目を設定しました。

項目	項目	評価方法
配置要件	①駅別乗降者数	1日当たり駅別乗降者数〔人/日〕 出典：東京都統計年鑑（令和5年）
	②バス運行本数	駅周辺に位置するバス停に停車するバス運行本数（平日）〔本〕 出典：各バス事業者ホームページより作成（令和6年4月時点）
	③主要施設数	生活関連施設数〔件〕 ※駅を中心とした半径500mの範囲に位置する施設を対象 出典：墨田区ホームページ、各施設ホームページ等より作成
課題要件	④施設等に関する満足度	各施設に対する満足度〔％〕 ④-1 駅の利用のしやすさ及び駅周辺の歩行者空間から駅構内への移動に対する評価「とても利用・移動しやすい」「利用・移動しやすい」と回答した割合 ④-2 区立公園の利用のしやすさに対する評価 「とても利用しやすい」「利用しやすい」と回答した割合 ④-3 公共施設の利用のしやすさに対する評価 「便利（利用しやすい）」と回答した割合 出典：区民アンケート調査結果
効果要件	⑤高齢者人口割合	高齢者（65歳以上）人口／対象町丁目の総人口〔％〕 ※駅中心半径500mの範囲に大部分が位置している町丁目を対象 出典：墨田区ホームページ 町丁別年齢別人口（令和6年4月時点）
	⑥乳幼児人口割合	乳幼児（3歳以下）人口／対象町丁目の総人口〔％〕 ※駅中心半径500mの範囲に大部分が位置している町丁目を対象 出典：墨田区ホームページ 町丁別年齢別人口（令和6年4月時点）
	⑦障害者人口割合	障害者人口（障害者手帳所持者数）／対象町丁目の総人口〔％〕 ※駅中心半径500mの範囲に大部分が位置している町丁目を対象 出典：墨田区資料
	⑧まちづくり等の動きがある	再開発事業・道路整備等の基盤整備事業が計画・予定されているまちづくり方針の策定・検討や、住民や地域等と連携したまちづくり等の動きがある 出典：墨田区資料



2 各地区の現況等

(1) 各地区の現況・特徴

① 両国駅周辺地区



	駅別乗降者数 【人/日】	101, 112	バス運行本数 【本/日】	357	主要施設数 【件】	22
配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	・ 駅別乗降者数、バス運行本数が多く、重要な主要施設も多く立地しています。 【重要な主要施設】 緑出張所・みどりコミュニティセンター(外)、江戸東京博物館、国技館、同愛高齢者支援総合センター・同愛高齢者みまもり相談室、みどり高齢者支援総合センター・みどり高齢者みまもり相談室、両国子育てひろば、同愛記念病院、山田記念病院(外)					
課題要件 満足度 【 】内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間 【%】	56 【48】	区立公園 【%】	58 【64】	公共施設 【%】	64 【62】
	・ 駅・駅周辺の歩行空間、区立公園、公共施設の満足度は区平均程度です。					
効果要件 人口割合 【 】は区平均	高齢者 【%】	15.0 【20.9】	乳幼児 【%】	2.6 【2.6】	障害者 【%】	1.6 【3.7】
	・ 高齢者人口割合と障害者人口割合は区平均より低く、乳幼児人口割合は区平均程度です。					
まちづくり等 の動き	・ 両国駅北側において、良好な開発を誘導し、公的空間の整備促進を図るため、地区全体のまちづくりの考え方の取りまとめを予定しています。 ・ 隅田川沿川地区（蔵前橋～駒形橋周辺エリア）においては、大規模な民間開発事業が予定されており、併せて周辺の公共施設整備を予定しています。					
備考 区民アンケート結果	・ 住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として、「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と車道の段差や勾配」が挙げられています。 ・ 自由記述では、JR 両国駅東口前の歩道の幅員や西口前のガードレールの設置に関する意見があります。また、緑図書館周辺の歩道の幅員や自転車置き場のスペースや段差に関する意見があります。					

※配置要件の「施設名」(外)は駅を中心とした半径500mの円外にありますが、各地区に近接している施設です。

※重要な主要施設：支援を要する方の利用が見込まれる福祉、保健、医療、子育て、就労関係施設、区役所及び出張所、様々な属性の利用が見込まれる大規模な商業施設等としています。

※課題要件の満足度が区平均と比べて±10%未満の場合は区平均程度としています。

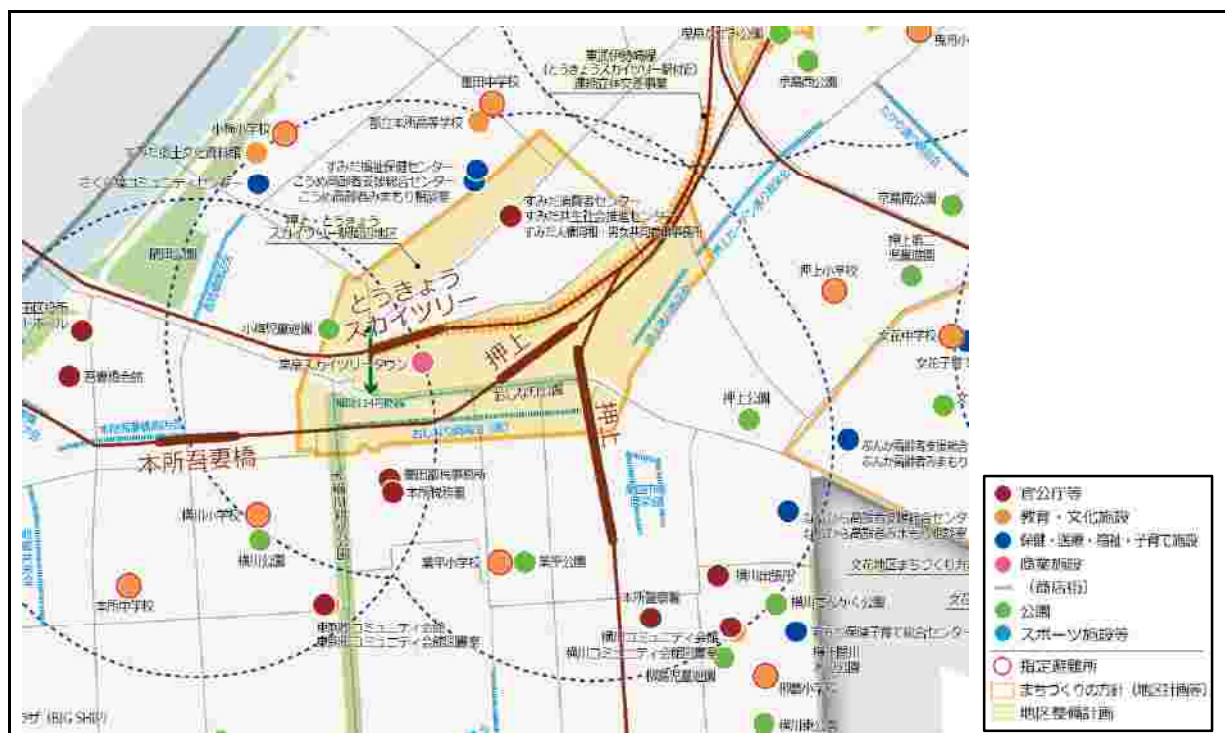
②錦糸町駅周辺地区

配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	駅別乗降者数 〔人/日〕	288,660	バス運行本数 〔本/日〕	1,237	主要施設数 〔件〕	21
	・駅別乗降者数、バス運行本数が非常に多く、重要な主要施設も多く立地しています。 【重要な主要施設】 ハローワーク墨田、すみだ障害者就労支援総合センター(外)、墨東病院、賛育会病院(外)、商業施設(アルカキット錦糸町、テルミナ、マルイ、オリナス錦糸町、楽天地ビル)					
課題要件 満足度 〔〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	48〔48〕	区立公園 〔%〕	49〔64〕	公共施設 〔%〕	84〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間の満足度は区平均程度、区立公園の満足度は区平均より低く、公共施設の満足度は区平均より高いです。					
効果要件 人口割合 〔〕は区平均	高齢者〔%〕	17.4〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.4〔2.6〕	障害者〔%〕	2.2〔3.7〕
	・高齢者人口割合、障害者人口割合、乳幼児人口割合は区平均より低いです。					
まちづくり等 の動き	・2030年代半ばの地下鉄8号線(有楽町線)豊洲-住吉間の延伸に伴い、錦糸町駅周辺のまちづくりの検討が進められています。					
備考 区民アンケート結果	・錦糸町駅や錦糸公園の利用者からの回答割合が多いです。 ・住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と車道の段差や勾配」が挙げられています。 ・自由記述では、錦糸町駅及び各施設周辺の歩道の狭さについて意見があります。					

③本所吾妻橋駅周辺地区

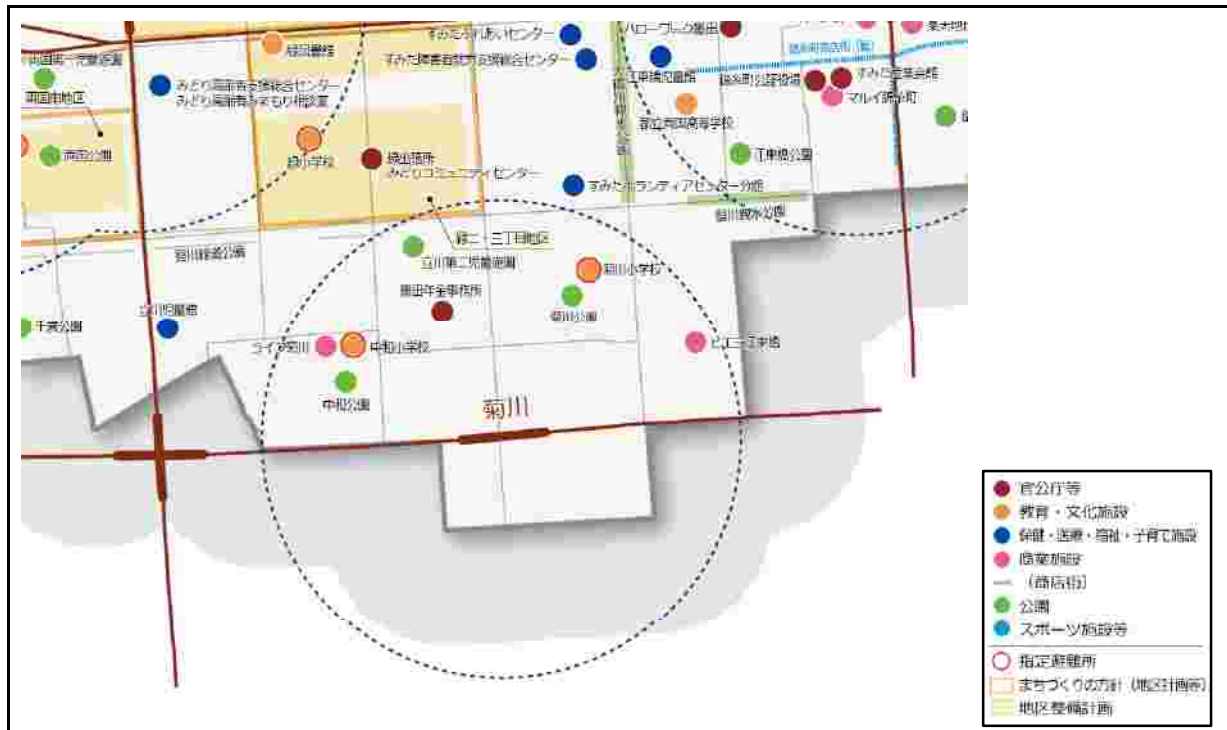
配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	駅別乗降者数 〔人/日〕	20,405	バス運行本数 〔本/日〕	731	主要施設数 〔件〕	17
	・バスの運行本数が多いです。押上駅周辺地区と一部の区域が重なっています。 【重要な主要施設】 墨田区役所・すみだリバーサイドホール、すみだ消費者センター・すみだ共生社会推進センター・すみだ人権同和・男女共同参画事務所(外)、すみだ福祉保健センター(外)、こうめ高齢者支援総合センター・こうめ高齢者みまもり相談室(外)、賛育会病院(外)、東京スカイツリータウン					
課題要件 満足度 〔〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	31〔48〕	区立公園 〔%〕	58〔64〕	公共施設 〔%〕	56〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間の満足度は区平均より低く、区立公園と公共施設の満足度は区平均程度です。					
効果要件 人口割合 〔〕は区平均	高齢者〔%〕	20.8〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.5〔2.6〕	障害者〔%〕	2.9〔3.7〕
	・高齢者人口割合、障害者人口割合、乳幼児人口割合は区平均より低いです。					
まちづくり等 の動き	—					
備考 区民アンケート結果	・住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と車道の段差や勾配」、「ガードレールの設置」が挙げられています。 ・自由記述では、墨田区役所前の歩道、入口やエレベーターに関する意見があります。					

④押上駅周辺地区



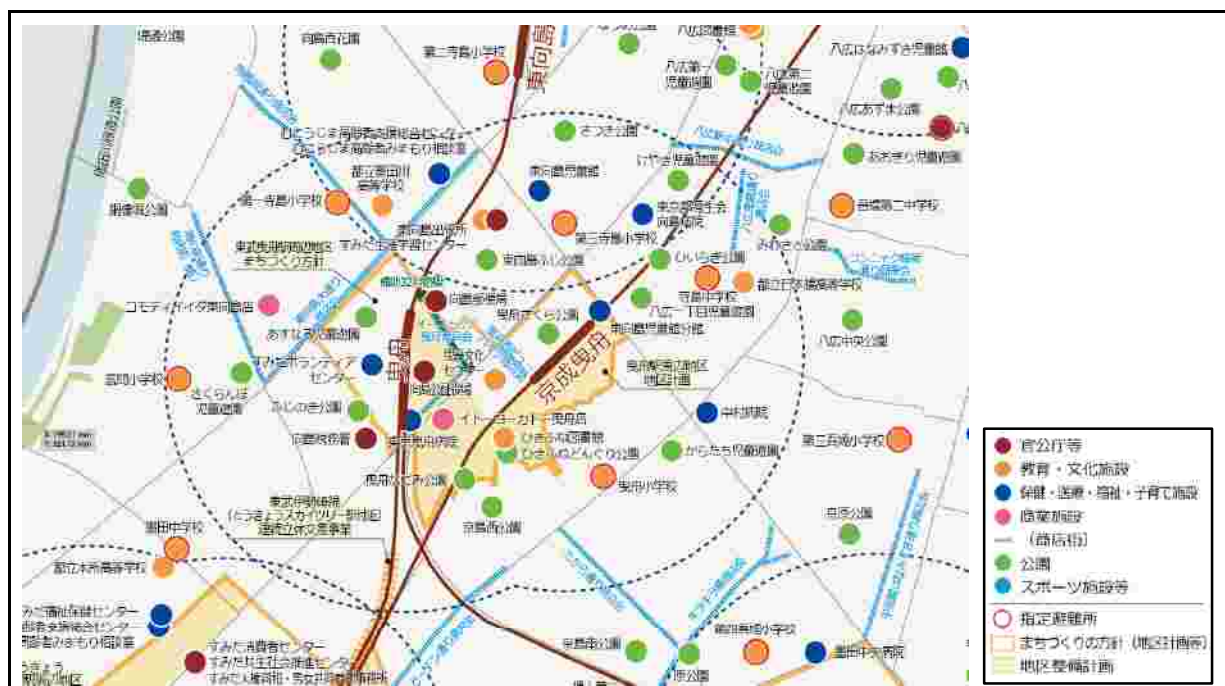
	駅別乗降者数 〔人/日〕	715, 260	バス運行本数 〔本/日〕	1, 348	主要施設数 〔件〕	27
配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	・ 駅別乗降者数、バス運行本数が最も多く、重要な主要施設も多く立地しています。 【重要な主要施設】 すみだ消費者センター・すみだ共生社会推進センター・すみだ人権同和・男女共同参画事務所、墨田区役所・すみだリバーサイドホール(外)、すみだ福祉保健センター、こうめ高齢者支援総合センター・こうめ高齢者みまもり相談室、なりひら高齢者支援総合センター・なりひら高齢者みまもり相談室、ぶんか高齢者支援総合センター・ぶんか高齢者みまもり相談室(外)、すみだ保健子育て総合センター(外)、賛育会病院(外)、東京スカイツリータウン					
課題要件 満足度 〔〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	43〔48〕	区立公園 〔%〕	59〔64〕	公共施設 〔%〕	60〔62〕
	・ 駅・駅周辺の歩行空間、区立公園、公共施設の満足度は区平均程度です。					
効果要件 人口割合 〔〕は区平均	高齢者〔%〕	21.3〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.5〔2.6〕	障害者〔%〕	3.3〔3.7〕
	・ 高齢者人口割合が区平均より高く、障害者人口割合、乳幼児人口割合は区平均より低いです。 ※いずれの人口も他地区より多いです。					
まちづくり等 の動き	・ 地区計画等により押上駅北側のまちづくりを推進しており、東武伊勢崎線連続立体交差事業とともに、補助114号線(言問通り)の拡幅事業が実施されています。 ・ 今後は(仮称)押上駅北口線(交通広場を含む)を含め周辺の街路整備事業が予定されています。					
備考 区民アンケート結果	・ 押上駅の利用者からの回答割合が多いです。 ・ 住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題としては「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と車道の段差や勾配」、「案内標識、案内看板がない」が挙げられています。 ・ 自由記述では、東京スカイツリー周辺の歩道の幅員や歩道を通行する自転車に関する意見があります。					

⑤菊川駅周辺地区



	駅別乗降者数 〔人/日〕	23, 203	バス運行本数 〔本/日〕	250	主要施設数 〔件〕	8
配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	・バスの運行本数は多いですが、他地区と比べて主要施設数は少ないです。 ・地区の約半分が江東区に含まれています。 【重要な主要施設】 緑出張所・みどりコミュニティセンター(外)、ハローワーク墨田(外)、みどり高齢者支援総合センター・みどり高齢者みまもり相談室(外)、すみだ障害者就労支援総合センター(外)、マルイ錦糸町(外)					
課題要件 満足度 〔 〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	50〔48〕	区立公園 〔%〕	67〔64〕	公共施設 〔%〕	33〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間、区立公園の満足度は区平均程度で、公共施設の満足度は区平均より低いです。 ※アンケートの母数を考慮する必要があります。					
効果要件 人口割合 〔 〕は区平均	高齢者〔%〕	15.4〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.7〔2.6〕	障害者〔%〕	1.9〔3.7〕
	・高齢者人口割合、障害者人口割合は区平均より低く、乳幼児人口割合は区平均より高いです。					
まちづくり等 の動き	—					
備考 区民アンケート結果	・住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と車道の段差や勾配」、「歩道と建物の段差や勾配」、「歩道がない」が挙げられています。					

⑥曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区



	駅別乗降者数 〔人/日〕	47,257	バス運行本数 〔本/日〕	98	主要施設数 〔件〕	36
配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	・駅別乗降者が多く、重要な主要施設も多く立地しています。 【重要な主要施設】 東向島出張所、すみだ消費者センター・すみだ共生社会推進センター・すみだ人権同和・男女共同参画事務所(外)、すみだ生涯学習センター、すみだボランティアセンター、すみだ福祉保健センター(外)、むこうじま高齢者支援総合センター・むこうじま高齢者みまもり相談室、こうめ高齢者支援総合センター・こうめ高齢者みまもり相談室(外)、東京曳舟病院、東京都済生会向島病院、中村病院、墨田中央病院(外)、イトーヨーカドー曳舟店					
課題要件 満足度 〔〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	57〔48〕	区立公園 〔%〕	68〔64〕	公共施設 〔%〕	73〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間、区立公園の満足度は区平均程度で、公共施設の満足度は区平均より高いです。					
効果要件 人口割合 〔〕は区平均	高齢者〔%〕	23.7〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.7〔2.6〕	障害者〔%〕	3.0〔3.7〕
	・高齢者人口割合と乳幼児人口割合が区平均より高く、障害者人口割合は区平均より低いです。 ※いずれの人口も他地区より多いです。					
まちづくり等の動き	・令和7年9月に東武曳舟駅周辺地区まちづくり方針が策定され、今後、市街地再開発事業の都市計画決定とともに補助326号線(曳舟たから通り)の拡幅整備に併せた駅前交通広場の整備が予定されています。					
備考	・墨田区交通バリアフリー基本構想(平成16年6月)で重点整備地区と定めており、各特定事業によるバリアフリー事業が進められてきました。					
区民アンケート結果	・曳舟駅と京成曳舟駅の利用者からの回答割合が多いです。 ・住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と車道の段差や勾配」、「歩道がない」が挙げられています。 ・自由記述では、駅周辺の歩道に関する意見があります。					

⑦八広駅周辺地区

配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	駅別乗降者数 〔人/日〕	13,301	バス運行本数 〔本/日〕	213	主要施設数 〔件〕	11
	・バスの運行本数は多いですが、他地区と比べて主要施設数は少ないです。 【重要な主要施設】 墨田二丁目出張所(外)、東向島出張所(外)、すみだ生涯学習センター(外)、八広はなみずき高齢者支援総合センター・八広はなみずき高齢者みまもり相談室、東京都済生会向島病院(外)					
課題要件 満足度 〔 〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	65〔48〕	区立公園 〔%〕	41〔64〕	公共施設 〔%〕	67〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間の満足度は区平均より高く、区立公園の満足度は区平均より低く、公共施設の満足度は区平均程度です。 ※アンケートの母数を考慮する必要があります。					
効果要件 人口割合 〔 〕は区平均	高齢者〔%〕	23.5〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.6〔2.6〕	障害者〔%〕	2.7〔3.7〕
	・高齢者人口割合は区平均より高く、乳幼児人口割合は区平均程度で、障害者人口割合は区平均より低いです。					
まちづくり等の動き	—					
備考 区民アンケート結果	・住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と建物の段差や勾配」、「歩道と車道の段差や勾配」、「歩道がない」が挙げられています。					

⑧東向島駅周辺地区

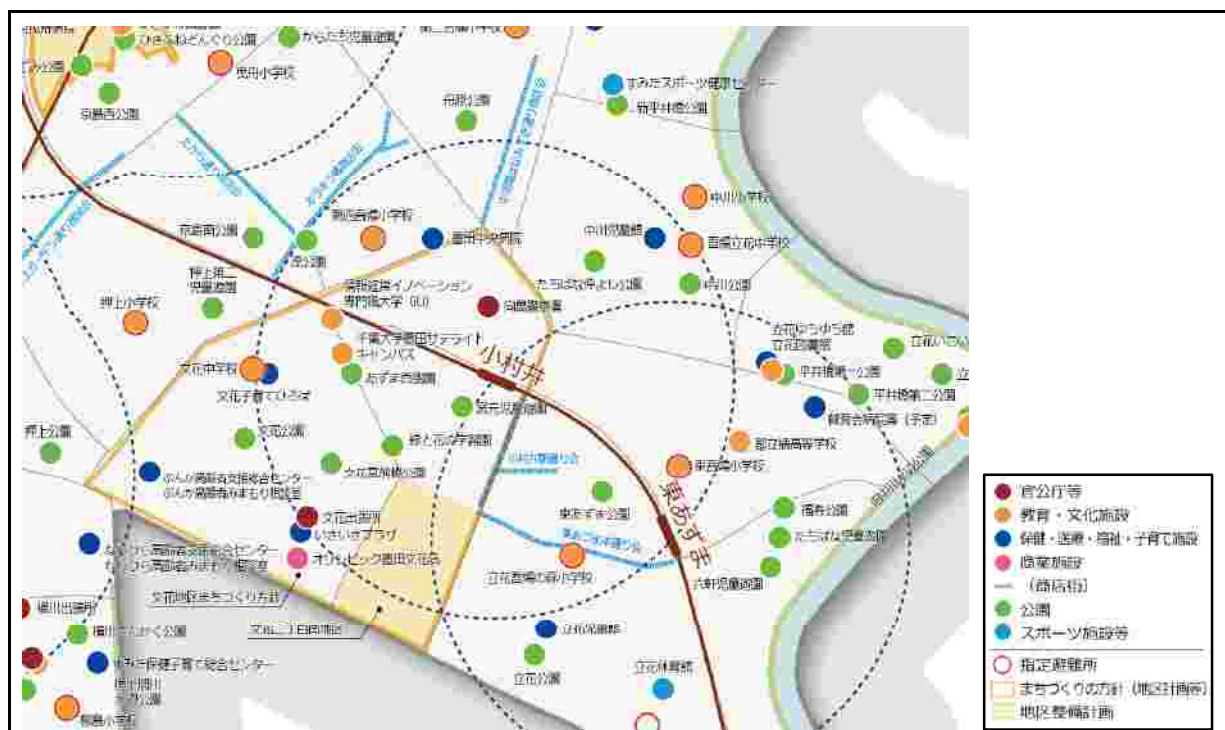


	駅別乗降者数 〔人/日〕	18,205	バス運行本数 〔本/日〕	84	主要施設数 〔件〕	22
配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	・主要施設として公園と学校が多く立地しています。曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区と一部の区域が重なっています。 【重要な主要施設】 東向島出張所、すみだ生涯学習センター、すみだボランティアセンター(外)、むこうじま高齢者支援総合センター・むこうじま高齢者みまもり相談室、八広はなみずき高齢者支援総合センター・八広はなみずき高齢者みまもり相談室(外)、梅若ゆうゆう館(外)、うめわか高齢者支援総合センター・うめわか高齢者みまもり相談室(外)、東京都済生会向島病院					
課題要件 満足度 〔〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	51〔48〕	区立公園 〔%〕	17〔64〕	公共施設 〔%〕	72〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間の満足度は区平均程度、区立公園の満足度は区平均より低く、公共施設の満足度は区平均より高いです。 ※アンケートの母数を考慮する必要があります。					
効果要件 人口割合 〔〕は区平均	高齢者〔%〕	23.3〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.6〔2.6〕	障害者〔%〕	2.6〔3.7〕
	・高齢者人口割合は区平均より高く、乳幼児人口割合は区平均程度で、障害者人口割合は区平均より低いです。 ※乳幼児人口は他地区より多いです。					
まちづくり等の動き	—					
備考 区民アンケート結果	・住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として「歩道の幅員や勾配」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道がない」が挙げられています。 ・課題のうち、「横断歩道上の誘導ブロックの整備」の割合が他地区より多いです。 ・自由記述では、東向島駅前の歩道の狭さや歩道を通行する自転車に関する意見があります。					

⑨鐘ヶ淵駅周辺地区

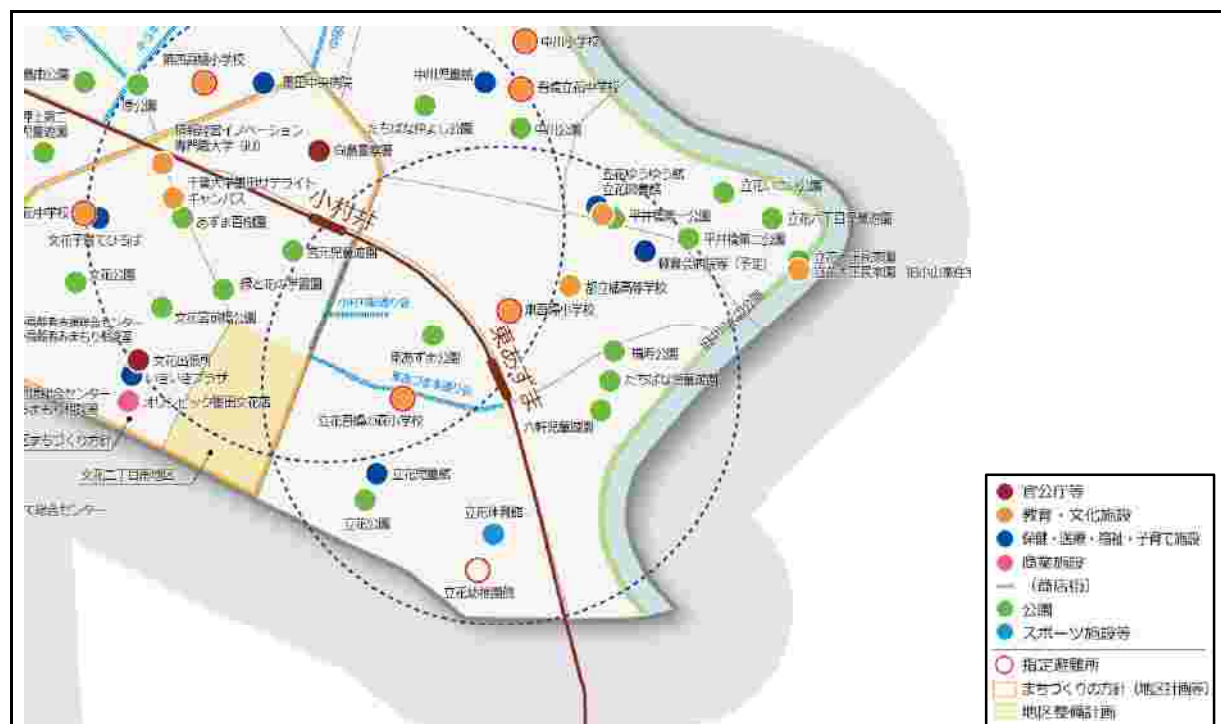


⑩小村井駅周辺地区



	駅別乗降者数 〔人/日〕	10,795	バス運行本数 〔本/日〕	134	主要施設数 〔件〕	21
配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	・他地区と比べて駅別乗降者数は少ないです。 ・主要施設として公園が多く立地するほか、区域内に小学校4校、中学校2校、大学2校、区域外に近接して高等学校が立地しています。 【重要な主要施設】 文花出張所、立花図書館(外)、文花子育てひろば、いきいきプラザ、ぶんか高齢者支援総合センター・ぶんか高齢者みまもり相談室(外)、なりひら高齢者支援総合センター・なりひら高齢者みまもり相談室(外)、すみだ保健子育て総合センター(外)、立花ゆうゆう館(外)、墨田中央病院					
課題要件 満足度 〔〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔%〕	24〔48〕	区立公園 〔%〕	25〔64〕	公共施設 〔%〕	71〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間と区立公園の満足度は区平均より低く、公共施設の満足度は区平均程度です。 ※アンケートの母数を考慮する必要があります。					
効果要件 人口割合 〔〕は区平均	高齢者〔%〕	26.5〔20.9〕	乳幼児〔%〕	2.5〔2.6〕	障害者〔%〕	3.3〔3.7〕
	・高齢者人口割合は区平均より高く、乳幼児人口割合と障害者人口割合は区平均程度です。					
まちづくり等 の動き	・地区計画等により、教育・文化・産業が調和するまちづくりが行われています。 ・今後は都営住宅の一部建替えが予定されています。					
備考 区民アンケート結果	・住まい及び駅周辺の歩行空間に関する課題として「歩道の幅員や勾配」、「歩道がない」、「路面の凹凸や滑りやすさ」、「歩道と車道の段差や勾配」、「音響式信号機の整備」が挙げられています。 ・自由記述では、踏切や北十間川沿いの歩道を通行する自転車に関する意見があります。					

⑪東あずま駅周辺地区



配置要件 駅別乗降者数 バス運行本数 主要施設数	駅別乗降者数 〔人/日〕	7, 523	バス運行本数 〔本/日〕	50	主要施設数 〔件〕	16
	・他地区と比べて駅別乗降者数、バスの運行本数は少ないです。 ・主要施設としては公園が多く立地しています。 【重要な主要施設】 文花出張所(外)、立花図書館、文花子育てひろば(外)、いきいきプラザ(外)、立花ゆうゆう館、墨田中央病院(外)					
課題要件 満足度 〔〕内は区平均	駅・駅周辺の 歩行空間〔％〕	30〔48〕	区立公園 〔％〕	25〔64〕	公共施設 〔％〕	50〔62〕
	・駅・駅周辺の歩行空間、区立公園、公共施設の満足度は区平均より低いです。 ※アンケートの母数を考慮する必要があります。					
効果要件 人口割合 〔〕は区平均	高齢者〔％〕	25.6〔20.9〕	乳幼児〔％〕	2.6〔2.6〕	障害者〔％〕	3.0〔3.7〕
	・高齢者人口割合は区平均より高く、乳幼児人口割合は区平均程度で、障害者人口割合は区平均より低いです。					
まちづくり等 の動き	—					
備考	・賛育会病院と特別養護老人ホームの建設予定があります。					

(2) 各地区の評価項目の総括

項目			両国	錦糸町	本所吾妻橋	押上	菊川	曳舟・京成曳舟
配置要件	駅別乗降者数〔人/日〕		101,112	288,660	20,405	715,260	23,203	47,257
	バス運行本数〔本/日〕		357	1,237	731	1,348	250	98
	主要施設数〔件〕		22	21	17	27	8	36
課題要件（満足度）	駅・駅周辺の歩行空間	満足度〔%〕 〔区平均 48%〕	56	48	31	43	50	57
		アンケート回答母数〔件〕	80	108	36	96	30	76
	区立公園	満足度〔%〕 〔区平均 64%〕	58	49	58	59	67	68
		アンケート回答母数〔件〕	31	67	60	68	6	19
	公共施設	満足度〔%〕 〔区平均 62%〕	64	84	56	60	33	73
		アンケート回答母数〔件〕	59	25	143	25	3	67
効果要件	高齢者	人口割合〔%〕 〔区平均 20.9%〕	15.0	17.4	20.8	21.3	15.4	23.7
		人口（人）	4,501	4,187	4,493	9,877	2,616	11,747
	乳幼児	人口割合〔%〕 〔区平均 2.6%〕	2.6	2.4	2.5	2.5	2.7	2.7
		人口（人）	791	580	549	1,168	454	1,331
	障害者	人口割合〔%〕 〔区平均 3.7%〕	1.6	2.2	2.9	3.3	1.9	3.0
		人口（人）	488	523	634	1,514	316	1,498

項目			八広	東向島	鐘ヶ淵	小村井	東あずま
配置要件	駅別乗降者数〔人/日〕		13,301	18,205	12,332	10,795	7,523
	バス運行本数〔本/日〕		213	84	38	134	50
	主要施設数〔件〕		11	22	15	21	16
課題要件（満足度）	駅・駅周辺の歩行空間	満足度〔%〕 〔区平均 48%〕	65	51	49	24	30
		アンケート回答母数〔件〕	31	29	27	15	20
	区立公園	満足度〔%〕 〔区平均 64%〕	41	17	25	25	25
		アンケート回答母数〔件〕	11	6	4	4	4
	公共施設	満足度〔%〕 〔区平均 62%〕	67	72	43	71	50
		アンケート回答母数〔件〕	12	25	7	17	2
効果要件	高齢者	人口割合〔%〕 〔区平均 20.9%〕	23.5	23.3	30.9	26.5	25.6
		人口（人）	6,579	8,294	6,052	9,286	6,098
	乳幼児	人口割合〔%〕 〔区平均 2.6%〕	2.6	2.6	2.1	2.5	2.6
		人口（人）	724	924	407	882	627
	障害者	人口割合〔%〕 〔区平均 3.7%〕	2.7	2.6	3.9	3.3	3.0
		人口（人）	745	936	759	1,150	713



※赤囲みの施設は、生活関連施設の中で特に重要な施設等を示している。

- 地区施設整備区域
- まちづくり重点区域 (地区施設整備)
- 指定避難所
- スポーツ施設
- 公園
- (防災用)
- 商業施設
- 学校・児童・福祉・子育て施設
- 資料・文化施設
- 公共施設



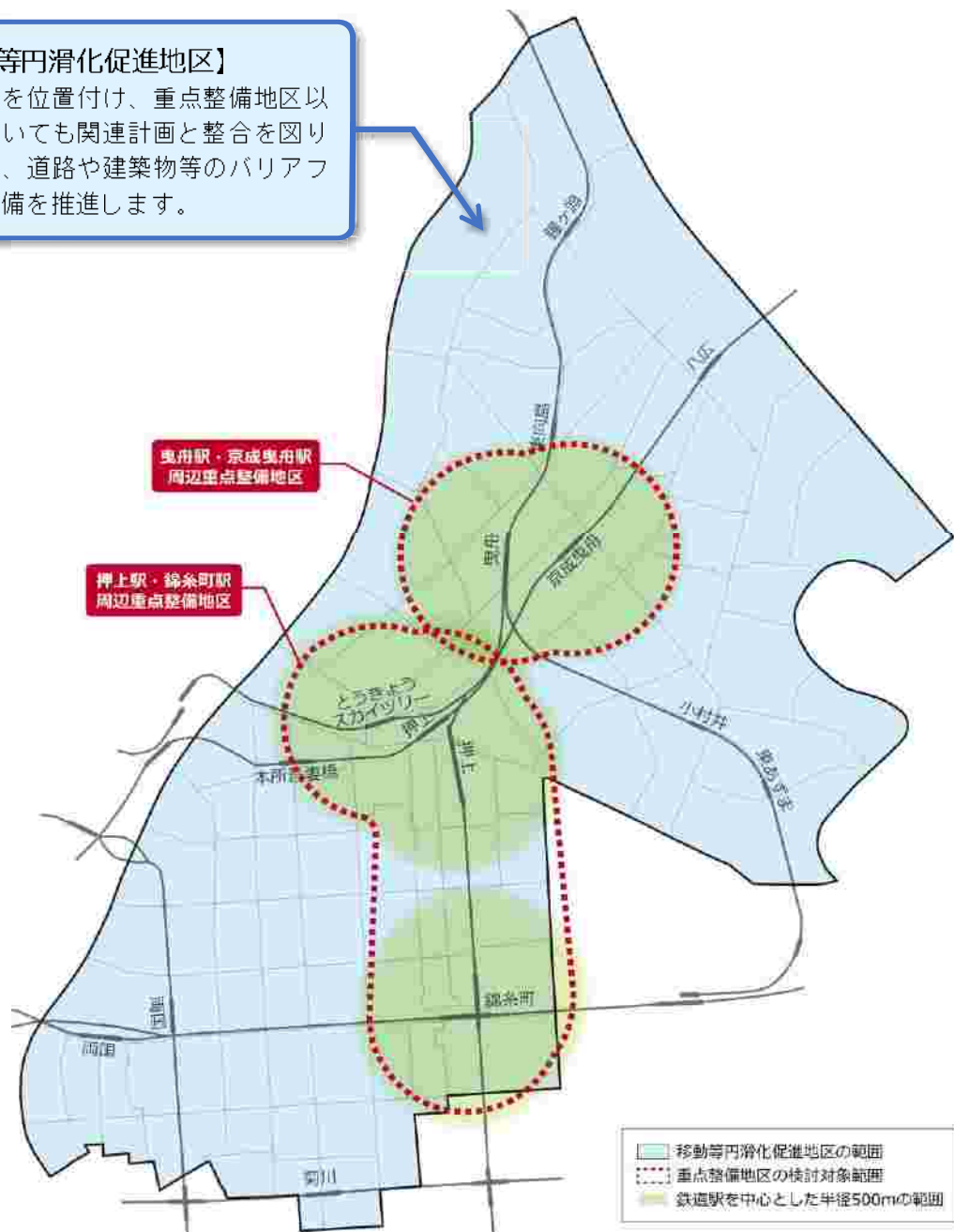


3 重点整備地区の選定

各地区の現況等の整理・比較結果を踏まえ、公共交通機関の運行・利用状況や主要施設の集積状況、高齢者や乳幼児等の人口割合、歩行空間や施設等に関する要望や関連事業と連携したバリアフリー化による効果が期待されることなどから総合的に判断し、面的・一体的にバリアフリー事業を進めていく重点整備地区として、次の2地区を選定しました。

【移動等円滑化促進地区】

区全域を位置付け、重点整備地区以外についても関連計画と整合を図りながら、道路や建築物等のバリアフリー整備を推進します。



●押上駅・錦糸町駅周辺地区

(1) 地区の現状

【押上駅周辺地区】

- ・大規模な商業施設である東京スカイツリータウン、すみだ共生社会推進センター、すみだ福祉保健センター等の福祉施設が立地しています。
- ・東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業とその周辺における街路整備事業が実施されています。
- ・区民アンケートでは、押上駅の利用者の回答割合が多いことから、関心の高い地区と考えられます。
- ・効果要件のとおり他地区と比べて高齢者、乳幼児、障害者の人口が多い地区です。

【錦糸町駅周辺地区】

- ・アルカキット錦糸町等の大規模な商業施設が複数立地し、ハローワーク墨田やすみだ障害者就労支援総合センターのほか、災害拠点病院である墨東病院が立地しています。
- ・区民アンケートでは、錦糸町駅や錦糸公園の利用者からの回答割合が多いことから、関心の高い地区と考えられます。
- ・地下鉄8号線（豊洲-住吉間）の延伸に伴い、錦糸町駅周辺のまちづくりの検討が進められています。

【両地区共通事項】

- ・駅乗降者数及びバス運行本数が他地区より多いことやアンケートで駅周辺等の歩道に関する意見が多いことから、施設間を結ぶ経路のバリアフリー整備の効果が高いと考えられます。
- ・両地区の間にすみだ保健子育て総合センター及び賛育会病院が立地しています。

(2) 地区の範囲

各駅を中心とした半径 500mの範囲に立地している施設を含み、かつ範囲外に近接している一部の福祉施設等を含めた形で地区の範囲を設定しました。

また、両地区の間に、すみだ保健子育て総合センター及び賛育会病院が立地していることから、当該施設までの経路も含めて押上駅・錦糸町駅周辺地区として設定しました。



(3) 生活関連施設と生活関連経路

ア 生活関連施設

バリアフリー法及び「移動等円滑化送信方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に示す生活関連施設の分類に基づき、以下の施設を生活関連施設とします。

区分	生活関連施設
旅客施設	押上駅、とうきょうスカイツリー駅、JR 錦糸町駅、東京メトロ 錦糸町駅
官公庁等	本所税務署、墨田都税事務所、本所警察署、すみだ共生社会推進センター、すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ消費者センター、東駒形コミュニティ会館、横川コミュニティ会館、ハローワーク墨田、東京簡易裁判所墨田庁舎、本所郵便局、すみだ産業会館、錦糸町公証役場
教育・文化施設等	都立本所高等学校、都立両国高等学校、墨田中学校、横川小学校、小梅小学校、業平小学校、柳島小学校、錦糸小学校、東駒形コミュニティ会館図書室、横川コミュニティ会館図書室、すみだ郷土文化資料館、すみだトリフォニーホール
保健・医療・福祉・子育て施設	すみだ保健子育て総合センター、すみだ福祉保健センター、こうめ高齢者支援総合センター、こうめ高齢者みまもり相談室、なりひら高齢者支援総合センター、なりひら高齢者みまもり相談室、なりひらホーム、さくら橋コミュニティセンター、すみだふれあいセンター、すみだ障害者就労支援総合センター、すみだボランティアセンター分館、江東橋児童館、都立墨東病院、賛育会病院
商業施設	東京スカイツリータウン、オリナス錦糸町、楽天地ビル、テルミナ、マルイ錦糸町、アルカキット錦糸町
公園	隅田公園、大横川親水公園、押上公園、業平公園、おしなり公園、横川さんかく公園、横川公園、錦糸公園、江東橋公園、錦糸堀公園、横川東公園、豊川第一公園、豊川親水公園、柳島児童遊園、小梅児童遊園
スポーツ施設等	ひがしんアリーナ（墨田区総合体育館）、錦糸公園野球場、錦糸公園テニスコート

イ 生活関連経路

生活関連経路は、バリアフリー法において、生活関連施設相互間の経路として定められています。

本基本構想では、バリアフリー法の定義に則り、鉄道駅と生活関連施設、生活関連施設同士を結ぶ以下の経路を生活関連経路に位置付けます。

区分	生活関連経路
国道	一般国道 14 号
都道	特例都道 465 号、特例都道 319 号
区道	墨 16 号路線、墨 22 号路線、墨 25 号路線、墨 26 号路線、墨 29 号路線、墨 42 号路線、墨 49 号路線、墨 55 号路線、墨 56 号路線、墨 58 号路線、墨 105 号路線、墨 111 号路線、墨 112 号路線、墨 127 号路線、横川 4004 号路線、横川 5004 号路線、押上 1005 号路線、押上 1020 号路線、押上 2002 号路線、(仮称) 南北通り、墨 3 号路線、墨 5 号路線、墨 8 号路線、墨 11 号路線、墨 13 号路線、墨 43 号路線、墨 45 号路線、墨 46 号路線、墨 104 号路線、墨 110 号路線、江東橋 1011 号路線、江東橋 4013 号路線、江東橋 4014 号路線、 ※具体的な区間は次ページで示します。



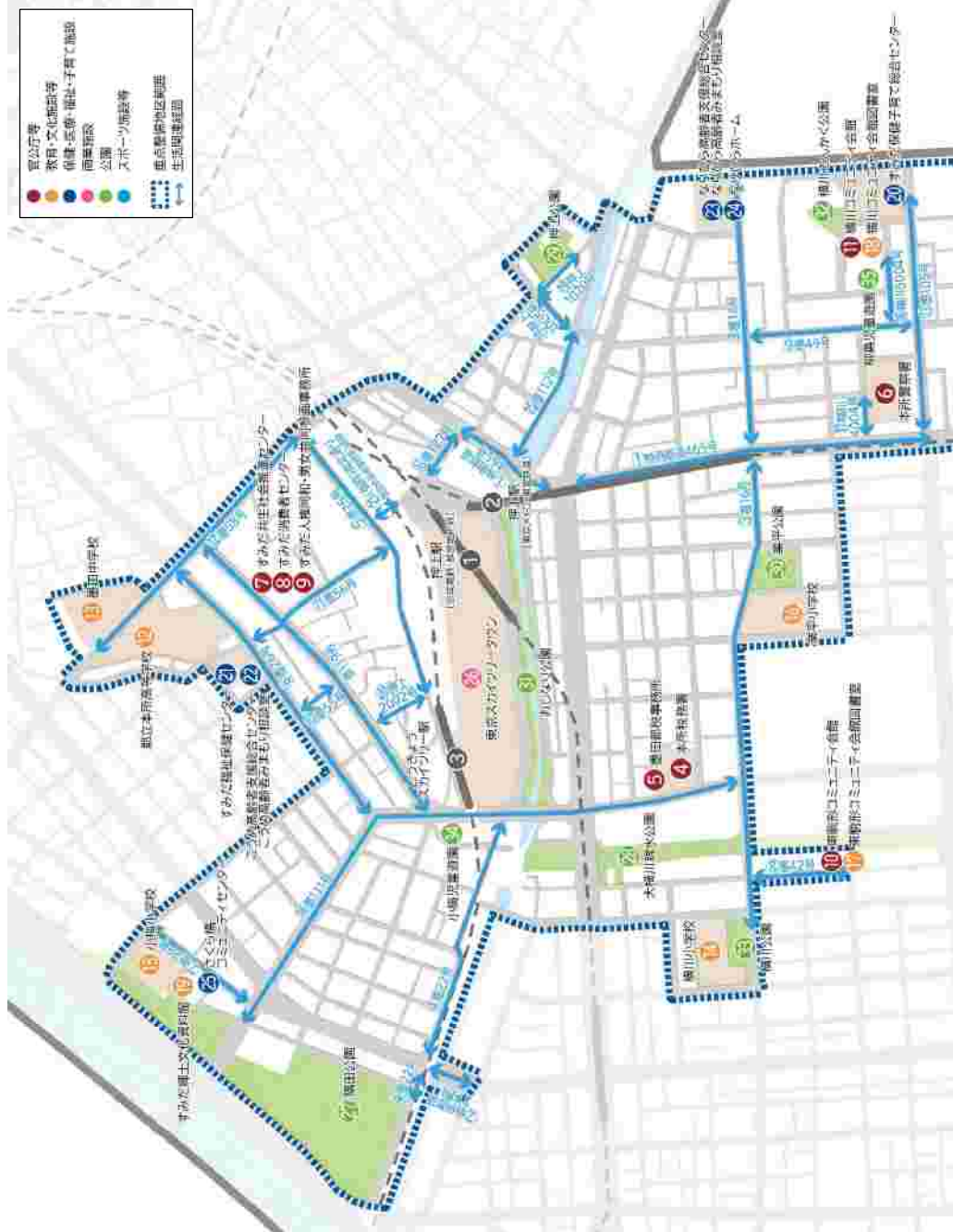


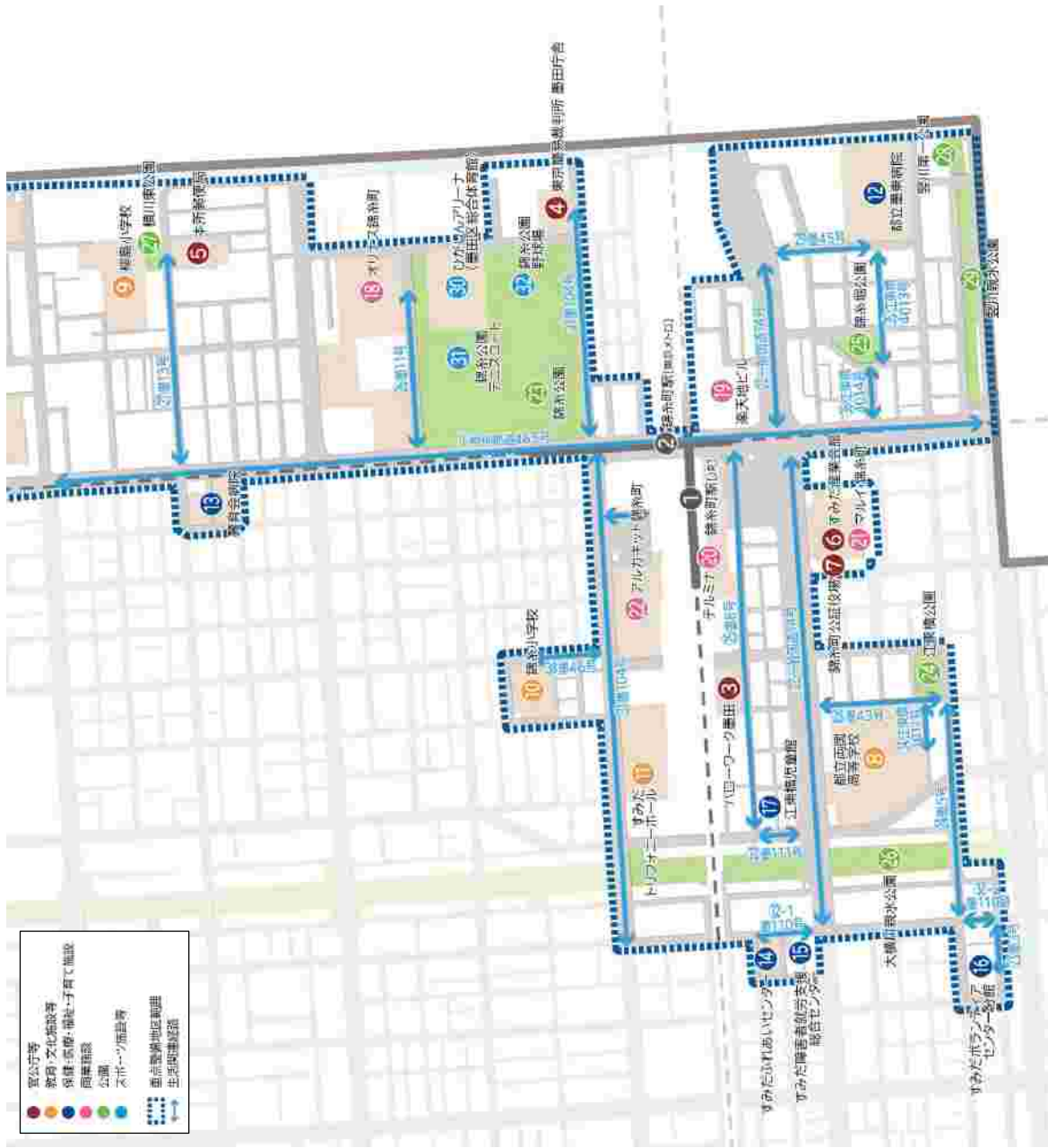
〈生活関連施設〉

項目	番号	施設名称	番号	施設名称
旅客施設	1	押上駅（京浜東北線・都営地下鉄）	3	とうきょうスカイツリー駅（東武東上線）
	2	押上駅（京浜東北線・都営地下鉄）	8	すみだ児童センター
官公庁等施設	4	本所税務署	9	すみだ区民センター・男女共同参画センター
	5	墨田区税務事務所	10	東駒形コミュニティセンター
	6	本所警察署	11	小堀小学校
	7	すみだ区民センター・男女共同参画センター	15	小堀小学校
教育施設	12	都立本所高等学校	16	墨田区立小堀小学校
	13	墨田区立小堀小学校		
	14	小堀小学校		
文化施設	17	東駒形コミュニティセンター	19	すみだ区立文化資料館
	18	小堀コミュニティセンター		
保健施設	20	すみだ保健センター		
	21	すみだ保健センター	23	なりひら高齢者交流センター
福祉施設	22	すみだ高齢者交流センター	24	なりひら高齢者交流センター
	25	さくらコミュニティセンター		
子育て施設	26	さくらコミュニティセンター		
商業施設	27	東武スカイツリータウン	32	横川公園
	28	大堀川公園	33	横川公園
公園	29	押上公園	34	小堀公園
	30	墨田公園	35	小堀公園
	31	おしなり公園		

〈生活関連経路〉

項目	路線名	区間	範囲
国道	特別道465号	区間①	押上～丁目11番地先
都道	特別道319号	区間②	向島～丁目8番地先
	墨16号	区間③	東駒形四丁目18番地先
	墨22号	区間④	向島～丁目2番地先
	墨25号	区間⑤	押上～丁目4番地先
	墨26号	区間⑥	向島三丁目45番地先
	墨29号	区間⑦	向島三丁目2番地先
	墨42号	区間⑧	東駒形四丁目14番地先
	墨49号	区間⑨	墨田区立小堀小学校
	墨55号	区間⑩	向島三丁目41番地先
	墨56号	区間⑪	向島三丁目36番地先
	墨58号	区間⑫	向島三丁目28番地先
区道	墨105号	区間⑬	横川四丁目7番地先
	墨111号	区間⑭	向島三丁目1番地先
	墨112号	区間⑮	向島三丁目1番地先
	墨127号	区間⑯	向島三丁目1番地先
	横川4004号	区間⑰	横川四丁目8番地先
	横川5004号	区間⑱	横川五丁目8番地先
	押上1005号～	区間⑲	押上～丁目41番地先
	押上1020号	区間⑳	押上～丁目2番地先
	押上2002号	区間㉑	押上～丁目1番地先
	（仮称）南北通り	区間㉒	押上～丁目1番地先





〈生活関連施設〉

項目	番号	施設名称	番号	施設名称
旅客施設	1	錦糸町駅 (JR)	2	錦糸町駅 (東京メトロ)
官公庁等施設	3	ハローワーク墨田	6	すみだ産業会館
	4	東京簡易裁判所墨田庁舎	7	錦糸町公民館
	5	本所郵便局		
教育施設	8	都立西国高等学校	10	錦糸小学校
	9	柳島小学校		
文化施設	11	すみだトリフォニーホール		
医療施設	12	都立墨東病院	13	賛育会病院
福祉施設	14	すみだふれあいセンター	16	すみだボランティアセンター分館
	15	すみだ障害者就業支援総合センター		
子育て施設	17	江東区児童館		
商業施設	18	オリナス錦糸町	21	マリイ錦糸町
	19	東天地ビル	22	アルカキット錦糸町
	20	テルミナ		
公園	23	錦糸公園	27	横川軍公園
	24	江東橋公園	28	望川第一公園
	25	錦糸堀公園	29	望川錦水公園
	26	大横川錦水公園		
スポーツ施設等	30	ひがしムアリーナ (墨田区総合体育館)	32	錦糸公園野球場
	31	錦糸公園テニスコート		

〈生活関連道路〉

項目	路線名	区間	路線番号・名称	範囲
国道	一般国道14号	区間①	線四丁目24番地先	～ 江東橋四丁目29番地先
都道	特別区道465号	区間②	江東橋三丁目2番地先	～ 押上三丁目23番地先
	墨3号	区間③	線四丁目4番地先	～ 線四丁目3番地先
	墨5号	区間④	線四丁目10番地先	～ 江東橋一丁目4番地先
	墨8号	区間⑤	江東橋一丁目15番地先	～ 江東橋三丁目14番地先
	墨11号	区間⑥	太平四丁目1番地先	～ 線四丁目1番地先
	墨13号	区間⑦	線四丁目1番地先	～ 横川五丁目2番地先
	墨43号	区間⑧	江東橋二丁目13番地先	～ 江東橋二丁目4番地先
	墨45号	区間⑨	江東橋四丁目23番地先	～ 江東橋四丁目24番地先
区道	墨46号	区間⑩	線四丁目4番地先	～ 線四丁目9番地先
	墨104号	区間⑪	線四丁目10番地先	～ 線四丁目16番地先
	墨110号	区間⑫-1	線四丁目35番地先	～ 線四丁目26番地先
		区間⑫-2	線四丁目4番地先	～ 線四丁目10番地先
	墨111号	区間⑬	江東橋一丁目10番地先	～ 江東橋一丁目15番地先
	江東橋1011号	区間⑭	江東橋一丁目7番地先	～ 江東橋二丁目4番地先
	江東橋4013号	区間⑮	江東橋四丁目17番地先	～ 江東橋四丁目15番地先
	江東橋4014号	区間⑯	江東橋四丁目17番地先	～ 江東橋四丁目17番地先

(4) 各施設等における現状の主な取組

項目	取組
公共交通	・車いす利用者や視覚障害者等への移動支援や職員の教育訓練を実施しています。 ・視覚障害者、聴覚障害者への文字や音声による情報提供を実施しています。 ・窓口等でコミュニケーションボードや筆談による対応を実施しています。 ・各駅にはバリアフリートイレやバリアフリールートが整備されています。 ・ホームドアを押上駅、東京メトロ錦糸町駅、JR 錦糸町駅（総武緩行線）に設置しています。
道路	・道路や道路附属物については、定期的に点検し、補修や改修等を行うことで、車両や歩行者等が安全・快適に通行ができるよう適正に維持管理しています。また、積雪時には道路、橋りょうの除雪作業等を行い、道路交通の確保と歩行者の安全確保に努めています。 ・放置自転車の撤去に民間活力を導入し、原則、毎日撤去を実施しています。 ・区内を通行する自転車等の利用者のルール、マナーの啓発を推進しています。 ・墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画（平成 27 年 6 月）に基づき、墨 26 号路線（小梅通り：言問通り～桜橋通り）、墨 111 号路線（浅草通り～横川一丁目 16 番先）、墨 49 号路線（浅草通り～業平四丁目 10 番先）の道路のバリアフリー化をしています。また、ネットワーク路線として、墨 46 号路線（タワービュー通り：浅草通り～北斎通り）、墨 104 号路線（北斎通り：清澄通り～四ツ目通り）の道路のバリアフリー化をしています。
建築物	・窓口等でコミュニケーションボードや筆談による対応を実施しています。 ・利用者への適切な支援環境を形成するため、職員教育等を実施しています。 ・施設の改修時等にバリアフリートイレ等のバリアフリー設備の設置を進めています。
都市公園	・トイレが設置されている公園については、1 か所以上バリアフリートイレの整備を進めています。
交通安全	・押上駅周辺地区では、墨 26 号路線（小梅通り）と墨 119 号路線（曳舟川通り）に音響式信号機が設置されています。 ・錦糸町駅周辺地区では、錦糸町駅北側と南側に音響式信号機が設置されています。また、錦糸町駅南側の国道 14 号と都道 465 号の交差点にはエスコートゾーンが設置されています。

(5) 基礎調査の結果等における課題

区民等へのアンケート、まち歩き点検、会議等における意見を踏まえて、以下のとおり課題をまとめました。

※文章末尾の①から③は基礎調査の際に得られた回答者の属性を参考に付したものです。

- ①車いすを使用している、歩行に障害等がある、杖や歩行補助具を使用している、視覚に障害がある
- ②妊娠中、乳幼児を連れて外出する
- ③聴覚に障害がある、言語に障害がある、知的障害、精神障害、発達障害、ヘルプマーク・ヘルプカードを所持している

ア 公共交通

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）
【押上駅】 区民アンケートでは課題として「ホームの通路幅」、「階段の通路幅」、「エレベーターの整備」、「エレベーターの使いやすさ」について回答割合が高い。 ・利用者増加に伴いホーム幅や階段幅が狭く感じる。改札前が混雑している。①③ ・スーツケースを持った旅行者等のエレベーター利用者の増加に伴い、エレベーターが渋滞している。 ・A2、B1、B2 出口（業平側）にエレベーターがない。ホームや駅出入口に下りエスカレーターがない。② ・A3 出口のエレベーターは乗り換えが必要である。② ・東側出口利用時に車いす使用者は階段昇降機の使用が必須である。①③ ・雨の日に駅構内の通路や階段が滑りやすい。

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）

- ・A3出口エレベーター前に傾斜があり、車いす使用者は利用しにくいと思う。
- ・各ホームの先行方向、乗り換え時の案内が分かりにくい。②

【とうきょうスカイツリー駅】

区民アンケートでは、課題として「出入口・駅構内の案内表示」の回答割合が高い（※回答総数 5 件）。

- ・北千住方面のホームが狭い。
- ・工事中の浅草方面の改札前が狭い。エレベーターまで距離がある。
- ・エスカレーターと改札の間で人が滞留している。
- ・空港へ向かう外国人観光客が押上駅と間違えて迷っている。
- ・工事中の浅草方面の東武線入口が分かりにくい。①②

【JR 錦糸町駅】

区民アンケートでは課題として「ホームドアの整備」、「ホームと列車のすき間」「エレベーターの使いやすさ」、「エレベーターの整備」の回答割合が高い。

- ・総武快速線にホームドアがほしい。②ホームと電車の隙間が広い。
- ・ホームに座るいすがない。③
- ・エレベーターの利用者が多いため、優先利用の表示を分かりやすくしてほしい。②
- ・エスカレーターを歩行する人が多い。
- ・トイレ前で待ち合わせをしている人が多く、快速線へのエスカレーターの導線が悪い。
- ・北口のベビーカーが通行できる広い改札がない。
- ・南口の端の1つの入場改札が混雑している。
- ・南口には数段の段差がある。
- ・ピアきんしちょう側に車いすやベビーカー用のスロープがほしい。②
- ・北口側と南口側の行き来ができない。

●東京メトロ錦糸町駅との乗り換えまでの距離があり、ベビーカーや車いす使用者は不便ではと思う。【道路・鉄道】

【東京メトロ錦糸町駅】

区民アンケートでは課題として「駅構内の通路幅」「ホームの通路幅」「ホームと列車のすき間」の回答割合が高い。

- ・混雑時の導線の検討が必要。
- ・3番出口、4番出口から券売機まで距離がある。
- ・改札と4番出口の間に傾斜があり、車いす使用者は不便ではと思う。

●JR 錦糸町駅との乗り換えまでの距離があり、ベビーカーや車いす使用者は不便ではと思う。【道路・鉄道】

【鉄道駅全般】

- ・ユニバーサルシートはおむつ替え等に使用できるため、広めてほしい。

【押上駅/バス停】

区民アンケートでは課題として「ベンチがない・少ない」「上屋がない」（40.0%）の回答割合が高い。（※回答総数 5 件）

- ・雨の日に3列で並んでいると雨に濡れるため、屋根の拡張をしてほしい。
- ・下車する場所が狭く、車道に降りる時があり、ベビーカー利用時は再度歩道に上がる必要がある。②
- ・ベンチを設置してほしい。
- ・循環バス停留所に英語表記を充実した方がよい。

【錦糸町駅/バス停】

区民アンケートでは課題として「ベンチがない・少ない」、「上屋がない」の回答割合が高い。

- ・雨天時等では路面が滑りやすい。
- ・両国方面の乗り場案内が分かりにくい（南側）。
- ・外国人観光客がどのバス停を利用すればよいか迷っている（南側）。
- ・バス停のどこに並べばよいか分からないため、路面に〇〇行等の表示がほしい（北側）。③

【横川三丁目/バス停】

- ・屋根、ベンチがない。
- 道幅が狭いので、バス停で待っていると通行人の邪魔になる。②【バス・道路】

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）
●傾斜があり、車いすでは乗車が難しい。④【バス・道路】 ・案内表示が高く、行先等の文字が小さい。①
【押上バス停】
●バス停の道幅が狭く、歩行者が歩きにくい。【バス・道路】
【タクシーに関すること】
・ユニバーサルデザインタクシーで車いすを乗せる際の操作等の研修が不足していると感じる。 ・錦糸町駅前タクシー乗り場 ▶バスも通るので道路に降りて乗る時が危ない。段差にあるスロープが急である。①③ ▶タクシー乗り場にあるベンチはいらないと思う。 ●押上駅前タクシー乗り場 ▶バス停とタクシー乗り場が近い。①③【バス・タクシー】

イ 道路・交通安全

【押上駅周辺地区】

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）
区民アンケートでは課題として「歩道を通行する自転車」と「歩道の幅員や勾配」の回答割合が高い。
【区間④：墨 22 号路線】
・道路を横断する歩行者をよく見かける。
【区間⑤：墨 25 号路線】
●押上駅 A3 出口との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保が必要。【道路・鉄道】
【区間⑥：墨 26 号路線】
・視覚障害者誘導用ブロックの近くに植栽がある。
【区間⑩：墨 105 号路線（春日通り）】（四ツ目通りからすみだ保健子育て総合センターまでの意見）
・家の前の段差、切り下げが多い。段差に前輪のタイヤがはまり怖い。① ・歩道の傾斜が急なところがあり危ない。③ ・段差解消が不十分、整備されていない歩道は段差があり歩きにくい。
【区間⑭：墨 111 号路線（言問通り部分）】
・東武橋は狭く、自転車も通るため、子どもと歩くのが危ない。①② ・墨 26 号路線との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保が必要。 ●とうきょうスカイツリー駅高架下の歩道が狭い。バス停もあるので歩道が広がると利用しやすい。【道路・バス】 ●歩道が狭いだけでなく、両側 3 か所にバス停（新橋駅行、上野公園～亀戸間）があり、乗客が並ぶと車いす等では通れなくなる。さらに、この狭くなっている歩道を自転車が通るので危険である。①【道路・バス】 ●車で通過する際も、左側の車線に行こうとしても、停まっているバスを越えてからの車線変更になるので危ない。バスの乗務員がトイレ休憩を取るため、バスが 2 台つながって停まることも多いので、さらに交通の障害になっている。【道路・バス】 ●東側の歩道は東武の駅の改札も近くにあるので、さらに人が滞留しやすい。東武の改札位置はこのまま変わらないのか。【道路・鉄道】
【区間⑮：墨 112 号路線】
・北十間川沿いの歩道がない箇所にガードレールを設置してほしい。
【区間⑯：墨 127 号路線】
・東京スカイツリー東側の交差点では、ライフから押上駅前駐輪場へ向かう際 2 段階で渡る必要がある。
【区間⑰（墨 127 号路線）、区間⑱（都道 465 号（四ツ目通り））、都道 463 号（浅草通り）】
・押上駅の地上で観光客によく道を聞かれる。南側出口の案内が足りていないと思う。

【区間①（都道465号（四ツ目通り））、都道463号（浅草通り）】 ・京成橋付近の歩道上に植木やコンテナがあり歩きにくい。 ●京成橋の坂が急で車いすでは移動が大変である。車いす利用者にとって横幅が狭い。①③【道路・鉄道】 （補足：押上駅のエレベーターがあるB3出口から南側へ移動するには京成橋を越える必要がある。） ・降雪があると車いすでは京成橋を渡り切れないため、勾配や滑りやすさの改善が必要。① ・四ツ目通りの幅員が狭い。滑りやすい道や傾斜が急なところが危ない。自転車が通ると車いす利用者と入り乱れて歩道が狭く感じる。③ ●四ツ目通りの歩道側から押上駅B2出口が確認しづらい。【道路・鉄道】 ●押上駅B1、B2出口との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保が必要。【道路・鉄道】 ・東京スカイツリーの東武線方面の浅草通りに音響式信号機をつけてほしい。 ・四車線の中心に段差があり、ベビーカーが引っかかる。青信号の時間が短い。
【地区内の道路に関する意見】 ・東京スカイツリー周辺の交差点、横断歩道等の自転車や歩行者の交通ルールが守られておらず、大きな事故につながる懸念がある。 ・東京スカイツリー周辺の歩道で自転車がスピードを出して危ない。 ・とうきょうスカイツリー駅前に自転車を降りるように促すポールがあるが、見栄えが悪い。 ・おしなり橋南側のスロープは自転車を降りてほしい。 ・自転車がスピードを出して走っているので取り締まってほしい。自転車の前かごに長傘を入れて走る自転車が多く危ない。② ・東京スカイツリー付近で、信号を通過しきれず、横断歩道にまたがって停車する車両が多く、歩行者の妨げになっている。 ・東京スカイツリー周辺道路での路上駐車がが多く、大型バスの通行に支障が出ていたり、自転車の通行により事故が起きる可能性がある。 ・横川小学校の周辺の通りに路上駐車がが多く、自転車で通行する際に危ない。 ・店舗利用者等の路上駐車が多い。 ・押上駅A3出口には広場がなく、バスも停まらない。待ち合わせもできない。①③

【錦糸町駅周辺地区】

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等） 区民アンケートでは課題として「歩道を通行する自転車」と「横断歩道で止まらない車両」の回答割合が高い。
【区間②：一般国道14号】 ・マンホール等で視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。 ・視覚障害者誘導用ブロックの近くに植栽や自転車がある。
【区間③：墨8号路線】 ・ピアさんしちようエリアの歩道が狭い。
【区間④：墨11号路線】 ・オリナス前の歩道、オリナスと体育館の間の横断歩道に傾斜がある。① ・オリナス前の歩道が狭く、切れ目に段差がある。 ・体育館とオリナスの間の横断歩道に段差があり、ベビーカーが引っかかる。② ・オリナス前の点字ブロックの形が歩車境界と異なる。点字ブロックが片側の歩道にしかない。 ・体育館とオリナスの間の横断歩道、錦糸公園に接する北斎通りの横断歩道で車両が一時停止しない。
【墨48号路線】 ・錦糸公園東側にトイレ利用のタクシーが多数あり、交通に支障がある。
【区間⑤：墨104号路線（北斎通り）】 ・北斎通りの段差、凹凸をなくしてほしい。② ・錦糸橋の勾配が急で歩いて渡れない。①③ ・錦糸町駅バスロータリーから四ツ目通りまでの間、歩道の建物側が高い。 ・錦糸町駅前交差点付近で点字ブロックが連続していない箇所がある。 ・点字ブロックの導線の整備が必要である。 ・錦糸公園に接する北斎通りの横断歩道で車両が一時停止しない。 ・錦糸町駅北口、アルカキット錦糸町とバーガーキング前の横断歩道は歩行時間がとても短い。①②

【区間③：墨 111 号路線】
・江東橋交差点の南東側の歩道と車道に段差があり、ベビーカーが引っかかってしまう。②
【江東橋 4030 号路線】
・店舗の駐輪場から自転車がはみ出していて歩道が半分くらいになっている。
【太平 4012 号路線】
・本所郵便局周辺の細い道の交通標識が木で隠れている。通学中も車やバイクの進入があり、危ない。通学路が狭く、車が通るので安全面を注視してほしい。
【都道 315 号（蔵前橋通り）】
・黄色の点字ブロックに急勾配がある交差点手前で雨天時に転倒した。
【区間①都道 465 号（四ツ目通り）】
・錦糸町パルコ前の横断歩道は青信号の時間が短い。
【区間④（国道 14 号）、区間②（墨 110 号路線）】
・歩道同士の視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保が必要。
【区間⑤（墨 11 号路線）、区間①（都道 465 号（四ツ目通り））】
・墨 11 号路線と四ツ目通り付近の歩道と車道の段差が気になる。手動車いすでは大変だと思う。①
・上記の歩道の止石とインターロッキングブロックで段差が生じている。
【区間③（墨 104 号路線（北斎通り））、区間①（都道 465 号（四ツ目通り））】
・北斎通りと四ツ目通りの交差点東側の歩道が狭く、信号待ちの歩行者が道路にあふれている。①
・北斎通りと四ツ目通りの交差点付近の点字ブロックの色が悪いものがある。
【区間①（都道 465 号（四ツ目通り））、都道 315 号（蔵前橋通り）】
・四ツ目通りと蔵前橋通りの交差点の先の歩道が狭く、交差しにくい。①
【地区内の道路に関する意見】
・江東橋四丁目（墨東病院周辺）の歩道が狭い。建設工事が多く、歩道を確保できていない時が多い。 ・錦糸町駅の南北に向かう歩道が狭い。 ・オリナスからパルコまでの道や JR 錦糸町方面の道が狭い。② ・自転車撤去をしているが、短い時間止めている自転車が多い。 ・駅周辺で歩道にはみ出して営業している商店が多い。 ・朝の通勤時間帯に自転車がスピードを出して歩道を走っていて危ない。② ・歩道を走る自転車やキックボードが危険である。 ・錦糸町駅周辺のタクシーが横断歩道に人がいても止まらない。 ・駅周辺に多くの車が駐車している。
【錦糸町駅の駅前広場等に関する意見】
●東京メトロ錦糸町駅と JR 錦糸町駅の乗り換えまでの間、バス停までの間に屋根がほしい。【鉄道・バス・道路】 ・錦糸町駅南口の歩道橋は雨の日にエスカレーターが使えない。 ・錦糸町駅北口から北上する通りの歩道と車道に段差がある。② ●錦糸町駅北口バスロータリーにゴミが散乱しており、足を取られる可能性がある。【バス・道路】 ・マンホール等で視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。

ウ 建築物

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）
【ハローワーク墨田】
・文字表記を大きくしてほしい。
【ひがしんアリーナ（墨田区総合体育館）】
区民アンケートでは「利用しにくい」との回答は 0%であった（※回答総数は 20 件）。
・階段以外の入口が分かりにくい。 ・1 階入口の扉の前後で点字ブロックが離れている。 ・1 階入口の点字ブロックとマットが近接しており、車いすではマットの上が移動しづらい。①

- ・エレベーター籠内の各階の案内やボタンが分かりにくい。人が多く乗っていると見えなくなるため、ドア上部にあると良い。①
- ・2階エレベーター前の入口で扉が片開のため、点字ブロックの幅と通行幅が合っていない。
- ・バリアフリートイレ内のベビーチェアとハンドドライヤーが車いすの転回、鍵をかける時に支障となる。①

【東駒形コミュニティ会館（図書室含む）】

区民アンケートでは「利用しにくい」との回答は12.5%であった（※回答総数8件）。

- ・トイレの設備等をもう少し新しくしてほしいと思う。

【横川コミュニティ会館（図書室含む）】

区民アンケートでは「利用しにくい」との回答16.7%であった（※回答総数は6件）。

- ・授乳のためのスペースが少ない。②

【さくら橋コミュニティセンター】

- ・全体的に老朽化が進んでいると感じる。②

【すみだ共生社会推進センター】

- ・今後施設の大規模改修を行う際には建物出入口の幅の改善、廊下と階段の境や階段の踊り場等への点状ブロックの設置等を行う必要がある。

【すみだ保健子育て総合センター】

- ・ユニバーサルシートが設置されているトイレの入口にピクトグラムがない。①
- ・トイレの音声を使用している時に早く出るように言われている感じがする。①
- ・ホームページでは、押上駅B1出口からの案内があるが、B1出口にはエレベーターがなく、ベビーカーで行くとエレベーターのある出口を探す必要がある。

【なりひら高齢者支援総合センター】

- ・廊下が濡れているところがあり、滑りやすい。

【すみだトリフォニーホール】

- ・ホールまでの通路等にエスカレーターの設置が必要と感じる。

【墨田中学校】

- ・体育館を利用する時に階段で上がる必要がある。

【複数の施設における課題】

- 建物入口と歩道との視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保（すみだ福祉保健センター、すみだ障害者就労支援総合センター、すみだ保健子育て支援総合センター、すみだ共生社会推進センター）【建築物・道路】
- ・建物内部の視覚障害者誘導用ブロックの設置及び構造の改善、エレベーター外の操作盤下への点状ブロックの設置、バリアフリートイレ内の床下側への緊急呼び出しボタンの設置（すみだ福祉保健センター、すみだ共生社会推進センター）



工 都市公園

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）	
【隅田公園】	区民アンケートでは課題として「ベンチの設置」、「自宅から公園までの歩道や交通」の回答割合が高い（※回答総数 11 件）。なお、「利用しにくい」との回答は 0%であった（※回答総数 32 件）。 ・牛嶋神社から公園までの道が舗装されておらず、雨の日は車いすや歩行者が移動しにくいと思う。 ・自転車のスピードが速い。
【錦糸公園】	区民アンケートでは課題として「ベンチの設置」、「トイレのバリアフリー化」、「自宅から公園までの歩道や交通」の回答割合が高い（※回答総数 29 件）。なお、「利用しにくい」との回答は 3.3%であった（※回答総数 60 件）。 ・通路が少なく歩きにくい。 ・トイレの数が少ない。 ・自転車がが多い。②③ ・オリナス側公園入口の車止めの間は車いすで通れるが、四ツ目通り側の車止めはもう少し細いとスムーズに通れる。① ・点字ブロックを辿って歩くと出入口のポールに当たるのでは。 ・車いすの通路を示すマークが 1 か所のみであるため、入口等の数か所に設置した方がよい。① ・ひがしんアリーナ周辺にある自動販売機前に段差があり、車いすで近づけない。下側に購入するボタンがない。① ・点字ブロックの色が分かりにくい。
【大横川親水公園】	区民アンケートでは課題として「トイレのバリアフリー化」の回答割合が高い（※回答総数 10 件）。なお、「利用しにくい」との回答は 4.5%であった（※回答総数は 22 件）。 ・雨の後に大きな水たまりができる。 ・歩道が歩きづらい。①
【業平公園】	・男性用のトイレにドアを設置してほしい。
【翌川第一公園、錦糸堀公園】	・公園が汚い。バリアフリーでない。
【横川公園】	・蛇口がないので、子どもの手を洗うのが大変であった。
【くるみ児童遊園】（まち歩き点検実施箇所）	・歩道の雨水桝が車いすだとガタガタする。① ・バリアフリートイレが狭く、車いすであると利用できない。利用者のため、大きくてまっすぐなシートがほしい。①③



● 曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区

(1) 地区の現状

- ・ 公共施設や病院、学校が複数立地しています。また、効果要件のとおり他地区と比べて高齢者、乳幼児、障害者の人口が多い地区です。
- ・ 区民アンケートでは、曳舟駅と京成曳舟駅の利用者からの回答割合が多いことから、関心の高い地区と考えられます。
- ・ 令和7年9月に東武曳舟駅周辺地区まちづくり方針が策定され、今後、市街地再開発事業の都市計画決定とともに補助 326 号線（曳舟駅から通り）の拡幅整備に併せた駅前交通広場の整備が予定されています。

(2) 地区の範囲

各駅を中心とした半径 500m の範囲に立地している施設を含む形で設定しました。

(3) 生活関連施設と生活関連経路

ア 生活関連施設

バリアフリー法及び「移動等円滑化送信方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に示す生活関連施設の分類に基づき、以下の施設を生活関連施設とします。

区分	生活関連施設
旅客施設	曳舟駅、京成曳舟駅
官公庁等	東向島出張所、向島税務署、向島郵便局、向島公証役場
教育・文化施設等	都立墨田川高等学校、都立日本橋高等学校、寺島中学校、言問小学校、第一寺島小学校、第三寺島小学校、曳舟小学校、ひきふね図書館、すみだ生涯学習センター、曳舟文化センター
保健・医療・福祉・子育て施設	すみだボランティアセンター、むこうじま高齢者支援総合センター、むこうじま高齢者みまもり相談室、東向島児童館、東向島児童館分館、東京曳舟病院、済生会向島病院、中村病院
商業施設	イトーヨーカドー曳舟店、コモディイイダ東向島店
公園	ふじのき公園、ひいらぎ公園、京島西公園、東向島ふじ公園、曳舟さくら公園、ひきふねどんぐり公園、さくらんぼ児童遊園、あすなろ児童遊園、けやき児童遊園、八広一丁目児童遊園

イ 生活関連経路

生活関連経路は、バリアフリー法において、生活関連施設相互間の経路として定められています。

本基本構想では、法の定義に則り、鉄道駅と生活関連施設、生活関連施設同士を結ぶ以下の経路を生活関連経路に位置付けます。

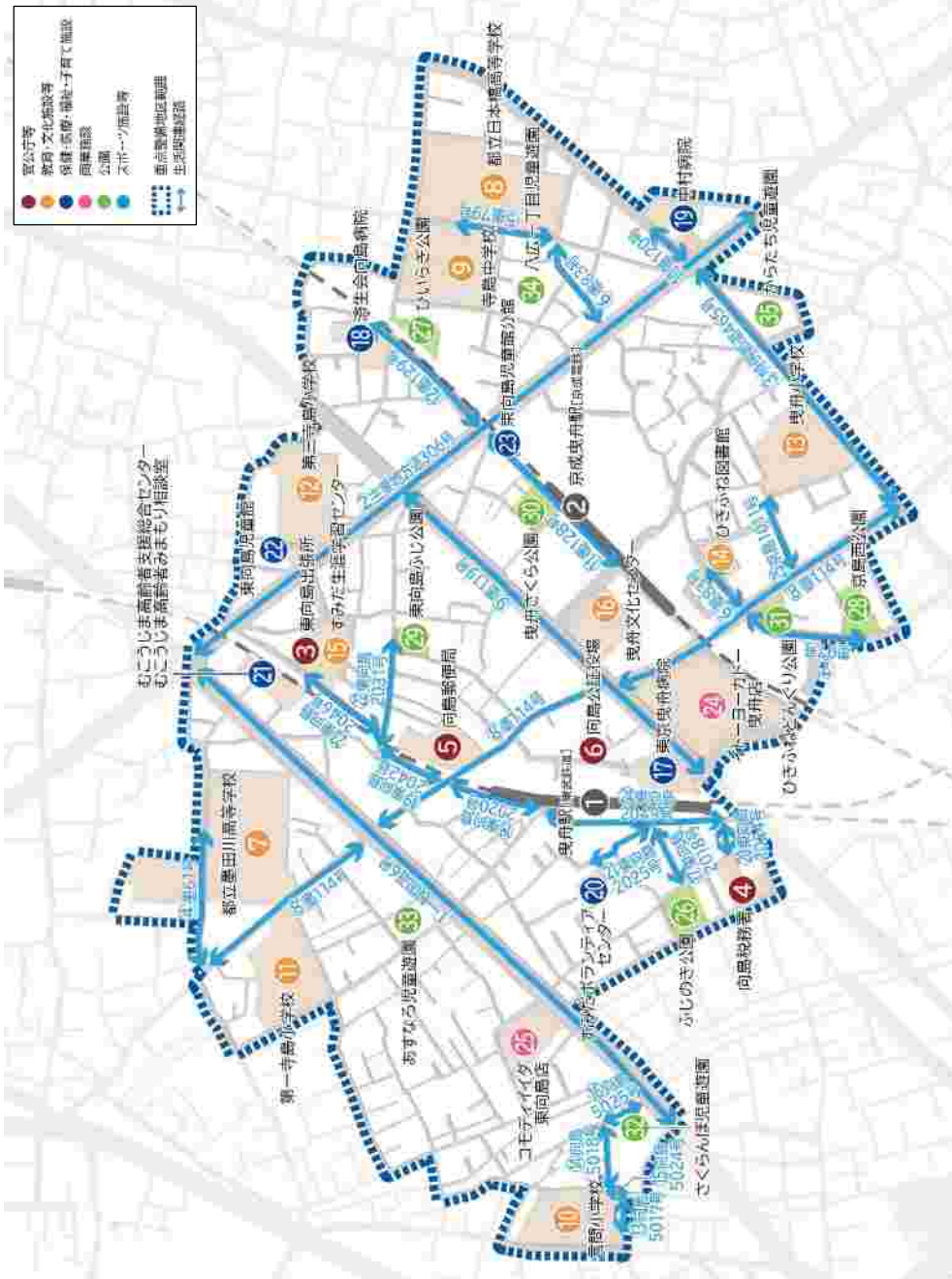
区分	生活関連経路
国道	一般国道 6 号
都道	主要地方道 306 号王子千住夢の島線、特例都道 465 号
区道	墨 61 号路線、墨 79 号路線、墨 83 号路線、墨 97 号路線、墨 114 号路線、墨 119 号路線、墨 120 号路線、墨 128 号路線、墨 129 号路線、向島 5017 号路線、向島 5018 号路線、向島 5024 号路線、向島 5025 号路線、東向島 2018 号路線、東向島 2020 号路線、東向島 2025 号路線、東向島 2031 号路線、東向島 2024 号路線、東向島 2042 号路線、東向島 2046 号路線、東向島 2049 号路線、京島 1011 号路線 ※具体的な区間は次ページで示します。

〈生活関連施設〉

項目	番号	施設名称	番号	施設名称
旅客施設	1	曳舟駅 (東武鉄道)	2	京成曳舟駅 (京成電鉄)
官公庁等施設	3	東向島出張所	5	向島郵便局
	4	向島税務署	6	向島公民館
教育施設	7	都立墨田川高等学校	11	第一寺島小学校
	8	都立日本橋高等学校	12	第三寺島小学校
	9	寺島中学校	13	曳舟小学校
	10	言附小学校		
文化施設	14	ひきふね図書館	16	曳舟文化センター
	15	すみだ生涯学習センター		
医療施設	17	東京曳舟病院	19	中村病院
	18	済生会向島病院		
福祉施設	20	すみだボランティアセンター	21	むこうしほ高齢者福祉総合センター
子育て施設	22	東向島児童館	23	東向島児童館分館
商業施設	24	イトーヨーカドー曳舟店	25	コモディイイタ 東向島店
	26	ふじのき公園	31	ひきふねどんぐり公園
	27	ひいらぎ公園	32	さくらんぼ児童遊園
公園	28	京島西公園	33	あすなろ児童遊園
	29	東向島ふじ公園	34	八広一丁目児童遊園
	30	曳舟さくら公園	35	からたち児童遊園

〈生活関連経路〉

項目	路線名	区間	路線番号・名称	範囲
国道	一般国道6号	区間①	向島五丁目37番地先	～ 東向島三丁目39番地先
	主要地方道306号	区間②	東向島二丁目37番地先	～ 八広二丁目1番地先
都道	特別都道465号	区間③	京島一丁目26番地先	～ 京島一丁目28番地先
	都61号	区間④	東向島三丁目33番地先	～ 東向島三丁目34番地先
	都79号	区間⑤	八広一丁目18番地先	～ 八広一丁目17番地先
	都83号	区間⑥	八広一丁目22番地先	～ 八広一丁目18番地先
	都97号	区間⑦	京島一丁目7番地先	～ 京島一丁目22番地先
	都114号	区間⑧	京島三丁目33番地先	～ 京島一丁目26番地先
	都119号	区間⑨	東向島二丁目27番地先	～ 東向島三丁目49番地先
	都120号	区間⑩	八広二丁目1番地先	～
	都128号	区間⑪	京島一丁目39番地先	～ 京島一丁目43番地先
	都129号	区間⑫	八広一丁目1番地先	～ 八広一丁目5番地先
区道	向島5017号	区間⑬	向島五丁目38番地先	～ 向島五丁目40番地先
	向島5018号	区間⑭	向島五丁目40番地先	～ 向島五丁目43番地先
	向島5024号	区間⑮	向島五丁目39番地先	～ 向島五丁目40番地先
	向島5025号	区間⑯	向島五丁目15番地先	～ 向島五丁目43番地先
	東向島2018号	区間⑰	東向島二丁目24番地先	～ 東向島二丁目25番地先
	東向島2020号	区間⑱	東向島二丁目33番地先	～ 東向島二丁目44番地先
	東向島2042号	区間⑲	東向島二丁目13番地先	～
	東向島2025号	区間⑳	東向島二丁目15番地先	～ 東向島二丁目17番地先
	東向島2031号	区間㉑	東向島二丁目33番地先	～ 東向島二丁目46番地先
	東向島2046号	区間㉒	東向島二丁目43番地先	～
	東向島2049号	区間㉓	東向島二丁目13番地先	～ 東向島二丁目16番地先
	京島1011号	区間㉔	京島一丁目28番地先	～ 京島一丁目35番地先





(4) 各施設等における現状の主な取組

項目	取組
公共交通	・車いす利用者や視覚障害者等への移動支援や職員の教育訓練を実施しています。 ・視覚障害者、聴覚障害者への文字や音声による情報提供を実施しています。 ・窓口等でコミュニケーションボードや筆談による対応を実施しています。 ・墨田区交通バリアフリー基本構想に基づき、駅構内のエレベーターの設置、バリアフリースイレの整備、視覚障害者誘導用ブロックの敷設をしています。
道路	・道路や道路附属物については、定期的に点検し、補修や改修等を行うことで、車両や歩行者等が安全・快適に通行ができるよう適正に維持管理しています。また、積雪時には道路、橋りょうの除雪作業等を行い、道路交通の確保と歩行者の安全確保に努めています。 ・放置自転車の警告や撤去を実施しています。 ・区内を通行する自転車等の利用者のルール、マナーの啓発を推進しています。 ・墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、墨 119 号路線（曳舟川通り）の一部区間、墨 114 号路線（曳舟たから通り：曳舟川通り～四ツ目通り）道路のバリアフリー化をしています。また、四ツ目通りの路面補修工事に併せたバリアフリー化を進めてきました。
建築物	・窓口等でコミュニケーションボードや筆談による対応を実施しています。 ・利用者への適切な支援環境を形成するため、職員教育等を実施しています。 ・施設の改修時等にバリアフリースイレ等のバリアフリー設備の設置を進めています。
都市公園	・トイレが設置されている公園については、1 か所以上バリアフリースイレの整備を進めています。
交通安全	・墨田区交通バリアフリー基本構想に基づき、公共施設、学校、病院等の利用者の多い交差点へのバリアフリー対応信号機等を設置しています。

(5) 基礎調査の結果等における課題

区民等へのアンケート、まち歩き点検、会議等における意見を踏まえて、以下のとおり課題をまとめました。

※文章末尾の①から③は基礎調査の際に得られた回答者の属性を参考に付したものです。

- ①車いすを使用している、歩行に障害等がある、杖や歩行補助具を使用している、視覚に障害がある
- ②妊娠中、乳幼児を連れて外出する
- ③聴覚に障害がある、言語に障害がある、知的障害、精神障害、発達障害、ヘルプマーク・ヘルプカードを所持している

ア 公共交通

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）
【曳舟駅】 区民アンケートでは課題として「ホームドアの整備」、「ホームの通路幅」の回答割合が高い。 ・4番ホームに段差がある。① ・ベンチを増やしてほしい。 ・ホームに一部狭い場所があるため、ホームドアを設置してほしい。 ・ホームに視覚障害者のための点字、音声案内があるとよい。 ・エスカレーターの上りと下りを同じ場所に設置してほしい。 ●東口から出た歩道が狭く、歩行者や信号待ちの人が多く、歩道を走る自転車も多いため危ない。②【鉄道・道路】 ・改札からホームまで遠いため、改札前の行先表示に出発時刻が表示されていても間に合わないことがあるため、間に合わないタイミングで消してしまった方がよい。 ・切符売り場や校内の案内等のサインを大きくした方がよい。
【京成曳舟駅】 区民アンケートでは課題として「ホームドアの整備」、「出入口・駅構内の案内表示」の回答割合が高い。 ・階段部分のホームが狭い。エレベーターの数が少ない。② ・墨 98 号路線の改札にエレベーターや下りエスカレーターがなくやや不便。エレベーターが少ない。②

- ・上りエスカレーターのみの場合に下りエスカレーターを設置してほしい。②
- ・明治通りの入口からホームに着くまで 5 分かかる。
- ・雨の日の東口に水たまりがあり、滑りやすい。雨漏りがある。鳩のフンが落ちていたり、犬の散歩をしている人がある（向島児童館分館側の出入口も同様）。②

【鉄道駅全般】（再掲）

- ・ユニバーサルシートはおむつ替え等に使用できるため、広めてほしい。

【タクシーに関すること】

- ・ユニバーサルデザインタクシーで車いすを乗せる際の操作等の研修が不足していると感じる（再掲）。

イ 道路・交通安全

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）

区民アンケートでは課題として「歩道を通行する自転車」と「歩道の幅員や勾配」の回答割合が高い。

【区間②：都道 306 号】

- 京成曳舟駅北側出口との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保が必要。【道路・鉄道】
- ・一般国道 14 号との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保が必要。
- ・歩道橋がある部分の歩道が狭く、自転車もよく通るので危ない。

【区間⑦：墨 97 号路線】

- ・京島西公園前、救急車が来ても歩き続ける人が多く、子どもが真似して危険である。

【墨 98 号路線】

- ・京成曳舟駅高架下のスーパー利用者の路上駐車がが多く、横断歩道が途切れているので危険。

【区間⑧：墨 114 号路線】

- ・向島郵便局前の道は車両の通行が多い。歩道が狭く、カーブしていて危ない。
- ・地藏坂通りの歩道が駐輪・駐車で歩きにくい時間帯がある。
- ・京島 2 丁目のスクランブル交差点、スクランブルの案内板が古くなっているため、夜に見えなくて危ない。

【区間⑪：東向島 2018 号路線】

- ・東武曳舟駅とふじのき公園の間の道に飲食店の看板や商品の陳列があり、通行の妨げになっている。

【区間⑨：墨 119 号路線】

- 東口から出た歩道が狭く、歩行者や信号待ちの人が多く、歩道を走る自転車も多いため危ない。②（再掲）見通しが悪いので照明があるとよい。【鉄道・道路】
- 曳舟駅東側出口との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保が必要。【道路・鉄道】
- ・マンホール等で視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。

【区間⑩：墨 128 号路線、京成曳舟駅前広場】

- 餃子の王将から京成曳舟駅の階段までまっすぐに歩けず、たどり着けない視覚障害者をよくみかける。【鉄道・道路】
- ・マンホール等で視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。

【区間⑭：東向島 2049 号路線】

- ・曳舟駅西口の道路に搬入用の車両が止まっていると、後ろから自転車が出てくる時がある。

【地区内の道路に関する意見】

- ・東向島出張所周辺の歩道に凹凸がある。
- ・京成曳舟駅と UR マンションの間の道では、自転車で突進してくる人が多い。
- ・曳舟病院があり、身体の不自由な方がタクシーを利用しているので、タクシー乗り場があるとよい。
- ・イトーヨーカドー前の横断歩道でよく警察官に立っていただいているが、いない時は横断歩道で止まらない車が多いので子連れだと怖い。②
- ・言問小学校の通学路周辺でスピードを出す車がいる。
- ・曳舟駅周辺（ふじのき公園など）に自転車の駐輪がある。

ウ 建築物

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）
【東向島出張所】 区民アンケートでは「利用しにくい」との回答は0%であった（※回答総数は7件）。
【すみだ生涯学習センター】 区民アンケートでは「利用しにくい」との回答は9.1%であった（※回答総数は11件）。 ・エレベーターの場所が分かりにくい。 ・トイレの個室が狭い。荷物置きスペースがない。 ・今後施設の大規模改修を行う際にはバリアフリートイレへの可動式手すりの設置が必要である。
【ひきふね図書館】 区民アンケートでは「利用しにくい」との回答は14.0%であった（※回答総数 43 件）。 ・入口や書棚スペース等、フロア移動が多い。道幅が狭い。車いす使用者には移動が大変だと思う。 ・借りるだけでなく、図書館内で読みたい人もいるので座席数を増やしてほしい。高齢者では座席の予約が難しい。自習席の場所が自分で選べず、周辺の環境が良好でなく、使いにくいことがある。 ・雨の日に下り階段で滑りそうになった。 ・入口が暗く、分かりにくい。エレベーターの位置も分かりにくい。①③ ・駐輪場が地下で使用しづらい。図書館前に停めている自転車がある。②
【すみだボランティアセンター】 ・今後施設の大規模改修を行う際にはエレベーター外の操作盤下への点状ブロックの設置、廊下と階段の境や階段の踊り場等への点状ブロックの設置等を行う必要がある。
【東向島児童館】 ・本館4階まで階段のみであり、小さい子ども連れには大変である。②
【複数の施設における課題】 ●建物入口と歩道との視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保（すみだ生涯学習センター、すみだボランティアセンター）【建築物・道路】 ・バリアフリートイレ内の床下側への緊急呼び出しボタンの設置（すみだ生涯学習センター、すみだボランティアセンター）

エ 都市公園

課題（アンケート、まち歩き点検、会議の意見等）
【ひきふねどんぐり公園】 ・自転車が停めにくい。②
【ふじのき公園】 ●公園前に駐車している車が多く、危ない。【道路・公園】



移動等円滑化促進地区・重点整備地区の全体図



第5章 バリアフリー事業の方針及び特定事業

1 区全体で取り組む事項

(1) 区全体で取り組むバリアフリー事業の方針

区内では、鉄道駅やバス停、道路、公園、建築物等におけるハード面のバリアフリー整備が行われており、引き続きバリアフリー整備済の施設等を含めて、国の定める基準（移動等円滑化基準）への適合に努めるとともに、関連するガイドライン、条例等に留意した整備を推進していくこととします。また、基本理念の「だれもが自由に出かけられ、互いに助けあい思いやるまち」を目指すためには、生活関連施設と生活関連経路の連続したバリアフリー化が重要となることから、大規模改修等に伴うバリアフリー整備の際には関係する施設管理者等と調整及び協議しながら進めていきます。さらに、関係する施設設置管理者等は、特定事業以外でも調整・協議に応じ、積極的に連続性のあるバリアフリー事業に取り組んでいきます。

なお、特定事業の実施目標年度は、基本構想の目標年度に合わせて令和17年度までとします。

(2) 特定事業

①公共交通特定事業（実施主体：公共交通事業者）

交通機関	項目	事業内容
鉄道	移動経路等	定期的な点検と施設の補修の実施
	車両	車両の車いすスペースや案内表示装置の設置及び更新 車両連結部の転落防止設備の更新
	案内設備	出口案内標識・ホーム上の案内標識の設置・更新等 触知案内図など、わかりやすい案内サインの維持更新
	ソフト面	サービス介助士等の資格取得の推進、駅係員等の接遇、接客の研修 バリアフリー設備の適正な利用推進のための啓発活動の実施 ホームページ等を活用した施設内のバリアフリー設備の情報提供
	バス	バス停案内表示の多言語化
		バスロケーションシステムによる情報提供
		車いす、ベビーカー利用等のお客様への乗降介助に関する教育やバリアフリーに関する研修の実施
		聴覚障害者用の筆記用具や筆談具、コミュニケーションボードの常備
		ヘルプマーク配布及びポスター掲示
		バス車内での多言語路線図の配布
タクシー	車両	ユニバーサルデザインタクシーの導入促進
	ソフト面	陣痛タクシー、キッズタクシーの周知
		車いす利用者等の円滑な乗降等に関する研修の継続的な実施の推進



乗降りサポートの周知ポスター
（東京地下鉄株式会社）



認知症サポーター養成講座（東京都交通局）



盲導犬ユーザー等対応講習（京成電鉄株式会社）

②道路特定事業（実施主体：道路管理者）

項目	事業内容
道路管理	道路の定期的な点検・維持管理
	放置禁止区域内、外における放置自転車等の警告・撤去
交通安全	区内を通行する自転車等の利用者のルール、マナーの啓発の推進（道路管理者及び交通管理者）
指導	道路の不法占用に対する適正化指導（看板、商品のはみ出し等）
	植栽の枝の道路へのはみ出しなど、適切な機能の確保のための指導

③教育啓発特定事業（実施主体：墨田区）

区では心のバリアフリー啓発冊子やヘルプマーク等の配布、「区のお知らせ」点字版・音訳版の発行、バリアフリーマップの掲載等を進めています。基礎調査の結果では、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に関する認知度が低い状況であったことを踏まえながら、以下の特定事業を実施していきます。なお、ハード面のバリアフリー整備には、予算や時間、施設の構造上の制約等があることから、情報発信や案内設備の充実等のソフト面のバリアフリーに関する事業を併せて進めていくことが重要です。

項目	事業内容
教育啓発	障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」に関する継続的な周知啓発
	福祉教育の取組、心のバリアフリー啓発冊子等の配布
	障害の理解・啓発や心のバリアフリーに関する普及啓発イベントの実施
	区民へのヘルプマーク、ヘルプカード、ヘルプシールの配布及び活用に向けた周知啓発
	認知症普及啓発事業の実施
情報発信・周知	バリアフリーマップや音声ガイド（ことばの道案内）の充実と普及
	区報やホームページを活用した情報発信、「区のお知らせ」点字版・音訳版の発行
	区ホームページ等における公共施設の案内について、バリアフリールートを考慮した駅出入口等の案内、庁内認識の共有



啓発冊子：
マンガでわかる！すみダックと学ぼう
みんなで支え合う 心のバリアフリー



啓発冊子：すみダックといっしょに
「心のバリアフリー探検ツアー」



みんなにやさしい
「あんしんバリアフリーマップ」の公開

2 押上駅・錦糸町駅周辺地区

(1) 地区のバリアフリー事業の方針

押上駅・錦糸町駅周辺地区のバリアフリー事業の方針は以下のとおりです。

第4章で挙げられた課題の内、予算や関連計画、施設の構造上の制約等により、現状対応が困難である内容についても、引き続き事業化の検討をしていきます。

また、複合した課題として挙げられている押上駅の業平側にエレベーターがないこと、エレベーターのあるB3出口から京成橋を渡る際に勾配があることについては、駅構造面や周辺道路の状況等から、現状では新たなバリアフリールートの整備が困難であるため、今後関係機関と連携しながら事業化等について検討していきます。

項目	主な方針
公共交通	・JR 錦糸町駅、とうきょうスカイツリー駅のホームドアの整備を進めていきます。 ・ソフト面のバリアフリー事業として、職員等へのバリアフリーに関する教育や研修を行います。また、鉄道事業者は「バリアフリー設備の適正な利用推進のための啓発活動の実施」、「わかりやすい案内サインの維持更新」等の取組を進め、バス事業者は「バス停案内表示の多言語化」、「ヘルプマークの配布やポスター掲示」等の取組を進めていきます。
道路	・東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)連続立体交差事業とともに、墨田区道墨 111 号(言問通り)の拡幅事業や(仮称)押上駅北口線(交通広場を含む)を含めた周辺の街路整備事業を進めていきます。 ・四ツ目通りからすみだ保健子育て総合センターまでの区間の道路バリアフリー事業を進めていきます。 ・自転車対歩行者事故の発生リスクを低減させるため、墨田区自転車活用推進計画に基づき、自転車と歩行者の双方が安全、快適に通行できる自転車走行空間を整備します。
建築物	・ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリースイールの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。 ・すみだ福祉保健センターやすみだトリフォニーホールでは施設の大規模改修に併せてバリアフリースイールの整備や増設等を進め、区立小中学校では施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。
都市公園	・公園の再整備に併せて施設のバリアフリー化の実施やバリアフリースイールの整備等を進めていきます。
交通安全	・地区内における信号機の改良や道路標識等の補修、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の手導取締り等を実施します。

(2) 特定事業

①公共交通特定事業【鉄道・旅客施設】

事業箇所	項目	事業内容	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
JR 錦糸町駅	ホーム	ホームドアの整備(総武線快速)	東日本旅客鉄道株式会社	■	■	
とうきょうスカイツリー駅	ホーム	ホームドアの整備	東武鉄道株式会社			■
押上駅	券売機・案内設備	訪日外国人向け自動券売機の設置更新	京成電鉄株式会社	■	■	■

※特定事業の実施時期として、短期(令和8年度から令和10年度)、中期(令和11年度から令和14年度)、長期(令和15年度以降)を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

②道路特定事業

事業箇所	項目	事業内容 ※区間の一部または、区間外を含む場合は（）内に記載	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
区間②（一般国道14号）	道路管理	道路の定期的な点検	国土交通省 東京国道事務所	■	■	■
区間①（四ツ目通り（特例 都道465号））	道路整備	舗装の段差や劣化の修繕	東京都建設局 第五建設事務所	■	■	■
	道路管理	道路の定期的な点検				
区間⑤（墨25号路線）	道路整備	街路事業（道路拡幅）約100m 交通広場約2,600㎡ （押上一丁目1番地先～押上二丁目18番地先）	墨田区	■	■	
区間⑤（墨25号路線） 区間⑪（墨56号路線） 区間⑳（押上2002号路線）	道路整備	街路事業（道路拡幅）約470m （押上二丁目2番地先～押上二丁目4番地先～押上二丁目16番地先～押上二丁目11番地先）	墨田区	■	■	
区間⑥（墨26号路線）	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 450m	墨田区		■	
区間⑩（墨55号路線）	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 60m	墨田区		■	
区間⑫（墨58号路線）	道路整備	街路事業（幅員構成変更） 約330m（押上二丁目13番地先～押上一丁目16番地先）	墨田区	■	■	■
区間⑫（墨58号路線）	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 600m （区間外含む）	墨田区		■	
区間⑬（墨105号路線）	道路整備	道路のバリアフリー化 400m	墨田区	■	■	
	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 400m	墨田区	■	■	
区間⑭（言問通り～大門通り（墨111号路線））	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 800m	墨田区	■	■	
区間⑭（言問通り（墨111号路線））	道路整備	街路事業（道路拡幅）100m （とうきょうスカイツリー駅北交差点～とうきょうスカイツリー駅交差点）	墨田区	■	■	
区間⑱（（仮称）南北通り（墨田歩行者専用道第1号線））	道路整備	街路事業（道路新設）約30m	墨田区	■	■	
区間㉓（大門通り～中之橋通り（墨111号路線））	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 450m （区間外含む）	墨田区	■		

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。



③建築物特定事業

ア 実施施設

官公庁等	教育・文化施設	保健・医療・福祉・子育て施設	スポーツ施設
ハローワーク墨田 すみだ産業会館 墨田都税事務所 本所警察署 すみだ共生社会推進センター すみだ消費者センター 東駒形コミュニティ会館 横川コミュニティ会館	柳島小学校 錦糸小学校 横川小学校 小梅小学校 業平小学校 墨田中学校 すみだトリフォニーホール すみだ郷土文化資料館	すみだふれあいセンター すみだ障害者就労支援総合センター すみだボランティアセンター分館 江東橋児童館 すみだ保健子育て総合センター すみだ福祉保健センター こうめ高齢者支援総合センター こうめ高齢者みまもり相談室 なりひらホーム なりひら高齢者支援総合センター なりひら高齢者みまもり相談室 さくら橋コミュニティセンター	ひがしんアリーナ (墨田区総合体育館) 錦糸公園野球場 錦糸公園テニスコート

イ 事業内容等

バリアフリーに関連した各事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修に併せてバリアフリートイレ、エレベーター、段差解消等の整備を進めていきます。また、すみだ福祉保健センターやすみだトリフォニーホールでは施設の大規模改修に併せてバリアフリートイレの整備や増設等を進め、区立小中学校では施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。

なお、各施設の具体的な事業の実施時期については、特定事業計画策定時に定めていきます。

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物全体	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修の実施	■	■	■
	大規模改修、移転等に併せた施設のバリアフリー化の実施	■	■	
外構部	視覚障害者誘導用ブロックの整備や段差解消により、道路から受付等への経路の確保	■	■	■
	視覚障害者誘導用ブロック上に設置されたマットや設置物の撤去	■	■	■
	車いす対応駐車スペースの確保、周知	■	■	■
屋内	移動円滑化のため、エレベーターの設置を検討	■	■	■
	階段、廊下、トイレ、エレベーター周辺に手すりを設置	■	■	■
	ベンチ等の休憩施設の設置	■	■	■
	出入口の開放時、廊下の有効幅員の確保、廊下から利用居室への段差解消	■	■	■
	階段の踊場等に視覚障害者誘導用ブロックを設置	■	■	■
	手すりや有効幅員等の基準を阻害している設置物の撤去	■	■	■
	授乳や搾乳（乳幼児室）及びおむつ交換（トイレ）のできる場所の設置	■	■	■
トイレ	バリアフリートイレの整備、トイレの洋式化、異性介助等に配慮した構造の整備	■	■	
	オストメイト、ベビーチェア、ベビーシート、フィッティングボード等の設置	■	■	■
	ユニバーサルシート（大人用ベッド）の整備、事業化の検討	■	■	
ソフト面 情報発信	レンタル用の車いすの配備などの備品の貸出	■	■	■
	ホームページ等における利用情報の発信、情報更新	■	■	■
	障害特性に配慮した、誰もが見ることのできる区政情報等の発信	■	■	■
	職員教育等を通じた利用者への適切な支援環境の形成	■	■	■
	身体障害者の支援に関する区民向けボランティア養成講座・講習会等の実施	■	■	■

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	窓口におけるタブレット端末の活用、遠隔手話通訳サービスの提供	■	■	■
	聴覚障害者用の筆記用具や筆談具、コミュニケーションボードの常備	■	■	■

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

④都市公園特定事業（区立公園）

事業箇所	項目	事業内容	実施時期		
			短期	中期	後期
各公園	維持管理	公園内における定期的な点検と施設の補修	■	■	■
隅田公園	園路等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施	■	■	■
大横川親水公園	園路、遊具、トイレ等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施 バリアフリースイールの整備（2カ所）	■	■	■
	ソフト面	ホームページ等における利用情報の発信、情報更新	■	■	■
錦糸公園	遊具	誰もが使いやすい遊具の設置	■	■	■
竪川第一公園	園路等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施		■	■
竪川親水公園	園路等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施	■	■	■
横川公園	園路、遊具等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施	■		

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

⑤交通安全特定事業（東京都公安委員会）

項目	事業内容
交通安全	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）
	道路標識の適切な補修
	道路標示の適切な補修
	エスコートゾーンの整備
	横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等の指導取締りの実施
	歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車等の指導取締りの実施
	違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画に記載します。



3 曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区

(1) 地区のバリアフリー事業の方針

曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区のバリアフリー事業の方針は以下のとおりです。

第4章で挙げられた課題の内、予算や関連計画、施設の構造上の制約等により、現状対応が困難である内容についても、引き続き事業化の検討をしていきます。

特定事業	主な方針
公共交通	・曳舟駅のホームドアの整備を進めていきます。 ・ソフト面のバリアフリー事業として、職員等へのバリアフリーに関する教育や研修を行います。また、鉄道事業者は「バリアフリー設備の適正な利用推進のための啓発活動の実施」、「わかりやすい案内サインの維持更新」等の取組を進め、バス事業者は「バス停案内表示の多言語化」、「ヘルプマークの配布やポスター掲示」等の取組を進めていきます。
道路	・再開発事業による都市計画道路整備として、道路拡幅、歩道設置、無電柱化、交通広場の整備を進めていきます。 ・自転車対歩行者事故の発生リスクを低減させるため、墨田区自転車活用推進計画に基づき、自転車と歩行者の双方が安全・快適に通行できる自転車走行空間を整備します。
建築物	・ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。 ・すみだボランティアセンターや区立小中学校では、施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。
都市公園	・バリアフリートイレの再整備や再開発事業による都市計画公園の整備を進めていきます。
交通安全	・地区内における信号機の改良や道路標識等の補修、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の手導取締り等を実施します。

(2) 特定事業

①公共交通特定事業【鉄道・旅客施設】

事業箇所	項目	事業内容	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
曳舟駅	ホーム	ホームドアの整備	東武鉄道株式会社			■
京成曳舟駅	券売機・案内設備	訪日外国人向け自動券売機の設置更新	京成電鉄株式会社	■	■	■

②道路特定事業

事業箇所	項目	事業内容 ※区間の一部または、区間外を含む場合は（）内に記載	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
区間①（一般国道6号）	道路管理	道路の定期的な点検	国土交通省 東京国道事務所	■	■	■
区間②、③（特例都道465号、主要地方道306号王子千住夢の島線）	道路整備	舗装の段差や劣化の修繕	東京都建設局 第五建設事務所			
	道路管理	道路の定期的な点検		■	■	■

事業箇所	項目	事業内容 ※区間の一部または、区間外を含む場合は（）内に記載	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
区間⑧（墨 114 号路線）	道路整備	再開発事業による都市計画道路整備（道路拡幅、歩道設置、無電柱化）約 160m （東向島二丁目 28 番地先～31 番地先）	墨田区	■	■	
区間⑧（墨 114 号路線）	道路整備	再開発事業による都市計画道路整備（交通広場整備）約 2,200㎡ （東向島二丁目 28 番地先～31 番地先）	墨田区	■	■	
区間⑨（墨 119 号路線）	道路整備	再開発事業による無電柱化整備 約 170m（東向島二丁目 27 番地先～30 番地先）	墨田区	■	■	
区間⑩（墨 120 号路線）	道路整備	道路のバリアフリー化 350m （区間外含む）	墨田区	■	■	
区間⑪（東向島 2042 号路線）	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 70m	墨田区	■		
区間⑫（東向島 2031 号路線）	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 10m （東向島二丁目 33 番地先～43 番地先）	墨田区	■		
区間⑬（東向島 2046 号路線）	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 200m	墨田区	■		

※特定事業の実施時期として、短期（令和 8 年度から令和 10 年度）、中期（令和 11 年度から令和 14 年度）、長期（令和 15 年以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

③建築物特定事業

ア 実施施設

官公庁等	教育・文化施設		保健・医療・福祉・子育て施設
東向島出張所	寺島中学校 言問小学校 第一寺島小学校 第三寺島小学校 曳舟小学校	ひきふね図書館 曳舟文化センター すみだ生涯学習センター	すみだボランティアセンター むこうじま高齢者支援総合センター むこうじま高齢者みまもり相談室 東向島児童館 東向島児童館分館

イ 事業内容等

バリアフリーに関連した各事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修に併せてバリアフリートイレ、エレベーター、段差解消等の整備を進めていきます。また、すみだボランティアセンターや区立小中学校では、施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。

なお、各施設の具体的な事業の実施時期については、特定事業計画策定時に定めていきます。

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物全体	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修の実施	■	■	■
	大規模改修、移転等に併せた施設のバリアフリー化の実施	■		
外構部	視覚障害者誘導用ブロックの整備や段差解消により、道路から受付等への経路の確保	■	■	■
	視覚障害者誘導用ブロック上に設置されたマットや設置物の撤去	■	■	■

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	車いす対応駐車スペースの確保、周知	■	■	■
屋内	移動円滑化のため、エレベーターの設置を検討	■	■	■
	階段、廊下、トイレ、エレベーター周辺に手すりを設置	■	■	■
	ベンチ等の休憩施設の設置	■	■	■
	出入口の開放時、廊下の有効幅員の確保、廊下から利用居室への段差解消	■	■	■
	階段の踊場等に視覚障害者誘導用ブロックを設置	■	■	■
	手すりや有効幅員等の基準を阻害している設置物の撤去	■	■	■
	授乳や搾乳（乳幼児室）及びおむつ交換（トイレ）のできる場所の設置	■	■	■
	聴覚障害者に火災発生を光で知らせるランプの設置（簡易ランプ）	■	■	■
トイレ	バリアフリートイレの整備、トイレの洋式化、異性介助等に配慮した構造の整備	■	■	
	オストメイト、ベビーチェア、ベビーシート、フィッティングボード等の設置	■	■	■
	ユニバーサルシート（大人用ベッド）の整備、事業化の検討	■	■	■
ソフト面 情報発信	レンタル用の車いすの配備などの備品の貸出	■	■	■
	ホームページ等における利用情報の発信、情報更新	■	■	■
	障害特性に配慮した、誰もが見ることのできる区政情報等の発信	■	■	■
	職員教育等を通じた利用者への適切な支援環境の形成	■	■	■
	身体障害者の支援に関する区民向けボランティア養成講座・講習会等の実施	■	■	■
	窓口におけるタブレット端末の活用、遠隔手話通訳サービスの提供	■	■	■
	聴覚障害者用の筆記用具や筆談具、コミュニケーションボードの常備	■	■	■

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

④都市公園特定事業（区立公園）

事業箇所	項目	事業内容	実施時期		
			短期	中期	後期
各公園	維持管理	公園内における定期的な点検と施設の補修	■	■	■
ふじのき公園	トイレ	バリアフリートイレの再整備			■
東向島二丁目	公園全体	再開発事業による都市計画公園の整備 約3,300㎡	■	■	
さくらんぼ児童遊園	公園全体	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施			■
からたち児童遊園	公園全体	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施		■	■

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。



⑤交通安全特定事業（東京都公安委員会）（再掲）

項目	事業内容
交通安全	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）
	道路標識の適切な補修
	道路標示の適切な補修
	エスコートゾーンの整備
	横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施
	歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車等の指導取締りの実施
	違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画に記載します。



第6章 バリアフリー事業の進行管理等

(1) 特定事業計画の策定

重点整備地区の特定事業を着実に進めていくため、特定事業者（特定事業を行う事業者）は令和8年度中を目途に速やかに特定事業計画を策定します。特定事業者は特定事業計画に基づいた整備等を実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目についても、対応できるものは積極的な取組を検討します。



各特定事業計画を集約して作成する。

(仮称) 墨田区バリアフリー基本構想
特定事業計画

令和○年○月

(2) 墨田区バリアフリー推進協議会による進捗管理

区民や学識経験者、公共交通事業者、施設管理者等で構成する「墨田区バリアフリー推進協議会」により、重点整備地区における特定事業等の実施状況の確認や、事業実施の評価・検証等を行い、継続的なバリアフリー事業を推進します。また、本協議会では、重点整備地区だけではなく、区全体のバリアフリーに関する情報連絡や意見交換等を行っていきます。

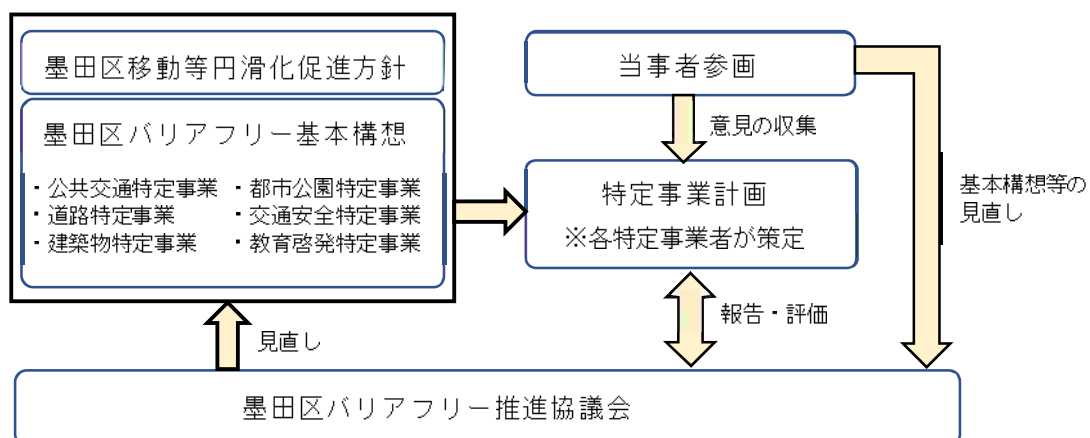


(3) 当事者参画による効果的なバリアフリー施策の展開

各バリアフリー事業は当事者参画の視点を持って進める必要があるため、特定事業者等は事業実施前や施設設計段階から、区民や当事者の参画によるアンケート調査、ヒアリング、まち歩き点検等を行い、障害者及び高齢者、子育て世帯等の視点を取り入れながらバリアフリー事業を進めていきます。

(4) 中間見直し

区は墨田区バリアフリー推進協議会による各事業の評価、まちづくりの動き、当事者参画による意見等を踏まえて、令和12年度に中間見直しを行い、区全体のバリアフリーの実現につなげていきます。



資料編

1 墨田区バリアフリー推進協議会に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、墨田区におけるバリアフリー事業を推進することを目的として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の4及び第26条に基づき、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した墨田区バリアフリー推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成及びその実施に関すること。
- (2) バリアフリー推進に係る施策の協議及び調整に関すること。
- (3) 特定事業の進捗状況等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が認めること。

（組織）

第3条 推進協議会は、次に掲げる個人、団体等の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係事業者
- (3) 区内団体代表者
- (4) 関係行政機関
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、推進協議会の委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

（報酬）

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

（庶務）

第8条 推進協議会の事務局は、福祉部地域福祉課が担当する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月28日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。



2 墨田区バリアフリー推進協議会 委員名簿

区分	所属	委員役職	
経験者 学識	茨城大学	名誉教授	委 嘱 委 員
関係事業者	東日本旅客鉄道株式会社	千葉支社企画総務部経営戦略ユニット マネージャー	
	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 事業戦略部課長	
	京成電鉄株式会社	計画管理部鉄道企画担当 課長	
	東京地下鉄株式会社	鉄道本部 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	
	東京都交通局（地下鉄）	東京都交通局総務部 技術調整担当課長	
	東京都交通局（バス）	東京都交通局自動車部 事業改善担当課長	
	京成バス株式会社	取締役営業部長	
	京成バス東京株式会社	営業部業務課課長補佐	
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	業務部長	
管理者 道路	国土交通省東京国道事務所	交通対策課建設専門官	
	東京都建設局第五建設事務所	補修課長	
管理者 交通	本所警察署	交通課長	
	向島警察署	交通課長	
区内団体	墨田区町会・自治会連合会	副会長	
	墨田区老人クラブ連合会	会長	
	墨田区障害者団体連合会	副会長	
	墨田区商店街連合会	事務局長	
関係行政 機関	国土交通省関東運輸局	交通政策部共生社会推進課長	
	東京都都市整備局都市基盤部	交通政策担当課長	
墨田区	福祉部	福祉部長	任 命 委 員
	子ども・子育て支援部	子ども・子育て支援部長	
	都市計画部	都市計画部長	
		都市計画部参事	
	都市整備部	都市整備部長	
	立体化・まちづくり推進担当	立体化・まちづくり推進担当部長	



3 墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会 名簿

委員所属
公共施設マネジメント推進課
すみだ人権同和・男女共同参画事務所
障害者福祉課
高齢者福祉課
子育て支援課
子育て支援総合センター
都市計画課
都市整備課
土木管理課
道路・橋りよう課
公園課
立体化推進課
拠点整備課
まちづくり調整課
庶務課
指導室



4 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想 策定経緯

日程	会議名	主な議題	
令和6年 7月3日（水）	令和6年度第1回 （仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会	報告	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定
		協議	(1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業
7月9日（火）	令和6年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会	報告	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定
		協議	(1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業
7月16日（火）	令和6年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部	報告	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定
		協議	(1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業
8月5日（月）	令和6年度第1回 墨田区バリアフリー推進協議会	報告	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定
		協議	(1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業
12月3日（火）	令和6年度第2回 （仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会	報告	(1)住民参加と意見反映のための取組
		協議	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方
12月6日（金）	令和6年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会	報告	(1)住民参加と意見反映のための取組
		協議	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方
12月17日（火）	令和6年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部	報告	(1)住民参加と意見反映のための取組
		協議	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方
令和7年 1月24日（金）	令和6年度第2回 墨田区バリアフリー推進協議会	報告	(1)住民参加と意見反映のための取組
		協議	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方及び重点整備地区候補地 (3)まち歩き点検
4月11日（金）	令和7年度第1回 墨田区バリアフリー推進協議会	報告	(1)令和6年度墨田区バリアフリー推進協議会の実施内容
		協議	(1)重点整備地区の選定 (2)まち歩き点検の実施 (3)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想（骨子案）
6月17日（火）	令和7年度第1回 （仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会	報告	(1)墨田区バリアフリー基本構想等の策定 (2)まち歩き点検の実施結果
		協議	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針（マスタープラン） (2)バリアフリー事業調査の結果と特定事業（案）
7月2日（火）	令和7年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会	報告	(1)墨田区バリアフリー基本構想等の策定 (2)まち歩き点検の実施結果
		協議	(1)（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針（マスタープラン） (2)バリアフリー事業調査の結果と特定事業（案）

日程	会議名	主な議題	
7月15日(火)	令和7年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部	報告	(1)まち歩き点検の実施結果
		協議	(1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想(骨子案)
7月29日(火)	令和7年度第2回 墨田区バリアフリー推進協議会	報告	(1)まち歩き点検の実施結果
		協議	(1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想(骨子案)
10月17日(金)	令和7年度第2回 (仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会	協議	(1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想(素案) ア 移動等円滑化促進方針における「ハード面のバリアフリーの推進」及び「当事者参画の視点」 イ バリアフリー基本構想における「重点整備地区の課題」
10月30日(木)	令和7年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会	協議	(1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の素案
11月11日(火)	令和7年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部	協議	(1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本の素案
11月13日(木)	令和7年度第3回 墨田区バリアフリー推進協議会	協議	(1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の素案 ア 移動等円滑化促進方針における「当事者参画の視点」 イ バリアフリー基本構想における「重点整備地区の課題、バリアフリー事業の方針及び特定事業」 ウ 連続性のあるバリアフリー事業に向けた取組 (2)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の概要版(案)
令和8年 2月●日(●)	令和7年度第3回 (仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会	報告	(1)
		協議	(1)



5 区民アンケート等 調査結果

①区民アンケート調査

目的	広く区民のバリアフリーに関する実態や関心、意向を把握・分析し、基本構想等の策定及び今後のバリアフリー施策の展開の基礎資料とするために実施
実施時期	令和6年9月27日（金）～10月21日（月）
調査方法	郵送配布、郵送・web回収併用
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の墨田区民2,000件 （北部：1,000件、南部：1,000件）
回収結果	566件（回収率28.3%、宛先不明を除く回収率28.6%） 郵送回答 375件、web回答 191件 （北部：300件、南部：263件、町名未回答：3件）
主な設問	I 回答者自身について II 区内の各施設の利用について III 障害者差別解消法と心のバリアフリーについて IV 区が行うバリアフリーの取組について
主な結果	・各施設の利用のしやすさに対する評価は、概ね半数程度が満足しているものの、駅施設や保健・医療施設で満足度が低い箇所がみられる。 ・住まい、駅、バス停周辺の歩道や横断歩道に関する課題としては、「歩道を通行する自転車」の回答が最も多い。 ・心のバリアフリー等の用語の認知度は約5割～6割である。

【主な結果（抜粋）】

ア) 区内の各施設の利用について

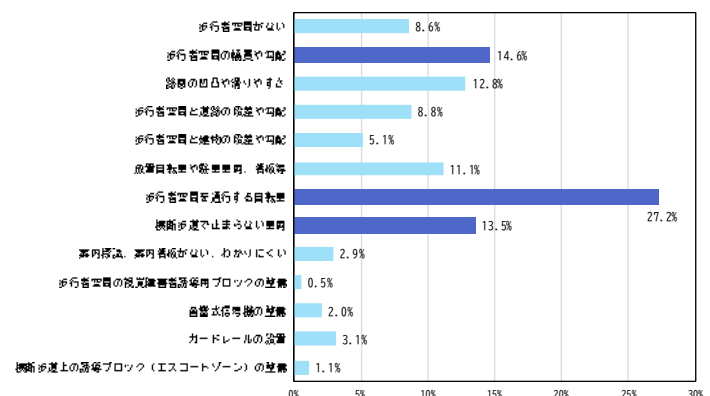
- ・利用のしやすさ等に対する評価は、概ね半数程度が満足しているが、駅設備や保健・医療施設では満足度が低い傾向にある。

【鉄道駅】

■最もよく利用する駅（N=566）

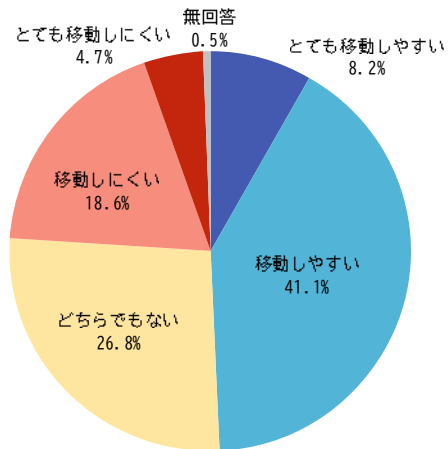
駅名	件数	割合
両国駅（JR）	46	8.1%
両国駅（都営地下鉄）	34	6.0%
錦糸町駅（JR）	91	16.1%
錦糸町駅（東京メトロ）	17	3.0%
押上駅（都営地下鉄、京成電鉄、東武鉄道）	91	16.1%
本所吾妻橋駅（都営地下鉄）	36	6.4%
菊川駅（都営地下鉄）	30	5.3%
八広駅（京成電鉄）	31	5.5%
曳舟駅（東武鉄道）	45	8.0%
京成曳舟駅（京成電鉄）	31	5.5%
とうきょうスカイツリー駅（東武鉄道）	5	0.9%
東向島駅（東武鉄道）	29	5.1%
鐘ヶ島駅（東武鉄道）	27	4.8%
小村井駅（東武鉄道）	15	2.7%
東あずま駅（東武鉄道）	20	3.5%
駅は利用しない	16	2.8%
無回答	2	0.4%

■駅周辺の歩行者空間について課題や気になること（N=539 複数回答）

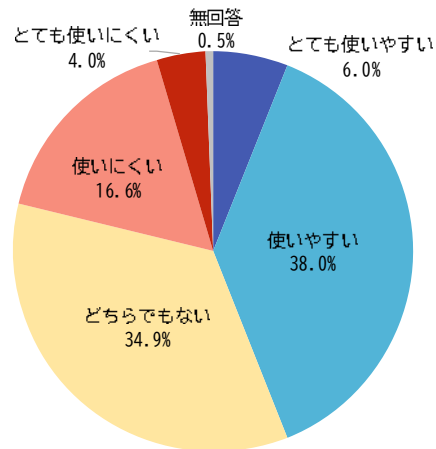


■ 駅に対する評価（N=548） ※「駅は利用しない」と回答した方、無回答を除く

駅周辺の歩行者空間から駅構内への移動



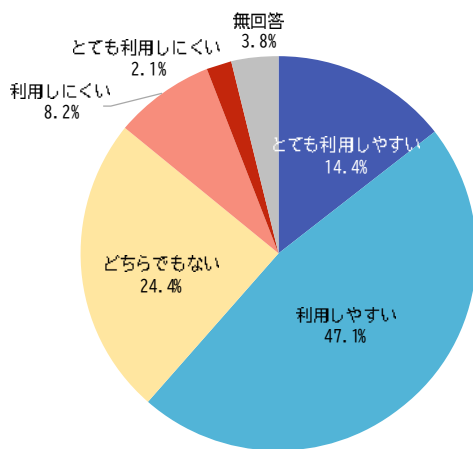
駅のトイレやエレベーターなどの設備の使いやすさ



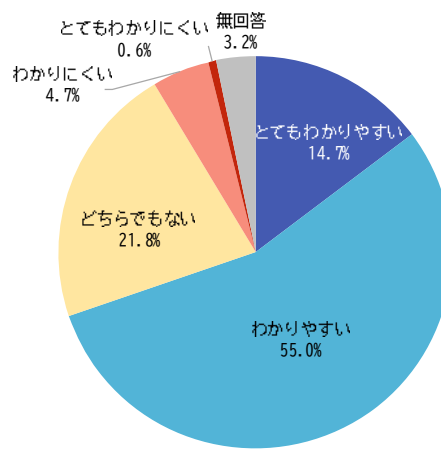
【バス停・バス車両】

■ バスの停留所等に対する評価（N=340） ※「路線バスは利用しない」と回答した方、無回答を除く

バスの停留所や乗降、車内の利用



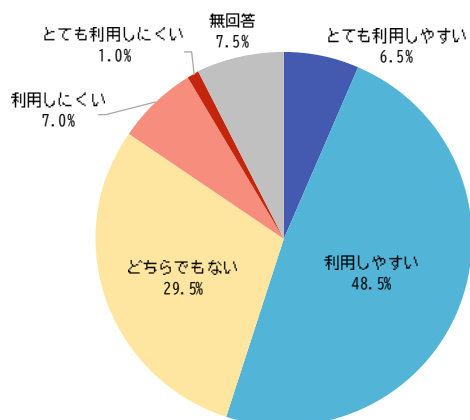
行先案内等の表示や放送



【タクシー】

■ タクシーに対する評価（N=200）

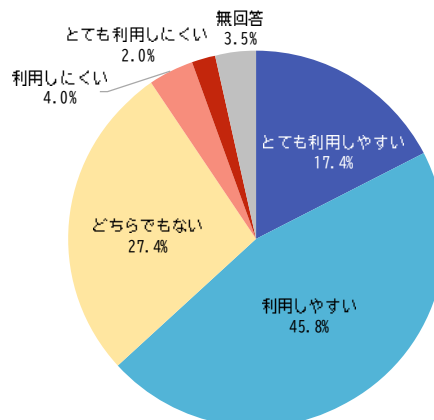
※「ほとんど利用しない」と回答した方、無回答を除く
バリアフリーの観点（乗降時、車内スペース等）からの利用のしやすさ



【区立公園】

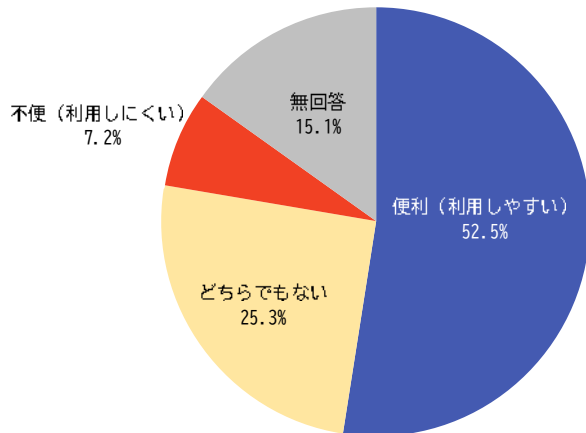
■ 区立公園に対する評価（N=201）

※「ほとんど利用しない」と回答した方、無回答を除く
バリアフリーの観点（園路の段差、設備の使いやすさ等）からの利用のしやすさ

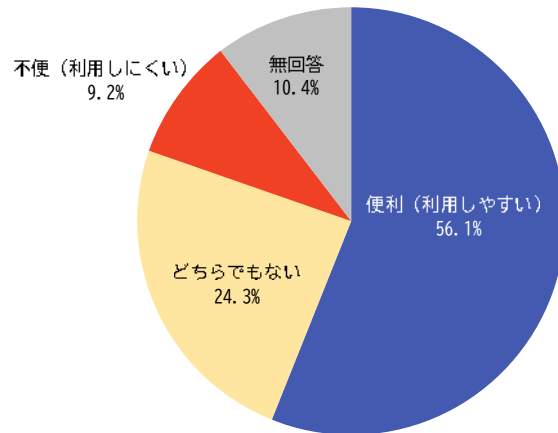


【公共施設等】

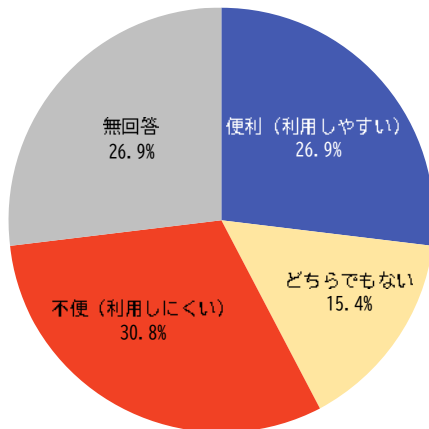
■公共施設等の利用しやすさ・便利さ 墨田区役所・出張所 (N=265)



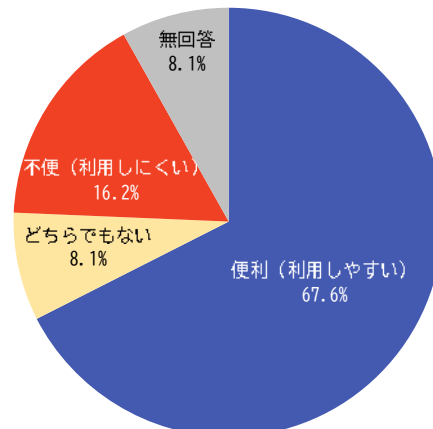
図書館 (N=173)



保健・医療施設 (N=52)



子ども・子育て施設 (N=37)



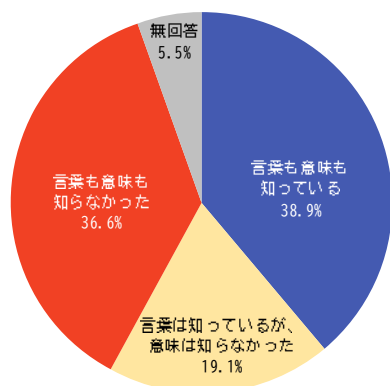
※すみだ保健子育て総合センターに統合される本所・
向島保健センターを除く回答は、便利：35.3%、
どちらでもない：14.7%、不便：11.8%、無回答：38.2%

イ) 障害者差別解消法と心のバリアフリーについて

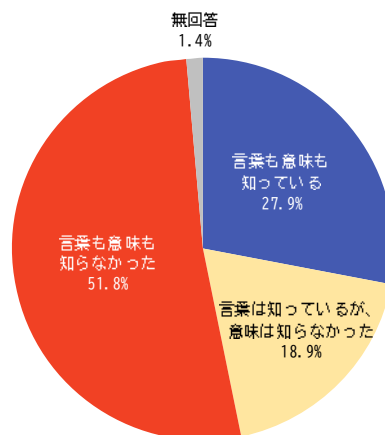
- ・各用語の認知度は約5割～6割であり、その内「言葉も意味も知っている」との回答は約3割～4割である。
- ・職場等での合理的配慮の提供について、対応しているとの回答は約3割である。
- ・困っている方等に対する手助けは約9割の方が経験をしており、特に「電車やバスで席を譲った」、「行き先が分からない人を道案内した」が多い。一方で、声がけや手助けをためらったことがある方の2割が「何を手助けしてよいかかわからなかった」と回答している。
- ・心のバリアフリーを広めるために必要な取組として、「学校教育と連携した学習機会の創出」、「区や国・都などの取組の広報・情報発信」、「SNS を利用した情報発信」に対する意見が多い。

■バリアフリーに関連する用語の認知度等 (N=566)

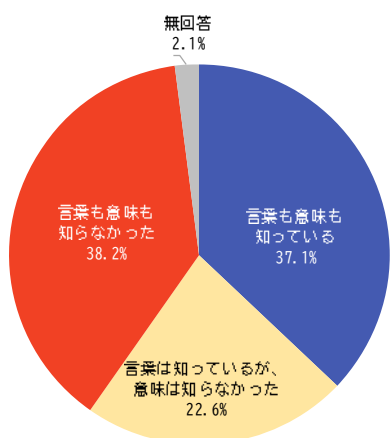
障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」



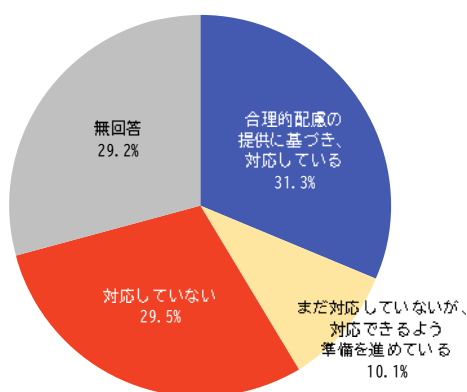
障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」



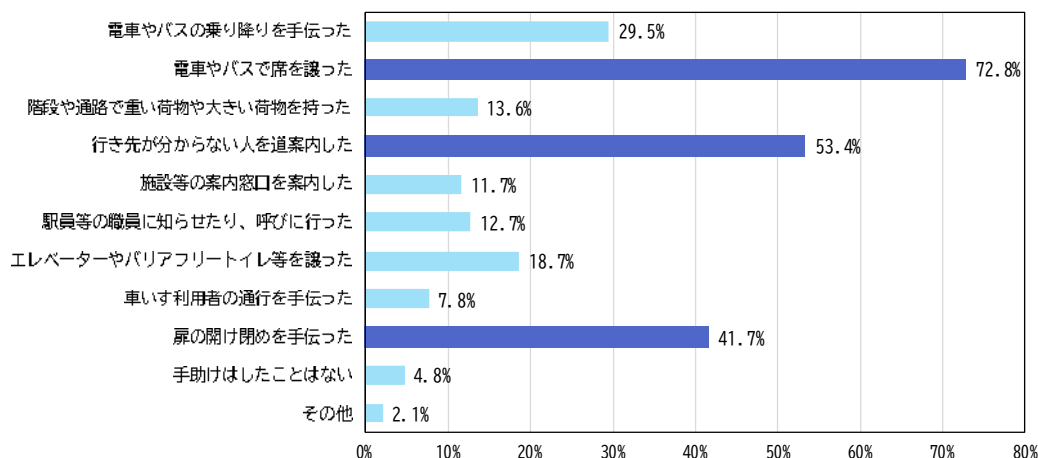
心のバリアフリー



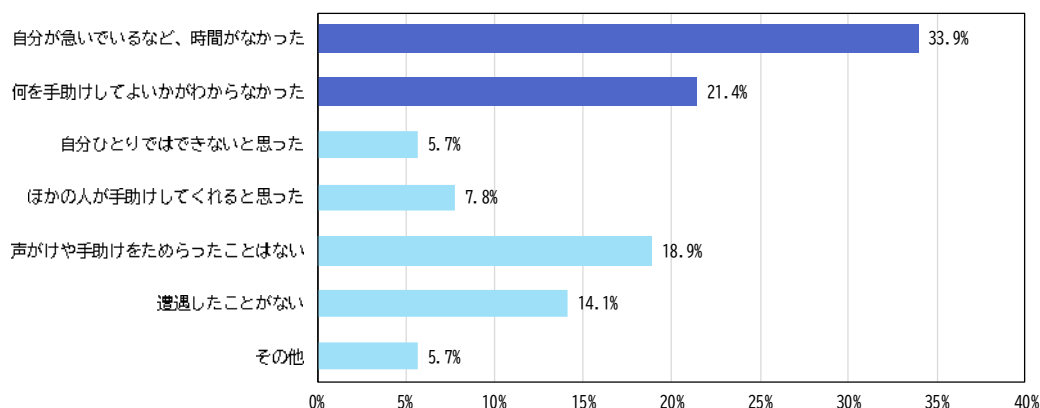
「合理的配慮の提供」の職場等での周知や取組状況



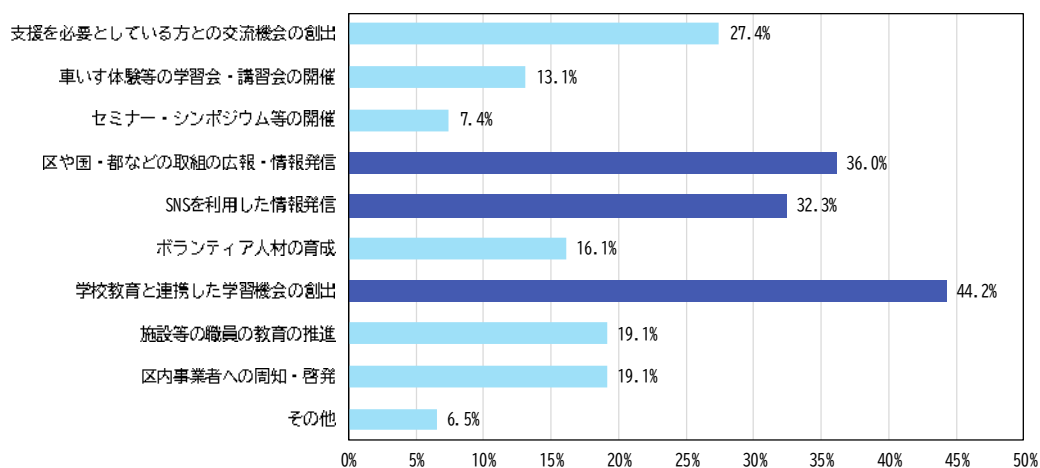
■困っている方や支援を必要としている方に対する手助けの経験（N=566 複数回答）



■困っている方や支援を必要としている方に対して、手助けをためらった理由（N=566 複数回答）



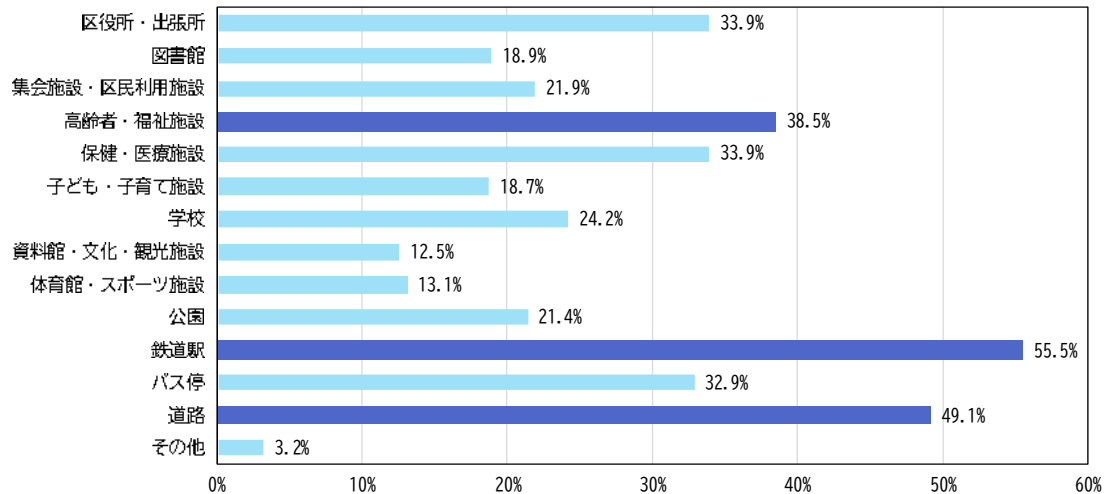
■心のバリアフリーを広める・理解を深めるために必要な取組（N=566 複数回答）



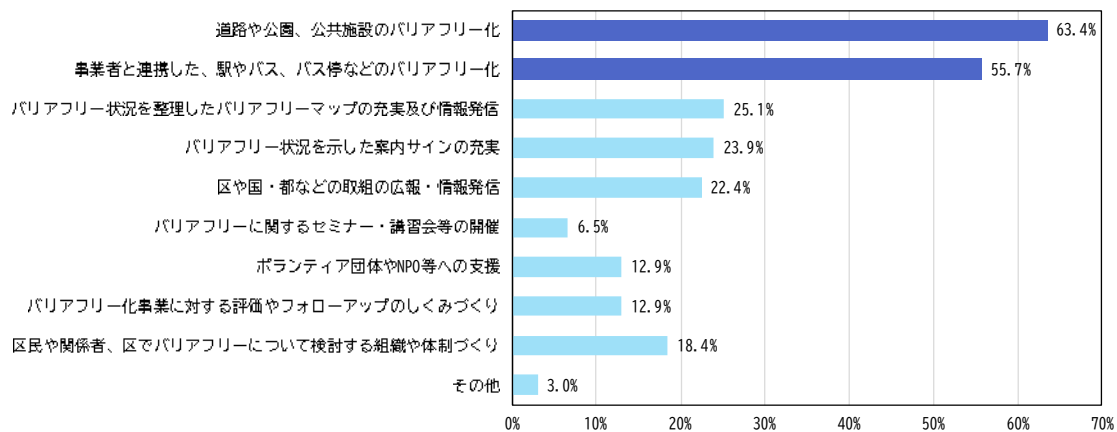
ウ) 区が行うバリアフリーの取組について

- ・重点的にバリアフリー化をすべき施設としては、「鉄道駅」、「道路」、「高齢者・福祉施設」の順番が多い。
- ・区が行うべき役割としては、「道路や公園、公共施設のバリアフリー化」、「事業者と連携した、駅やバス、バス停などのバリアフリー化」が多い。

■重点的にバリアフリー化をすべき施設（N=566 複数回答）



■区内のバリアフリー化を進めていく上で区が行うべき役割（N=566 複数回答）



②子ども向けアンケート調査

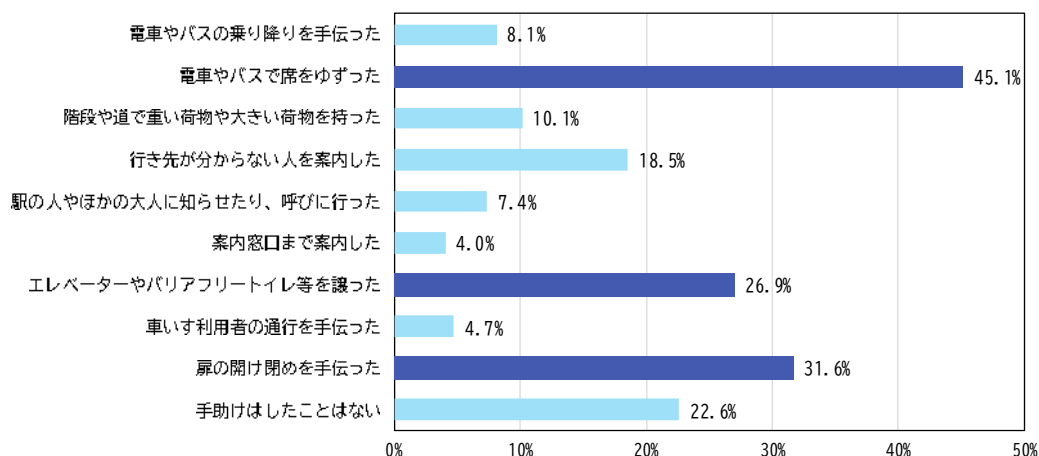
目的	心のバリアフリーに関する用語やサインの認知度、手助けの経験等を把握するために実施
実施時期	令和6年10月中旬～11月上旬
調査方法	紙配布、紙回収
調査対象	区内の小学校児童、児童館等利用者（6歳～18歳まで） 厚生課（現：地域福祉課）所管事業等に関係が深い北部と南部の施設等を対象に実施
回収結果	297件 梅若小学校 57件、中川児童館 93件、江東橋児童館 66件、興望館 81件
主な設問	・用語の認知度 ・困っている方への手助けの経験、心のバリアフリーの取組への意見 ・心のバリアフリーに関するマーク、サインの認知度

【主な結果（抜粋）】

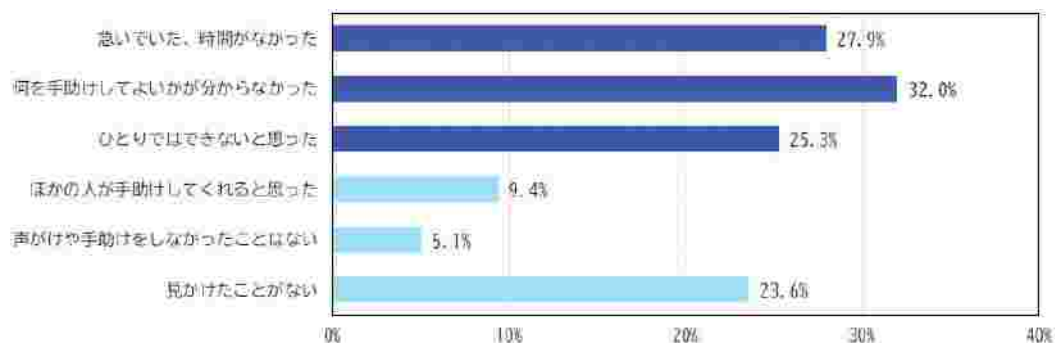
ア) 困っている方への手助けの経験、心のバリアフリーの取組への意見について

- ・困っている方等に対する手助けは約8割の子どもが経験をしており、特に「電車やバスで席を譲った」、「扉の開け閉めを手伝った」等の項目が多い。一方で、困っている方等の手助けができなかった理由としては約3割が「何を手助けしてよいかわからなかった」と回答している。

■手助けの経験（N=297 複数回答）



■困っている方等の手助けができなかった理由（N=297 複数回答）



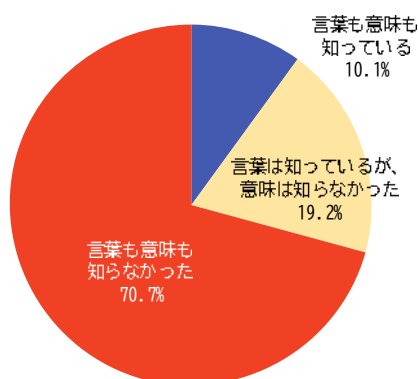
■心のバリアフリーを広げるために必要なこと（一部抜粋）（157 件回答）

- ・地域の人が見る掲示板や街中に心のバリアフリーのポスターを貼る。
- ・Youtube の広告で流す。
- ・yahoo などでもクイズを作ったり、有名な Youtuber に宣伝してもらう。
- ・「心のバリアフリー」という言葉をもっと広めていくためにこのアンケートをみんなでやる。
- ・心のバリアフリーの日を作る。
- ・もっと幅広い世代に「心のバリアフリー」という単語を理解してもらう必要がある。
- ・墨田区のホームページで知らせる。学校で広める。全校朝会で伝える。
- ・小学校・中学校など学生は授業等で言葉の意味を理解し、実技授業を通して日常でも行えるようにする。
- ・お年寄りの人や妊婦さんに席を譲る。
- ・自治体が行っているところをテレビなどで宣伝する。
- ・ヘルプマークを反射板や大きなサイズにして分かりやすくする。

イ) 用語・マーク等の認知度について

- ・「心のバリアフリー」の用語の認知度は約 3 割で、その内「言葉も意味も知っている」との回答は約 1 割である。
- ・「マタニティマーク」「ヘルプマーク・ヘルプカード」「障害のある人のためのシンボルマーク」は認知度が 7 割を超えている。

■心のバリアフリーの用語の認知度（N=297）



■心のバリアフリーのサイン、マークの認知度（N=297 複数回答）



③乳幼児の保護者向けアンケート調査

目的	区内の施設等に対する評価、区の施策等に対する意見を把握するために実施
実施時期	令和6年10月中旬～11月上旬
調査方法	紙配布、紙回収
調査対象	5歳以下の子どものいる保護者
回収結果	379件 厚生課（現：地域福祉課）所管事業等に関係が深い北部と南部の施設等を対象に実施 両国子育てひろば16名、文花子育てひろば23名、中川児童館12名、 江東橋児童館34名、興望館69名、すみだボランティアセンター10名、 私立保育園215名
主な設問	・回答者自身について ・区内の各箇所の利用について ・心のバリアフリーと区の施策について
主な結果	・住まい周辺、駅周辺、バス停周辺の歩道や横断歩道に関する課題としては、「歩道を通行する自転車」と「歩道の幅や勾配」の回答が多い。 ・駅のエレベーターやエスカレーターの利用、バスのベビーカースペースや優先席の利用に対する評価が低い。 ・「心のバリアフリー」の用語の認知度は約5割であり、区民アンケート調査結果（約6割）よりもやや低い。 ・約9割の保護者が「電車やバスで席を譲ってくれた」など、手助けをされた経験がある。 ・心のバリアフリーを広めるための取組として、「SNSを利用した情報発信」、「学校教育と連携した学習機会の創出」、「区や国・都などの取組の広報・情報発信」が多い。

【主な結果（抜粋）】

ア) 区内の各施設の利用について

- ・「駅周辺の道から駅のホームまでの移動」、「駅構内の案内標識」、「券売機」については「移動しやすい・わかりやすい・使いやすい」が約5割の一方で、「エレベーターやエスカレーター」は「使いにくい」が4割以上である。
- ・「バスの停留所や乗降」、「行先案内表示や放送」、「事前の情報収集のしやすさ」については「使いやすい・わかりやすい」が5割以上の一方で、「ベビーカースペースや優先席の利用」は「使いにくい」が約5割である。

【鉄道駅】

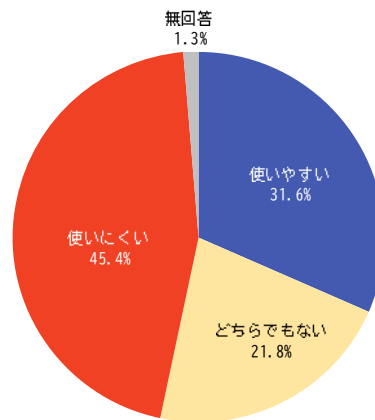
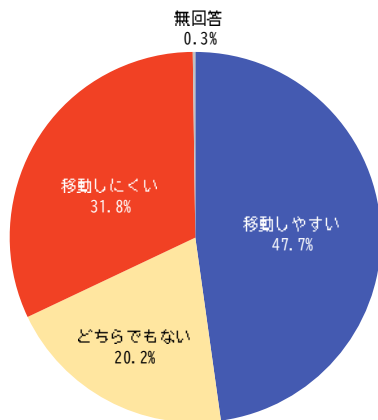
■最もよく利用する駅（N=377）※無回答を除く

駅名	件数	割合
両国駅（JR）	15	4.0%
両国駅（都営地下鉄）	12	3.2%
錦糸町駅（JR）	40	10.6%
錦糸町駅（東京メトロ）	20	5.3%
押上駅（都営地下鉄、京成電鉄、東武鉄道、東京メトロ）	78	20.6%
本所吾妻橋駅（都営地下鉄）	25	6.6%
菊川駅（都営地下鉄）	22	5.8%
八広駅（京成電鉄）	8	2.1%
曳舟駅（東武鉄道）	59	15.6%
京成曳舟駅（京成電鉄）	32	8.4%
とうきょうスカイツリー駅（東武鉄道）	3	0.8%
東向島駅（東武鉄道）	15	4.0%
鐘ヶ淵駅（東武鉄道）	8	2.1%
小村井駅（東武鉄道）	31	8.2%
東あずま駅（東武鉄道）	6	1.6%

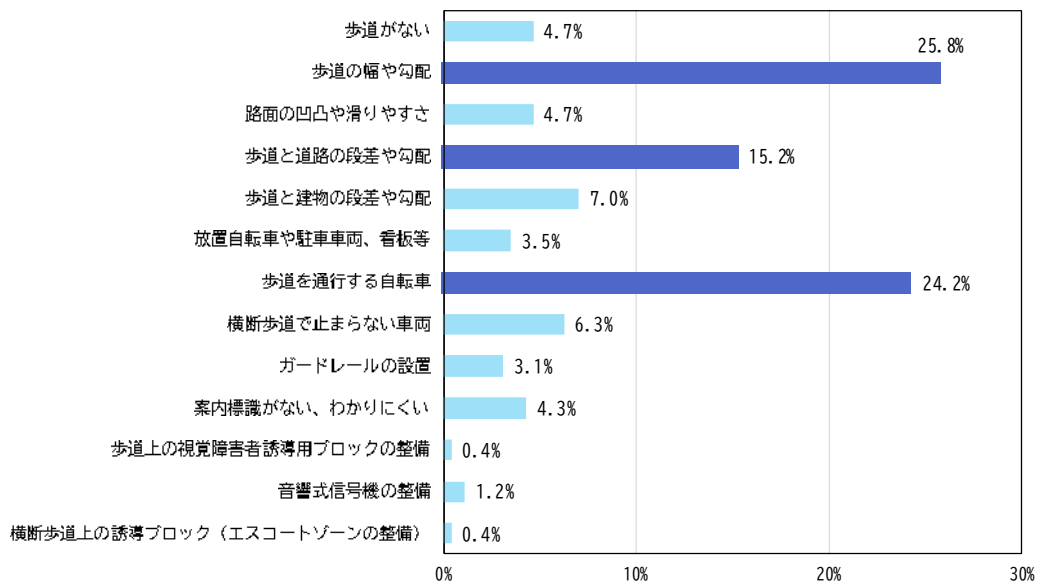
■駅周辺の使いやすさ・わかりやすさに対する評価（N=379）

駅周辺の道から駅のホームまでの移動

エスカレーターやエレベーター



■駅周辺の歩行者空間について課題や気になること（N=256 複数回答、無回答を除く）

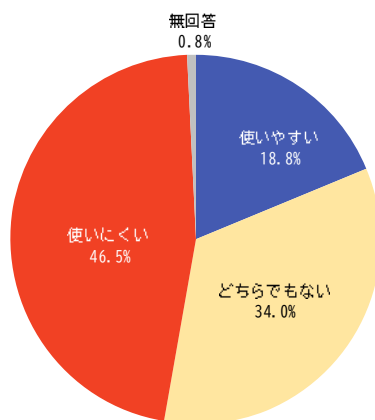
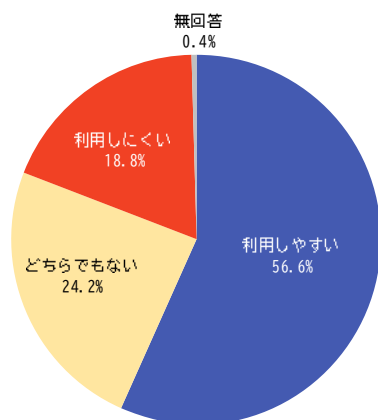


【バス停・バス車両】

■バスの停留所等に対する評価（N=256） ※「路線バスは利用しない」と回答した方、無回答を除く

停留所や乗り換え

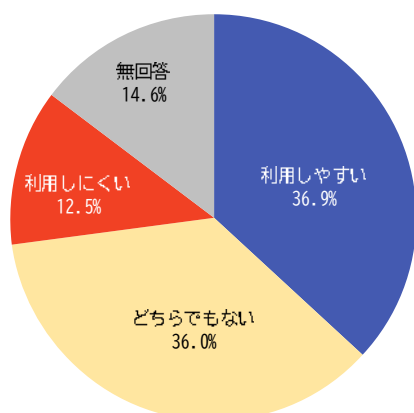
ベビーカースペースや優先席の利用



【タクシー】

■タクシーに対する評価（N=369）

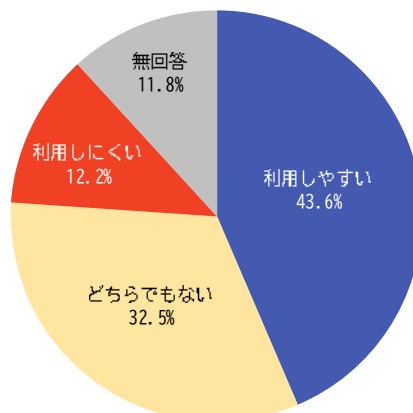
※「ほとんど利用しない」と回答した方、無回答を除く
バリアフリーの観点からの利用のしやすさ（合計）



【区立公園】

■区立公園に対する評価（N=353）

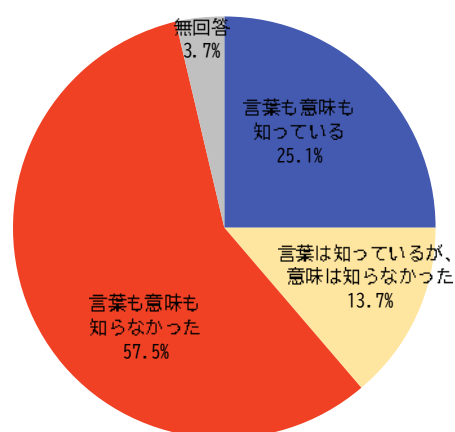
※「よく利用する公園」の無回答を除く
バリアフリーの観点からの利用のしやすさ（合計）



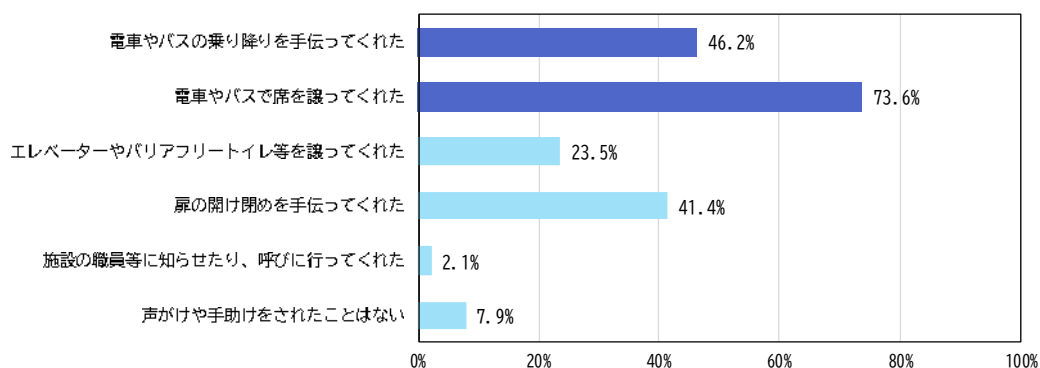
イ) 心のバリアフリーと区の施策について

- ・「心のバリアフリー」の用語の認知度は4割を超えているが、その内「言葉も意味も知っている」との回答は約3割である。
- ・交通機関や施設等の利用時に手助けされたことがあると回答した保護者は9割であり、特に「電車やバスで席を譲ってくれた」「電車やバスの乗り降りを手伝ってくれた」が多い。
- ・心のバリアフリーを広めるための取組として、区民アンケート調査結果より「SNSを利用した情報発信」と「学校教育と連携した学習機会の創出」が多い。
- ・区が行うべき役割として、「道路や公園、公共施設のバリアフリー化」、「事業者と連携した駅やバス、バス停などのバリアフリー化」が多い。

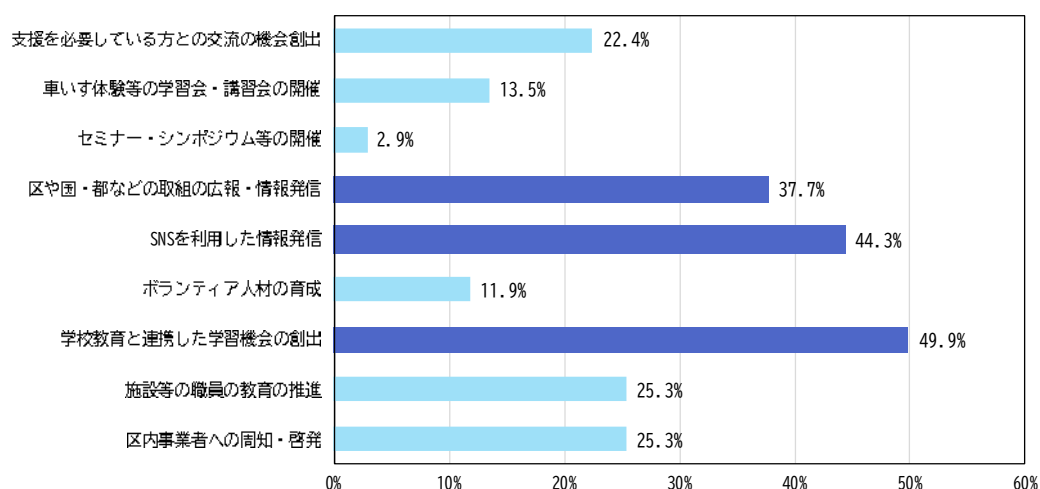
■心のバリアフリーの用語の認知度（N=379）



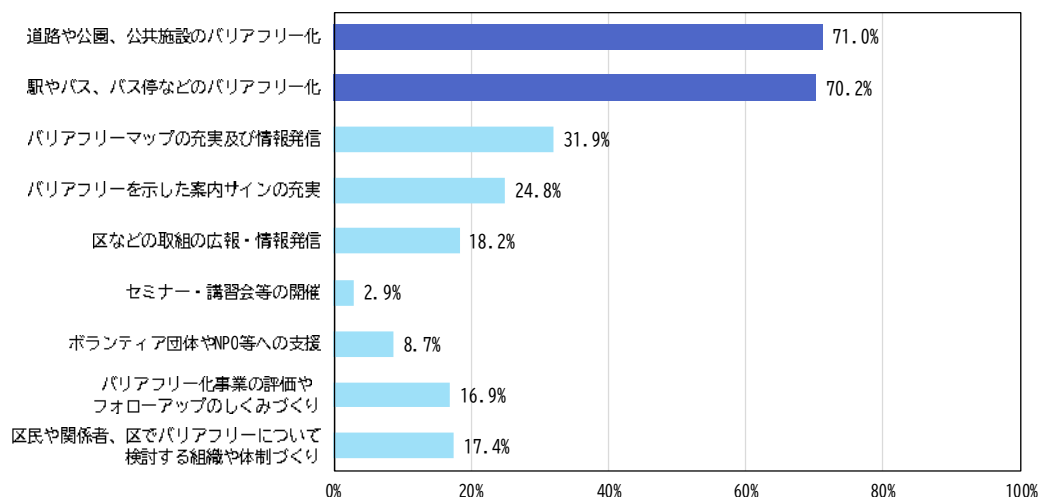
■交通機関や施設等の利用時に手助けされた経験（N=379 複数回答）



■心のバリアフリーを広める・理解を深めるために必要な取組（N=379 複数回答）



■区内のバリアフリー化を進めていく上で区が行うべき役割（N=379 複数回答）



6 まち歩き点検結果

①実施概要

日時・天候	令和7年5月27日（火） 天候：曇り 【まち歩き】午後1時30分から午後2時30分まで 【意見交換】午後2時40分から午後3時45分まで
点検経路	【Aルート】押上駅B3出口 → 押上駅前バス停（都営バス） → 四ツ目通り → 区道 → くるみ児童遊園 → すみだ保健子育て総合センター（区内循環バス停留所含む） 【Bルート】錦糸町駅北口 → 四ツ目通り → 錦糸公園 → ひがしんアリーナ → 四ツ目通り → 横川三丁目バス停（都営バス） → 区道 → すみだ保健子育て総合センター
参加者	高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、手話通訳者、車いす利用者、介助者、 ベビーカー利用者、区施設管理者等、公共交通施設管理者、警察、 墨田区バリアフリー推進協議会会長、墨田区障害者団体連合会会長

②点検ルート及び点検ポイント



③主な意見

対象箇所	主な意見	写真
①押上駅バスロータリー	【駅出入口】 ・車いすでも歩きやすい。[車いす] ・駅出口からバス停まで点字ブロックが繋がっている。 【B3 出口エレベーター】 ・エレベーターに障害者、車いす、ベビーカー優先の表示板が設置されている。 ・観光客はスーツケースで移動している方も多く、エレベーターに乗るのに順番待ちが多い。[ベビーカー] 【バスロータリー】 ・バス到着時間が分かるのは良い。 ・バス停屋根があることで雨をしのぐことができる。[障害者] ・ベンチを置いてほしい。[高齢者]	
①錦糸町駅バスロータリー	・バス停で先行別にどこに並べばよいかわからない。路面に表示（〇〇行 など）があるとよい。[聴覚] ・路上にゴミが散乱しており、足をとられる危険性がある。	
②④四ツ目通り	【京成橋】 ・橋が急で坂が車いすだときつい。[車いす] ・京成橋の傾斜が大きく、車いすだと大変だと思う。[障害者] ・京成橋付近のアップダウンの坂が転びやすい。歩道上に植木やコンテナがあり、歩きにくい。 【地下鉄入口】 ・道路側から東京メトロ押上駅 B2 出口が確認しづらい。段差は解消されている。 【錦糸町駅前交差点】 ・点字ブロックが連続していない箇所がある。 ・四ツ目通りに入る手前の道幅が急に狭くなっているの、すれ違うのには通りにくい。[車いす] ・交差点の歩道が狭く、信号待ちの歩行者が道路にあふれている。 ・歩車境界の段差が気になる。手動車いすでは大変だと思う。[車いす] 【歩道】 ・歩道が狭い。[車いす] ・歩道の傾斜が急なところがあり、危ない。[聴覚] ・四ツ目通りと蔵前橋通りの交差点を過ぎると歩道が狭くなり、交差しにくい。[車いす] ・自転車を通ると、車いすと入り乱れて歩道が狭く感じる。 ・無電柱化は歩道が広くなり、景観としても良い。 ・自転車が車道を走りやすくなっている（賛育会病院前）。 ・自転車が多い。	
③押上バス停	・案内パネル等があり、バス停前の整備は良い。[高齢者] ・屋根、ベンチが整備されており、利用者が使いやすい。 ・歩道の有効幅員が少なく、歩行者が少し歩きにくい。	



対象箇所	主な意見	写真
⑤横川三丁目バス停	- 案内表示が高い位置にあり、字が小さいのでわかりにくい。行先の表示が見えにくい。[車いす] - 歩道が斜めになっており、車いすではバスへの乗車が難しい。[車いす] - 屋根、ベンチがない。周辺のスペースは広いが、設置の基準はあるのか。	
④⑥区道	【全体】 - 家の前の段差（切り下げ）が多い。[車いす] - 歩道の傾斜が急なところがあり、危ない。[聴覚] - 整備されていない歩道は段差もあり歩きにくい。 【オリナス前】 - 歩道が悪い。平らではなく斜めになっていて危ない。[車いす] - 横断歩道に信号がない。自転車が多く、車も止まってくれない。道路側が平坦でない。 - 点字ブロックの形と歩車境界に差がある。ブロックの形を変更してもいいのではないかな。 - 歩道に点字ブロックが片側しかない。 【ゼロタッチ段差箇所】 - 交差点の段差が少なく良い。区道で段差が少ないのはこの交差点1か所だけで、他は段差があった。[車いす] - 境界線段差が車いすでもスムーズである。[障害者] - 歩道と車道の差で転んだことがある。ゼロタッチ段差は最高。[高齢者] - 車道歩道の段差が平たくてベビーカーは動かしやすい。[ベビーカー]	 
⑤くるみ児童遊園	【全体】 - 十分に段差解消されている。案内板、トイレもわかりやすい。 【バリアフリートイレ】 - バリアフリートイレが狭く、車いすで使用できない。[車いす] - トイレが少し狭い。寝台がなく困る。利用者のため、大きくてまっすぐな寝台を作ってほしい。[聴覚]	
③錦糸公園	- 四ツ目通り側入口の車止めは、車いすでする際、中央のポールがもう少し細いとスムーズに通れる。オリナス側の車止めのほうが通りやすい。[車いす] - 車いす用の通路は、路面にマークが1か所しかないののでわかりにくい。入口や道中の数箇所に設置した方がよい。何箇所かあると、ここが車いすでする場所とわかるので、ありがたい。[車いす] - ひがしんアリーナの周囲にある自動販売機は、段差があり車いすでは近づけないため買えない。下側にボタンの設置もない。[車いす] - 点字ブロックの色がわかりにくい。 - 放置自転車の対応がされている。 - 園内の段差がほとんどなく、移動しやすい。	 
④ひがしんアリーナ	【入口】 - 扉の前後（屋内と屋外）で点字ブロックが離れすぎている。 - 点字ブロックをふさがないようにマットを敷いている。 - 入口の点字ブロックとマットがくっついているので、車いすだと点字ブロックの上を通ることになり動きにくい。[車いす] - 点字案内板があるが、人で補うようになっているのか。 【エレベーター】 - エレベーターのかご内の表示（各階の案内）がわかりにくい。人がたくさん乗っていると見えなくなるため、かご内の壁では	

対象箇所	主な意見	写真
	なく、ドア上部にあると良い。[車いす] ・かご内外ともに、エレベーターのボタンがわかりにくい。 ・2階のエレベーター前で、点字ブロックの幅と通行幅（ドア幅）が合っていない。ドアを両開きにするべき。 【バリアフリートイレ】 ・ベビーシートの利用者を2階3階のトイレに誘導する表示がしてあるのは良い。 ・トイレ内で転回する時や鍵をかける時に、ベビーチェアと手を乾かす機械が邪魔になる。設置位置を少しずらしてほしい。[車いす]	
⑥⑦すみだ保健子育て総合センター	【全体】 ・墨田区巡回バスがコースを変更して保健センター前に停車するようになり、良かった。[障害者] ・建物前の広場に床板の高さの違うベンチが設置されており、利用しやすいと感じた。 ・入口に音声案内もあり、館内に段差がない。 ・筆談ができる。ソフト面のバリアフリーの対策がされている。 【バリアフリートイレ】 ・1階に2か所にして欲しい。[車いす] ・ユニバーサルシートのピクトグラム*が間違っている。[車いす] ・トイレの音声が気になる。使用している時、早く出ると言われている気がする。[車いす] ・ユニバーサルシートがついていて良い。	



7 バリアフリーに関する基準等

バリアフリーに関する分野別の関連する基準・ガイドライン・条例等は以下のとおりです。

種別	項目	名称	所管
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準	国土交通省
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	
	建築物	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準））	
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン	
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン	
	道路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	
	駐車場	車いす使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン	
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	東京都
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	墨田区
		墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例	
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都
		墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	墨田区
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都
		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	墨田区
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都
	駐車場	東京都駐車場条例	
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	

8 用語解説

本文中に「＊」で示した単語の説明を示しています。

あ行	愛の手帳（東京都療育手帳）	東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付する手帳。知的障害者の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1度から4度に区分される。
	エスコートゾーン	道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列。
	音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。
か行	階段昇降機	階段の昇り降りが困難になった方が、機械の力で階段の昇り降りをする乗り物のこと。室内や屋外にガイドレールを設置し、そのガイドレールにそって備え付けたいすが駆動する。
	合理的配慮	障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
さ行	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、交付されるもの。障害の程度により、1級から7級に区分される（ただし、7級の障害が一つのみでは手帳の対象にはならない）。
	精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、障害の程度により1級から3級に区分される。
な行	ノンステップバス	床面を35センチメートル程度まで下げて乗降口のステップ（階段）をなくしているバス車両のこと。
は行	バリアフリーストイレ	車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト用流しなどの多様な利用者に対応した設備を設けたトイレのこと。
	ピクトグラム	表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。
	副籍交流事業	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の学区区域の区立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る事業のこと。
	ホームドア	プラットホーム縁端部に設けた壁とドアにより、プラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備のこと。プラットホームからの転落、列車との接触、線路内への侵入の防止に効果がある。
や行	ユニバーサルデザイン	プラットホーム縁端部に設けた壁とドアにより、プラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備のこと。プラットホームからの転落、列車との接触、線路内への侵入の防止に効果がある。





(奥付)





ひと、つながる。
墨田区

（裏表紙）

